

令和 4 年

三川町議会会議録

第 1 回議会定例会

令和 4 年 3 月 8 日 開会

令和 4 年 3 月 15 日 閉会

三川町議会事務局

令和 4 年

第 1 回 三川町議会定例会会議録

令和 4 年 3 月 8 日 開 会

令和 4 年 3 月 15 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日

3 月 8 日 (火)

会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般報告	
・ 全国町村議会議長会の表彰報告	6
・ 三川町振興審議会報告	6
施政方針	
・ 三川町施政方針	8
・ 教育委員会行政方針	14
・ 農業委員会行政方針	17
議第 1 号 令和 3 年度三川町一般会計補正予算 (第 5 号) の専決処分の承認について	18
議第 2 号 令和 3 年度三川町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分の承認について	18
議第 3 号 令和 3 年度三川町一般会計補正予算 (第 7 号) の専決処分の承認について	21
議第 4 号 令和 3 年度三川町一般会計補正予算 (第 8 号)	23
議第 5 号 令和 3 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	23
議第 6 号 令和 3 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	23
議第 7 号 令和 3 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	23
議第 8 号 令和 3 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)	23
議第 9 号 令和 3 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	23
議第 10 号 令和 4 年度三川町一般会計予算	51
議第 11 号 令和 4 年度三川町国民健康保険特別会計予算	51
議第 12 号 令和 4 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算	51
議第 13 号 令和 4 年度三川町介護保険特別会計予算	51
議第 14 号 令和 4 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算	51
議第 15 号 令和 4 年度三川町下水道事業特別会計予算	51
一般質問 1 名	53

【予算審査特別委員会 開催】

第 2 日 3 月 9 日 (水) 休 会

第 3 日 3 月 10 日 (木) 会議録第 2 号

一般質問 5 名 6 7

第 4 日 3 月 11 日 (金) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 5 日 3 月 12 日 (土) 休 会

第 6 日 3 月 13 日 (日) 休 会

第 7 日 3 月 14 日 (月) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 8 日 3 月 15 日 (火) 会議録第 3 号

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長報告） 1 3 3

議第 21 号 三川町と山形県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機
関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制
定について 1 3 7

議第 16号	三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の全部を改正する条例の設定について	137
議第 17号	三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定について	137
議第 18号	三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	142
議第 19号	三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	142
議第 20号	三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	145
議第 22号	三川町教育委員会委員の任命について	150
議第 23号	三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について	152
議第 24号	人権擁護委員候補者の推薦について	153

令和4年第1回三川町議会定例会会議録

1. 令和4年3月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
齋 藤 い つ 総 務 課 長 補 佐 (総 務 担 当)	本 間 純 総 務 課 長 補 佐 (危 機 管 理 担 当)
鈴 木 亨 総 務 課 長 補 佐 (財 政 担 当)	吉 田 直 樹 企 画 調 整 主 査
菅 原 明 大 企 画 調 整 係 長	五十嵐まなみ 住民主査兼住民係長

木村 功	福祉主査兼福祉係長	真 崙	幸 介	護 支 援 係 長
佐藤 潮	地域包括支援センター補佐	齋藤 哲	健康福祉課健康係長 (衛生担当)	
佐藤 千 絵	健康福祉課健康係長 (保健担当)	鈴木 武 仁	産業振興課長補佐 (農政担当)	
今野 徹	産業振興課長補佐 (商工観光担当)	高橋 朋 子	商工観光係長	
五十嵐 章 浩	建設主査兼建設係長	三船 伸 並	環境整備係長	
渋谷 淳	会計課長補佐	齋藤 一 哉	教育課長補佐 (社会教育担当)	
大瀧 功 喜	学校教育主査兼学校教育係長 (教育指導担当) 兼指導主事	星川 洋 平	学校教育係長	
加藤 恵 美	家庭支援主査兼係長	粕谷 恵	子ども支援係長併 学校教育係長	
和田 勉	監 査 委 員	庄 司 正 廣	農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤 仁 志	議会事務局長	飯 鉢	凜 書	記
渡部 貴 裕	書 記	遠 渡	蓮 書	記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・全国町村議会議長会の表彰報告・三川町振興審議会報告
日程第 4	施政方針 <ul style="list-style-type: none">・三川町施政方針・教育委員会行政方針・農業委員会行政方針
日程第 5	議第 1 号 令和 3 年度三川町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について
日程第 6	議第 2 号 令和 3 年度三川町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認について
日程第 7	議第 3 号 令和 3 年度三川町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認について
日程第 8	議第 4 号 令和 3 年度三川町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 9	議第 5 号 令和 3 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 10	議第 6 号 令和 3 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 11	議第 7 号 令和 3 年度三川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 12	議第 8 号 令和 3 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 13	議第 9 号 令和 3 年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 14	議第 10 号 令和 4 年度三川町一般会計予算
日程第 15	議第 11 号 令和 4 年度三川町国民健康保険特別会計予算
日程第 16	議第 12 号 令和 4 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 17	議第 13 号 令和 4 年度三川町介護保険特別会計予算
日程第 18	議第 14 号 令和 4 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 19	議第 15 号 令和 4 年度三川町下水道事業特別会計予算

○議長発議により、予算審査特別委員会設置（審査付託）

日程第20 一般質問 1名

○ 散 会

○議 長（佐藤栄市議員） ただいまから令和4年第1回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議 長（佐藤栄市議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番 砂田 茂議員、
6番 鈴木淳士議員、以上、2名を指名します。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る3月3日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として令和3年度各会計補正予算専決処分の承認3件、令和3年度各会計予算6件、令和4年度各会計予算6件、条例の設定及び制定5件、事件案件1件、人事案件3件、以上24件があり、この他に諸般報告2件、施政方針3件、一般質問6名であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日8日から15日までの8日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に、三川町施政方針、教育委員会及び農業委員会の行政方針が示されます。なお、この際に、補佐・主査・係長も出席となります。次に、専決処分の承認3件について、それぞれ質疑、討論、採決を行い、次に、令和3年度各会計補正予算6件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、令和4年度各会計予算6件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置して各会計予算を審査付託し、委員会構成を行います。その後、一般質問を行います。一般質問は6名の議員から通告があり、本日は通告順で1名の一般質問を行います。本日はこれで散会となります。

第2日目の9日は、本会議は休会となります。

第3日目の10日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行い、これで散会となります。

第4日目の11日は休会となり、午前9時30分から予算審査特別委員会を開会し、委員会構成の後、審議日程に沿って、7日目の14日まで予算審査特別委員会が本会議場で開催されます。予算審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配布いたします。また、予算審査においては補佐・主査・係長の出席を求めることとしておりますが、所管以外の審査等では拘束しないこととします。

第8日目の最終日15日は、午前9時30分に本会議を開き、予算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決となります。その次に、町長提案の条例設定及び制定5件、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件3件が上程され、質疑、

討論、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のおおりにありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いします。

なお、一般質問においては奇抜なアイデアと政策提言を積極的に行うことを希望しまして、議会運営委員会の報告といたします。

- 議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいま委員長の報告のおおりに、本定例会の会期は、本日から3月15日までの8日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの8日間に決定しました。

- 議 長（佐藤栄市議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

初めに全国町村議会議長会表彰報告であります。9番 町野昌弘議員。

- 9 番（町野昌弘議員） 全国町村議会議長会等の表彰報告。去る2月8日に、全国町村議会議長会の第73回定期総会が開催され、地方議員として15年以上の在籍議員に対する自治功労者表彰として小林茂吉議員が表彰されました。

衷心よりお祝い申し上げますとともに、今後とも、三川町の振興と発展、町民の福利増進のため一層のご活躍をご期待申し上げます。

以上、三川町議会運営規程第147条の規定により、表彰に関する報告といたします。

- 議 長（佐藤栄市議員） ただいま報告ありましたことについて表彰状を授与いたします。小林議員は前へお進み願います。

表彰状。

山形県三川町 小林茂吉殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられましたこの功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。

令和4年2月8日。

全国町村議会議長会会長 南雲 正。

おめでとうございます。

- 議 長（佐藤栄市議員） 次に町当局より、三川町振興審議会に関することについて報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

- 説明員（石川 稔副町長） 三川町振興審議会に関しましてご報告申し上げます。

お手元に配布の報告書をご参照願います。

三川町振興審議会に、第4次三川町総合計画に係る令和4年度・令和5年度・令和6年度実施計画の策定について諮問し、その答申を求めたところであります。

それでは、その経過について申し上げます。

三川町振興審議会に関する報告書

1. 諮問事件

第4次三川町総合計画に係る令和4年度・令和5年度・令和6年度実施計画の策定について

2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

3. 答申の経過

- (1) 令和4年2月18日午後1時30分、三川町役場講堂において、令和3年度第2回三川町振興審議会を招集した。
- (2) 委員15名と当局から町長、副町長、教育長、総務課長、企画調整課長、町民課長兼会計管理者兼会計課長、健康福祉課長、子育て支援主幹、産業振興課長（農業委員会事務局長併任）、建設環境課長、教育課長、議会事務局長が出席し、午後1時30分に開会した。
- (3) 会長及び町長あいさつの後、会長が議事録署名委員に菊地孝一委員、工藤陽子委員を指名した。
- (4) 議事に入り、第4次三川町総合計画に係る令和4年度・令和5年度・令和6年度実施計画の策定について諮問し、副町長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。
- (5) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午後3時30分に閉会した。

4. 答申の内容 諮問した計画の策定については、原案のとおり

5. 少数意見の留保の有無 無し

以上、第4次三川町総合計画に係る令和4年度・令和5年度・令和6年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

令和4年3月8日

三川町長 阿部 誠

以上でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長が議場に入りますので、暫時休憩します。

(午前 9時43分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。

(午前 9時50分)

○議長（佐藤栄市議員） 日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 令和4年3月議会定例会の開催にあたり、令和4年度の町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げる次第であります。

私は、町長就任以来、常に「町民の目線に立ち、町民と向き合う町政」という基本姿勢のもと町政運営にあたり、また、「住民参加による協働の推進」、「効率的な行政運営の推進」、「持続可能な財政基盤の確立」という行財政運営の3つの柱を基本に取り組んできたところであります。

本年度は、第4次三川町総合計画の2年目となりますが、引き続き、協働のまちづくり、安全・安心で住みよい町、町民の健康と福祉の向上、教育及び子育て環境の充実、さらに、産業の振興に向けて、本計画の一層の推進を図り、各施策の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

さて、日本の経済は、依然として新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続いていることから、景気を持ち直しが期待されながらも、原材料価格の高騰による下振れリスクが懸念されるなど、先行きが不透明な状況となっております。

こうした状況の中において、政府は、新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」の実現を図るため、令和4年度政府予算案を閣議決定したところであり、その基本方針に基づいて編成された国の一般会計予算規模は、前年度の当初予算対比で0.9%増の107兆5,964億円となり、当初予算としては10年連続で過去最大を更新するものであります。

一方、地方財政計画における地方財源については、地方税収入を4兆1,305億円、前年度比8.3%増と見込み、一般財源総額は6兆3,635億円で、前年度比1.1%の増となり、地方交付税は1兆8,538億円で3.5%の増、地方債は7兆6,077億円で32.3%の減となっております。

このような状況において、本町では、健全な財政運営を堅持することを前提としながら、子育て支援の充実と健康・生きがいくりの推進、安全・安心で快適な環境の構築、魅力ある産業の創出と交流人口の拡大を基本として、令和4年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず、歳入につきましては、新型コロナの影響はあるものの、本町の税収状況や地方財政計画等を踏まえ、町税並びに地方消費税交付金、地方交付税等については、一定の増額を見込むとともに、国・県補助制度や地方債の活用、さらに、ふるさと基金及び財政調整基金の繰入などにより、必要な財源の確保に努めたところであります。

一方、歳出につきましては、新型コロナ対策として所用額を見込んだほか、行財政改革を

一層推進しながら、町政発展の根幹となる第4次総合計画事業費を最大限確保し、諸施策を講ずることといたしました。

この結果、令和4年度の一般会計予算は49億8,200万円となり、対前年度比4.9%の減額となる予算を編成いたしました。

なお、特別会計につきましては各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしましたところであります。

次に、令和4年度における主要な施策の概要について申し上げます。

まず、企画行政について申し上げます。

昨年度策定いたしました「第4次三川町総合計画」、及び第2期「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、総合計画に掲げた町の将来像「あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち ハートフルタウン みかわ」の実現に向け、また、総合戦略においては、少子高齢化に伴う課題や人口減少の抑制、地域経済の活性化に取り組み、町民の安全・安心な暮らしの確保と福祉の向上に努めながら、多くの方々から「選ばれるまちみかわ」をめざしてまいります。

協働のまちづくりの推進につきましては、町民や町内会、事業所等の公益的な活動の支援のほか、「広報みかわ」をはじめ、ホームページ、SNSなどの様々な媒体を活用し、的確な行政情報を提供するとともに、町民の方々の積極的なまちづくりへの参加と提言等の機会の確保に努めてまいります。

地域開発推進事業につきまして、定住人口の増加をめざす桜木地区住環境整備については、住宅地開発の前提となる周辺地域の排水対策を講じながら、早期の造成をめざしてまいります。また、雇用の創出と地域経済の活性化を図る「みかわ産業団地」においては、新たな計画を基に企業誘致や造成等整備に向けた取り組みを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、庄内南部、北部のそれぞれの共生ビジョンに基づき、圏域の市町が持つ都市機能や地域資源を有効に活用し、役割を相互に分担しながら必要な生活機能を確保し、住民の安全・安心な暮らしを守り、人口の定着と、潤いや賑わいのある圏域づくりをめざしてまいります。

電子自治体の推進につきましては、国全体のデジタル化が進む中、本町においても、身近な行政サービスを提供する基礎自治体として、時期を逸することなく、行政事務のデジタル化や、手続のオンライン化に取り組み、町民の利便性の向上とともに、事務の効率化に取り組んでまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

農業は、食料を持続的かつ安定的に生産・供給する生命にかかわる産業であるとともに、地域経済を支える重要な産業であります。また農地をはじめとする農業関連資産は、自然災害を緩衝し住民の生命財産を守る地域インフラとしての役割も担っており、本町の基幹産業である農業の振興を図ることは町全体の発展に関わる取り組みであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症のまん延は、外食産業等の米の消費の落ち込みが大きく影響するとともに、令和3年産米の作柄が良かったことから、米の在庫量の増加を

招くこととなりました。このことにより、JAによる概算金の単価が銘柄によっては2千円を超える引き下げとなり、稲作農業は厳しい状況に置かれています。

こうした状況を踏まえ、本町におきましては、農業所得の向上に主眼を置いた振興策を再構築し、引き続き、こだわりの米づくりを推進してまいります。また、園芸作物等による所得の獲得とともに、土づくりの支援を一体的に推進してまいります。

地域住民の暮らしを支える農業の推進につきましては、農業・農村の生産基盤、生活基盤の整備を図るため、「多面的機能直接支払」の取り組みを強化するとともに、農業生産に伴う環境への負荷の低減を図り、安全・安心な米づくりをめざした環境の整備を推進してまいります。

また、ゲリラ豪雨などの自然災害対策として実施しております「農村防災減災事業」につきましては、潞地内の二丁堀排水機に続き、土口地内の二丁排水機も稼働を開始したところであります。本年度は、外構工事等の付帯工事の完成に向け、県や土地改良区との連携を密にし、その推進を図ってまいります。

次に、商工業並びに観光振興について申し上げます。

本町における商工業の総合的な発展と雇用の安定をめざすうえで、出羽商工会の役割は大きなものがあり、商工会が実施する中小企業や小規模事業者の経営体質の強化とともに、事業所研修等の各種取り組みに対し引き続き支援してまいります。

地域経済の活性化につきましては、本年度においても地域通貨「菜のC a」の発行事業を出羽商工会と連携して実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、中小企業に対する利子補給や町外で就学している学生への支援を今年度も実施してまいります。また、特産品の開発につきましては、観光協会や町内事業者等の連携により、その推進を図ってまいります。

観光振興につきましては、例年開催しております季節ごとのイベント等について、創意と工夫により感染対策に万全を期して、できる限り開催し、交流人口の拡大と賑わいの創出、地域経済の活性化に取り組んでまいります。また観光協会やみかわ振興公社等との連携、さらに、ふるさと応援寄附金制度の活用により、本町のイベントや田園に囲まれた美しい景観の魅力などを全国に発信し、多面的な誘客活動に取り組んでまいります。

「いろり火の里」施設の運営につきましても、感染症対策により、安全で、安心して利用できる施設としての信頼と、利用者や収益の回復が図られるよう支援してまいります。さらに、利用者ニーズをとらえたタイムリーな情報発信により、施設全体の利用促進とともに、交流拠点施設としての交流人口の拡大と、賑わいの創出につながるよう努めてまいります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

社会構造や暮らしの変化により、新たな地域社会の構築が求められる中、子どもから高齢者まで、すべての人が住み慣れた地域の中で、お互いに助け合い、支え合いながら共に暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。今年度より始まる「第4期三川町地域福祉計画」に基づき、社会福祉協議会を始めとする関係機関との連携を図りながら、地域福祉を総合的、かつ計画的に推進してまいります。

まず、新型コロナウイルス感染対策拡大と長期化により、生活困窮による相談が増加してきていることから、その相談者の自立に向けた相談体制の充実を図り、県や関係機関との連携を深めながら、包括的な相談・支援に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加を踏まえた地域での支え合いの体制づくりに取り組むとともに、在宅での介護・療養ニーズに対応した日常生活支援や在宅介護サービス等、個々の生活実態に合わせた多様なサービスを提供してまいります。

障害者福祉につきましては、障害のある方が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、障害の程度に応じたサービスの提供に努めるとともに、相談支援、重症心身障害者や障害児の家庭支援、就労支援などを充実してまいります。また、「三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例」の主旨を広く周知し、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

子育て支援策につきましては、子育て世代の負担軽減を図るため、本町独自の出産祝金の支給とともに、昨年度から実施しております山形県出産支援給付金の支給や、子育て支援医療給付事業の中学生までの入院、及び通院医療費の完全無料化、さらに、保育料の段階的無料化についても継続してまいります。

また、子どもの健やかな成長に資するため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子どもとその家庭や妊産婦等に対する支援の継続とともに、要保護児童対策地域協議会を構成する機関・団体等との連携のもと、児童虐待の早期発見、早期対応と未然防止に努め、要保護児童への適切な保護や支援に努めてまいります。

保健関連事業につきましては、第2次健康づくり計画に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、生活習慣病の予防、こころの健康づくり等に取り組んでまいります。また、特定健診や各種がん検診の受診勧奨に努め、健康意識の高揚とともに、疾病や重症化の予防について、個別の状況に合わせた保健指導を実施してまいります。

母子保健の分野につきましては、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の拡充を図るため、「母子健康包括支援センター」を拠点に、産前・産後サポート事業や産後ケア事業を通し、包括的な相談、支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。また、3歳児健診における視覚検査に「屈折検査」を導入し、視覚異常の早期発見と適切な治療につなげることができるよう取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、県や庄内地域の感染状況に応じた適切、かつ迅速な対応を図るとともに、「新たな生活様式」の周知徹底と意識醸成に引き続き努めてまいります。また、3回目となるワクチン接種については、地区医師会や医療従事者等の協力を仰ぎながら、早期の接種完了をめざすとともに、全庁的な協力体制としてのプロジェクトチームを整備しながら円滑に進めてまいります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、本町の保険税率の算定においては、基金等を有効に活用することにより、税率の引き上げを極力抑制してまいります。また、県や国保連合会

等との連携により、疾病予防や生活習慣の改善をめざす各種検診等の受診率向上を図るとともに、町内会や各種団体等と連携し、社会全体での健康づくりに取り組み、町民の健康寿命の延伸をめざしてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、広域連合と連携しながら、制度の適切な運営に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、令和7年に団塊の世代が全て75歳以上となり、後期高齢者数の増加とともに、認知症高齢者や介護を必要とする方が増加していくことが見込まれております。それに伴い介護給付費の増加が懸念されることから、今後とも、質の高い介護サービスを安心して受けることができるよう、第8期介護保険事業計画の推進と、介護保険制度の適切かつ円滑な運営に取り組んでまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを包括的、かつ継続的に提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる充実に取り組んでまいります。

次に、建設関係行政について申し上げます。

道路や橋梁、下水道等のインフラ施設は、町民の快適で利便性が高い生活や産業を支える基盤となるものであることから、安全で安心して利用できる施設としての整備とともに、自然と調和した住環境の保全に取り組んでまいります。

道路整備につきましては、経年劣化が進んでいる幹線町道の舗装改良と道路照明灯などの付属物の点検に取り組み、道路利用者の安全の確保に努めてまいります。また、橋梁につきましては、予防保全型管理による計画的な改修を行うとともに、橋梁点検の評価結果を踏まえて「橋梁長寿命化修繕計画」の改訂に取り組んでまいります。

治水対策につきましては、豪雨による浸水被害を防ぐため、排水路等の整備・改修とともに、排水機場の適切な管理と機能の維持に取り組んでまいります。また、国直轄河川の治水事業計画の着実な推進と、県管理河川の支障木の伐採や土砂浚渫等の河川改修について、関係機関と連携して強く要望してまいります。

国道や県道などの交通ネットワークにつきましては、国道7号三川バイパスの4車線化や両田川橋の架け替え、県道東沼長沼余目線の東側延伸、藤島由良線の歩道等整備について、関係機関に要望してまいります。

公園や緑地等につきましては、本町の中央を流れる赤川の自然環境を生かし、交流人口の拡大と魅力の創出を目指した「かわまちづくり整備事業」による赤川河川緑地ふれあい広場の整備に取り組んでまいります。

住宅施策につきましては、若年層や子育て世代、高齢者、障害者等、多様な住宅ニーズに対応した生活環境の形成を促進し推進するため、本町の住生活基本計画に基づき、住まいづくり支援事業や移住定住促進事業による住宅取得や住宅リフォーム工事に対する支援に、引き続き取り組んでまいります。また、空き家対策につきましては、空家等対策計画に基づき、所有者による適切な管理を促すとともに、老朽危険空き家の解体支援等の継続と空き家バンク等の活用により、多種多様な利活用を推進し、生活環境の保全に取り組んでまいります。

環境衛生事業につきましては、町民との協働による環境美化に取り組むとともに、環境教育、広報・啓発活動等を通じて環境保全意識の醸成に努めてまいります。また、ごみ処理につきましては、広域的な廃棄物処理を推進するとともに、一般廃棄物処理基本計画等に基づき、家庭や事業所におけるリサイクル、リユース等の5Rによる減量化、再資源化に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、経営基盤の強化と安定を図るため、公営企業会計導入に向けた取り組みを進めるとともに、下水道ストックマネジメント計画等に基づき、予防保全型管理を基本とした施設の計画的な改修・更新に取り組んでまいります。また、農業集落排水事業につきましても、最適整備構想に基づき、施設の整備を図ってまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

保育・幼児教育につきましては、核家族化や就労形態の多様化などにより3歳未満児の保育需要が増えている状況にあります。そのような中、昨年4月に開園した認定こども園「三川りっしょう子ども園」は、保育と幼児教育の両方の役割を合わせ持った施設であることから、今後とも、いこの保育園やみかわ保育園・幼稚園、3園での連携を図り、それぞれの特色を生かした保育・幼児教育により、多様な保育ニーズに応えてまいります。

子育て支援センターにつきましては、子どもたちが安全に遊べる場として、また、子育て相談や様々な事業を通じた幼児と保護者等の交流の場として、安心して利用できる施設運営に努めてまいります。

放課後児童対策につきましては、年々増加する学童保育所の利用希望者の受け入れについて、子どもたちが放課後に安心して過ごせる場として維持・継続できるよう対応してまいります。

学校教育につきましては、町の将来を担う子どもたちが、自ら意欲的・主体的に学ぶ力と豊かな心、たくましい体力を育成し、「知・徳・体」にわたる生きる力が培われるよう調和のとれた教育活動を展開してまいります。また、国のGIGAスクール構想に基づく1人1台のタブレット端末によるICTを活用した授業と、一人ひとりの理解や能力・適性に合わせた個別最適な学びの指導体制を整えて、教育の質の向上に取り組んでまいります。

教育施設環境につきましては、長寿命化対策事業として東郷小学校プールの改修に取り組むとともに、各学校の特別教室にも空調設備を順次整備し教育環境の向上に努めてまいります。

社会教育・生涯学習につきましては、三川町公民館や子育て交流施設テオトルを活動拠点として位置づけ、多くの方々から活発に利用され、親しまれる場となるよう施設運営に努めるとともに、町民一人ひとりが主体的に学び、心豊かで健康的な生活を送れるよう、芸術・文化・スポーツの各分野における学習機会の提供に取り組んでまいります。

スポーツ振興におきましては、懸案となっている屋内多目的運動施設アスレなの花の大規模改修事業について、令和5年度の事業実施に向けて計画的に取り組むとともに、町体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携を図りながら、スポーツ、レクリエーション活動を推進してまいります。

以上、教育行政について総括的に申し述べましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

行財政運営につきましては、将来にわたり町民が安心して暮らすことのできる社会基盤の整備を推進していく必要があることから、「三川町行財政改革推進プラン」等に基づき、効率的かつ効果的な行政運営と健全財政の堅持に努めてまいります。また、多様化・高度化する行政事務に対応したデジタル社会の進展を見据え、情報通信技術の活用による業務の効率化を進めるとともに、オンラインによる職員研修や人事評価制度の活用などにより、職員の資質向上に努め、行政サービスの向上をめざしてまいります。

次に、防災・防犯・交通安全について申し上げます。

はじめに、消防防災体制につきましては、近年多発する自然災害の教訓を踏まえ、各関係機関等との情報共有、連携強化を図るとともに、総合防災訓練の実施や自主防災組織育成事業などによる町内会自主防災会の支援に努め、地域防災力の強化に取り組んでまいります。また、消防活動につきましては、鶴岡市消防署三川分署との連携を基に、地域や各職場の理解をいただきながら消防団員の確保に努めるとともに、担い手不足の解消を目的とした消防団員の処遇等に関して見直しを行い、消防団活動の強化を図ってまいります。

防犯対策につきましては、通学路となる新設の県道歩道への防犯灯整備を図るとともに、引き続き、警察署や防犯協会等と連携した防犯活動を展開し、町民の防犯意識の高揚に努めてまいります。

交通安全対策につきまして、町内における交通事故発生件数は近年減少傾向となっているところではありますが、管内では高齢者が犠牲、あるいは加害者となる事故の割合が増加してきております。今後も、関係機関・団体等と連携しながら、交通事故のない安全で安心して暮らせる地域をめざし、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上に努めてまいります。

結びに、本町を取り巻く環境は、加速化する少子高齢化への対応をはじめ、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応など、将来につながる喫緊かつ重要な行政課題への対応が求められております。

このような中、町民の命と暮らしを守ることを最優先と捉え、第4次総合計画に掲げた将来像の実現に向けて、町民の皆様との対話を重視し、課題一つひとつに的確に対処しながら、行財政改革をさらに推進していくとともに、町民の福祉向上と町政の発展をめざし、誠心誠意、最善の努力を傾注してまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、町長の施政方針を終わります。

次に、教育委員会行政方針について、教育委員会教育長の説明を求めます。鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 令和4年度における三川町教育委員会行政方針について申し上げます。

日本国内においては、新型コロナウイルスのワクチン接種率が上昇し、3回目の接種が実施されている中、ウイルス感染症との戦いは依然として収束が見えない状況にあります。こうしたコロナ禍においては、これまで伝統的に行われてきた活動さえも制限され、個人のみならず社会全体の生活様式が激変し、それに対応する新しい常識や価値観が求められています。

教育分野においても同様であり、日常だった各種生活行動が制限される中においては、新しい生活様式のもと ICT を活用した学校教育の学びの保障や、対面方式とデジタル化・オンライン化の併用による生涯学習活動の継続が課題であると認識しております。

教育委員会といたしましては、こうした厳しい環境の中にあるからこそ、何を育み、何を守り、何を担うべきかを見極めながら、持続可能な教育活動の実現に向けて各般にわたる教育施策を推進してまいります。

はじめに、保育・幼児教育について申し上げます。

核家族化や就労形態の多様化などにより3歳未満児の保育事業が増えている状況にあります。そのような中、昨年4月に開園した認定こども園「三川りっしょう子ども園」は、保育と幼児教育の両方の役割を合わせ持った施設であり、未満児保育への対応と、幼児教育体制の充実が図られております。また、いのこ保育園の病児・病後児保育やみかわ保育園・幼稚園の連携保育など、3園それぞれの特色を生かした保育・幼児教育を行うことにより、子どもの心身の健やかな育ちを支えるとともに、子育て家庭の支援に取り組んでまいります。

子育て支援センターにつきましては、子どもたちが安全に遊べる場として、また、子育て相談や様々な事業を通じた幼児と保護者との交流の場として、安心して利用できる施設運営に努めてまいります。

放課後児童対策につきましては、年々増加する学童保育所の利用希望者に対応するため、活動状況に応じて施設を弾力的に運用するなど、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、維持・継続されるよう、引き続き運営主体である民間事業者と連携を図り対応してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

町の将来を担う子どもたちが、小・中学校段階において、自ら学ぶ意欲と主体的に学ぶ力を育むとともに、豊かな人間性とそれを支えるたくましい体力を育成し、「知・徳・体」にわたる生きる力が培われるよう調和のとれた教育活動を展開しながら、「学び甲斐があり、人との関わりが楽しく、また明日来たくなる」学校づくりに取り組んでまいります。

学力向上対策につきましては、国の GIGA スクール構想に基づいた1人1台のタブレット端末により、小学生のデジタルドリルや中学生のオンライン学習動画教材などの ICT を活用した学習と、一人ひとりの理解や能力・適性に合わせた個別最適な学びの指導体制を整えて、教育の質の向上に取り組んでまいります。

特別支援教育につきましては、一人ひとりの障害特性に応じた学習指導が行えるよう状況に応じて支援員を配置しながら、障害のある子どもと無い子どもが共に学ぶインクルーシブ教育に配慮した事業を引き続き行ってまいります。

教育環境の整備につきましては、町公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化が進んでいる東郷小学校のプールの長寿命化対策事業を実施することとしております。

また、より良い学習環境を整えるため、各学校の特別教室にも空調設備を順次整備していく計画を立てており、今年度は横山小学校の理科室と三川中学校の美術・技術室に空調設備を設置することといたします。

加えて、学校現場においては、新たな時代に対応した学習指導、学校運営体制の構築が求められていることから、校務支援システム等を導入しながら「学校における働き方改革」にも取り組んでまいります。

「地域とともにある学校」の実現のために取り組んでいる学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールにつきましては、令和3年度から町内の小・中学校、全校において事業を開始したところであり、今年度は、地域の方々の協力をいただきながら更なる取り組みの強化を図ってまいります。

また、子育て支援策の一環として配置しているスクール・ソーシャル・ワーク・コーディネーターにつきましては、子どもたちが生活の中で抱えている様々な問題に対応できるよう継続配置し、子どもや保護者の心に寄り添い、その要因を捉えるとともに、問題解決のため家庭・学校・関係機関と調整・連携を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

町民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学びながら、日常に潤いや生きがいを見つけて心豊かで健康的な生活を送れるよう、芸術・文化・スポーツの各分野において環境づくりに努めてまいります。

生涯学習活動につきましては、三川町公民館や子育て交流施設「テオトル」を活動拠点として位置づけ、各種イベントを開催するとともに、町内の各種団体から研修や交流の場として活発に利用され、親しまれる場となるよう施設運営に努めてまいります。特に三川町公民館として利用している農村環境改善センターにつきましては、トイレの洋式化を進めて利用環境の向上を図ってまいります。

各種公民館事業につきましては、魅力ある学びの場となるよう町民講座や菜の花大学、青少年自然体験などの多様な企画を展開してまいります。

スポーツ振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から2年間活動が停止している団体や事業が多いことから、活動再開に向けては感染症対策も含めてきめ細かな支援に努めるとともに、三川町体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携を図りながら、多くの町民の方々がスポーツやレクリエーションなどに楽しむ機会を提供してまいります。

また、屋内多目的運動施設アスレなの花につきましては、経年劣化による大規模改修が必要な状況になっていることから、令和5年度の改修事業実施に向けて計画的に取り組んでまいります。

以上、令和4年度の教育委員会行政方針について申し上げましたが、感染症などにより先行きが不透明な社会情勢の中、安全安心な生活とともに、様々な体験や活動の場を維持していくためには家庭、学校、地域の教育に携わるすべての関係者がそれぞれの役割と責任のもの

と連携して取り組んでいくことが大切であります。

教育委員会といたしましては、町民憲章に掲げる「教養を高め、文化の薫る、のびゆく町」となるよう、各種事業を展開しながら教育行政の推進に取り組んでまいり所存でありますので、町民並びに議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、教育委員会行政方針といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 令和4年度における三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

日本では、食の多様化や人口減少などによる「コメ離れ」が進み、さらにコロナ禍による外食控えなどが追い打ちとなってコメの需要が落ち込んでいます。その結果としてコメの在庫量が増加し、米価が下落する中、昨今の原油価格の高騰や農業資材の値上がりなどと相まって、水稻を主とする本町における農業経営はますます厳しさを増しております。本町の農業を守っていくためにも農業従事者の生産意欲を低下させないような対策が必要不可欠となっております。

また、離農や耕作者の高齢化などに対応した農地の適正管理についても早急な対応が求められています。農業の後継者不足が深刻化し、適正な耕作や維持管理が行われず、遊休農地の発生・拡大も懸念されることから、その発生防止・解消に努めていく必要があります。

農業委員会といたしましては、本町の基幹産業である農業の持続的発展と農業従事者の生活基盤の確保に努めるとともに、大切な農地を守り、生かし、次世代へ確実に引き継いでいくため、次の重点事項を推進してまいります。

1、農地の集積及び集約化に向けた取り組み

農地利用の最適化を推進するためには、担い手への農地の集積や集約化が必要不可欠であり、農地中間管理事業を行う公益財団法人やまがた農業支援センターとの連携を強化してまいります。

また、農地の賃貸借や売買に関する意向把握、農地台帳や地図情報の整備などにより、農業従事者等に対する情報提供を行ってまいります。

2、「人・農地プラン」への農業委員・農地利用最適化推進委員の参画

担い手への農地の集積や集約化を促進するため、町内全生産組織が策定する「人・農地プラン」の定期的な見直しに対して、町と連携して農業委員や農地利用最適化推進委員が積極的に関わり、地域の担い手が営農継続できる環境づくりに努めてまいります。

また、離農や経営縮小に伴う新たな耕作者の確保について、混乱が生じないように、地域に対して農地集約化のルールを検討するよう働きかけるとともに、農業委員会としても先進事例を研修し、本町に合った農地集約化のあり方を模索してまいります。

3、法令業務の適正な執行と遊休農地の発生防止への取り組み

農地の権利移動・転用許可等の法定業務を適正に執行するため、法定手続の厳正な履行に

加え、現地実査による農地情報の正確な把握に努めてまいります。

また、遊休農地や違法転用の発生防止のため、定期的な農地パトロールを行うとともに、必要に応じて調査指導を行ってまいります。

4、情報提供活動の推進に向けた取り組み

「農業委員会広報 みかわ」の発行や農業講演会の開催により、農業者の暮らしと農業経営に関する情報を引き続き提供してまいります。

農地を有効に活用し、地域農業の持続的発展を図っていくためには、地域、農業従事者、行政、農業関係団体など農業に携わるすべての関係者が連携して取り組んでいくことが必要であります。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中ではありますが、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、今、農業が抱える課題を克服すべく、これら重点事項の実現に向け、その責務を全うしてまいる所存でありますので、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、三川町農業委員会行政方針といたします。

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で、農業委員会行政方針を終わります。
- 議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時39分)
- 議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前11時00分)
- 議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。日程第5、議第1号「三川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認の件」、日程第6、議第2号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認の件」、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第5及び日程第6、以上2件を一括議題とすることに決定しました。
- 議 長（佐藤栄市議員） 日程第5、議第1号「三川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認の件」、日程第6、議第2号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認の件」、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第1号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認」について及び議第2号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認」について、以上2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

これらの案件は、いずれも新型コロナウイルス感染症対応に関する経済対策として、国の補正予算に係るものでありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めたものであります。

初めに、議第1号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、令和3年12月16日付けで専決処分を行い、その内容につきましては、既定の歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ、6,410万円を追加し、補正後の予算総額を5億7,768万2,000円といたしたものであります。

まず、歳出であります。3款民生費について、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費として、児童措置費を追加補正いたしたものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、15款国庫支出金に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第2号「令和3年度三川町一般会計補正予算(第6号)」につきましては、令和4年1月5日付けで専決処分を行い、その内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6,390万円を追加し、補正後の予算総額を5億8,158万2,000円といたしたものであります。

まず、歳出であります。3款民生費について、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費として、社会福祉総務費を追加補正いたしたものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、15款国庫支出金に所要額を計上いたしたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。

5番 砂田 茂議員。

○5番(砂田 茂議員) 子育て世帯の臨時特別給付金給付事業について、本町では一括での10万円給付とされました。当時国会ではまずは年内に5万円を給付してから、後から5万円相当のクーポン給付または現金給付などいろいろ議論が交わされていた中ですけれども、自治体の判断で一括での10万円給付も可能との判断が示されてすぐの対応だったと思います。

何点かの選択肢があった中で、今回の一括での10万円給付に至った考えをお聞かせ願いたいのと、申請手続が必要のない方には受け取りを拒否できるともありましたが、この給付を受け取らないという方はいらっしゃったのでしょうか。

それからもう1点ですけれども、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業の中では消耗品、印刷製本費など需用費、役務費、委託料、性質別経費の物件費と言うのでしょうか、135万円載っておりますが、子育て世帯への臨時給付事業の方、こちらの方にはこういう経費が載っていないのはなぜなのか、全く必要なかったのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長(佐藤栄市議員) 本多子育て支援主幹。

○説明員(本多由紀子育て支援主幹) 子育て世帯への臨時給付金のご質問でございますけれども、一括給付とした理由でございます。12月15日付けで政府の方から一括給付も可能というような事務連絡が届きました。議会が終わっていることから専決処分とさせていただいたところでございますけれども、一括給付とした理由につきましては、クーポンですとどうしても給付までに時間がかかるということもあります。現金であれば年内給付できるということで12月28日の一括給付を目指して専決処分をさせていただきました。

一つご質問にありました、受け取らないという意思表示をされた方というご質問でございましたけれども、現在のところといたしますか、プッシュ型で給付の通知を出した方につきましては、誰もおりませんでした。全員に給付したところでございます。

3点目の需用費がないということでのご質問でありますけれども、12月の補正予算の方で必要な経費、郵便料等を見ましたのでそちらの方で一括給付であれば経費がかからずに済むということから、計上しなかったものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 子育て世帯への臨時特別給付の方では申請手続が必要な方いるということですが、どういった方が申請が必要なのか。またこちらの申請期限はいつまでとなっているのかお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 申請の必要な方につきましては児童手当のデータのない方になりますので、公務員と高校生のみを養育している方が対象となります。申請期限につきましては今月の15日が最終の受付締め切りとなっております。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは私の方から両専決処分に関わる人件費の関係について確認させていただきたいと思いますが、まず第5号補正については子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、この人件費として10万円が計上になっていまして、先程の答弁にもありました12月の補正の段階ではこの事業費についての職員手当、一般職手当、17万3,000円ということで、合計しても27万3,000円という数字になるようであります。

続く第6号補正については65万円の人件費の補正ということであります。事業費等々から考えますと、かなりのいわゆる時間外勤務手当の開きがあるというところについての考え方をお示しいただきたいのと、まずはこの質問は非常に急を要する業務というようなことからすれば、職員各位に対しての事務負担は相当なものというように推察できるわけでして、時間外勤務については適正な執行、いわばきちんとした支給を図るべきという観点からこの数字の差異について確認したいという質問ですので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 私の方からは非課税世帯に対する臨時特別給付金に關しましての人件費の計上につきましてご説明申し上げます。この経費につきましては国の予算成立したのが昨年12月20日の成立でございます。それに伴いまして町の方では1月5日に専決処分をしたという状況でありました。特にこの給付に關しましては、こういった新型コロナウイルスの状況等もございまして、早い時期に生活が困窮されている方々への給付を図りたいというようなことで、1月それから2月の早い時期に給付をしたいということで、事務を進めるということからそれ相当の時間外が発生するものということで積算いたしまして、今回65万円の人件費の方、時間外手当分といたしまして計上したところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 今まさに急を要する事務処理ということで、当然時間外勤務が発生するということからしますと、その前の第5号補正の場合の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業についても先程の答弁にありましており、12月早々に出てきた話を年内に支給するというようなことからすれば、これも急を要したというようなことで、それ相応の時間外勤務が発生したのではないかとというように推察できるんですが、その辺の対応についてはいかがだったのでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 子育て世帯への給付金の方でございますけれども、児童手当のデータを使うことができたということで、予算を持っております1,280人のうち980人ほどそちらのデータを活用することができております。一からの申請の受け付けではなかったものですから、時間外もそんなにかからずにシステム改修ができればできるということでの時間外の計上となっております。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから採決します。専決処分2件を一括して審議いたしました
採決は区分して行います。

最初に議第1号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認の件」
を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第1号「令和3年度三川町一
一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認の件」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に議第2号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専
決処分の承認の件」を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第2号「令和3年度三川町一
一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認の件」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第7、議第3号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第7号）
の専決処分の承認の件」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第3号「令和3年度三川町一般会計補
正予算（第7号）」の専決処分の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年1月19日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3,009万3,000円を追加し、補正後の予算総額を58億3,167万5,000円といたしたものであります。

まず、歳出であります。8款土木費について、除雪対策費を追加補正いたしたものであります。

次に、歳入であります。11款地方交付税に所要額を計上いたしたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今年の冬は非常に豪雪に見舞われまして除雪対策にも大変苦慮されたということは、十分に認識させていただいている中で、今回の補正予算、それから続く第8号の一般会計補正予算にも同様の除雪事業費対策費が計上になっているようでして、今回の3,000万円とそれから第8号の補正を合わせますと、約5,000万円の補正ということからしますと、当初予算の実質倍を超える補正というようなことで、苦慮された状況も推察できるところなのですが、一つ確認したいのがこの対策費の財源として普通地方交付税が充当されているわけですが、私の認識ではその年の豪雪の状況によって特別地方交付税が算定されて、追加で交付なってくるというような認識でおったのですが、普通地方交付税の財源で問題なかったのか、その点だけ確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 普通地方交付税の追加につきましては、令和3年度の普通地方交付税の額はすでに確定しているところでございまして、その留保財源としてこういった補正予算等に従来から対応してきたものであります。なお、ご質問にありました特別地方交付税、これにつきましては3月の後半にならないと額が確定しないということで、額が確定している普通地方交付税で対応したところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） 議第3号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認の件」を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって議第3号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認の件」は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。日程第8から日程第13までの以上6件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって日程第8から日程第13までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第8、議第4号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第8号）」、日程第9、議第5号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第10、議第6号「令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第11、議第7号「令和3年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第12、議第8号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第13、議第9号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第4号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第8号）」、議第5号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議第6号「令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議第7号「令和3年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議第8号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」及び議第9号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第4号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第8号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,436万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を58億9,604万円といたすものであります。

まず、歳出であります。その主なものを申し上げますと、1款議会費における減額補正、2款総務費については、一般管理費、財産管理費の減額補正、企画費、電子計算費の追加補正及び戸籍住民基本台帳費の減額補正であり、3款民生費については、社会福祉総務費の減額補正、老人福祉費、障害者福祉費の追加補正、児童福祉総務費、児童措置費及び保育園費の減額補正であります。

4款衛生費については、予防費の減額補正であり、6款農林水産業費については、農業委員会費、農業総務費及び農業振興費の減額補正、農地費の追加補正、農政対策費、農村総合整備事業費及び農村環境改善センター費の減額補正、7款商工費については、商工振興費、観光費の減額補正及びいろり火の里施設費の追加補正であります。

8款土木費については、道路新設改良費の減額補正、除雪対策費の追加補正、下水道費及び住宅管理費の減額補正であり、9款消防費については、防災費の減額補正、10款教育費については、事務局費の追加補正、スクールバス運営費の減額補正、小中学校費における学校管理費の追加補正、教育振興費の減額補正及び保健体育総務費の減額補正であり、12款公債費については、元金償還金の追加補正及び利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表繰越明許費につきましては、総務費における電子自治体推進事業、民生費における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、農林水産業費における農地費及び教育費における小学校管理費について、翌年度に明許繰越を行うものであります。

第3表債務負担行為補正につきましては、翌年度以降、不用となる事業に対して設定している事項の廃止を行うものであります。

また、第4表地方債補正につきましては、事業費の補正により起債限度額を4億8,410万円に増額補正いたすものであります。

続きまして、議第5号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,706万4,000円を追加し、補正後の予算総額を7億3,874万5,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、1款総務費については、一般管理費の追加補正、2款保険給付費については、一般被保険者療養給付費の追加補正、3款国民健康保険事業費納付金及び6款保健事業費については、財源更正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第6号「令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万6,000円を追加し、補正後の予算総額を8,948万6,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、2款後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料等負担金の追加補正、4款諸支出金については、一般会計繰出金の追加補正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第7号「令和3年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、補正後の予算総額を8億8,165万7,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、2款介護給付費については、介護サービス等諸費にかかる財源更正、4款地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業の追加補正、包括的支援事業及び任意事業の減額補正、5款基金積立金については、介護給付費準備基金積立金の減額補正、7款諸支出金については、償還金の追加補正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第8号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ153万5,000円を減額し、補正後の予算総額を1億7,236万5,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、1款総務費については、一般管理費の減額補正、2款公債費に

については、元金償還金の財源更正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

なお、第2表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を5,790万円に増額補正いたすものであります。

続きまして、議第9号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,857万4,000円を減額し、補正後の予算総額を3億5,304万1,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、1款総務費については、一般管理費の減額補正、2款事業費については、事業費の減額補正、3款公債費については、元金償還金の財源更正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

なお、第2表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を1億320万円に減額補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいます、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは私の方から3点ほど質問させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

まず初めに、14ページ、3款1項2目老人福祉費に関してから質問させていただきますけれども、中身を見ますと269万円といったような部分になっておりますけれども、これに関しまして施設利用者によって人数は異なってくるのかなといった感じはしておりますけれども、確かニュース等でもあったのですけれども、鶴岡市等で1人当たりの単価の計算違いがあったような記憶もございました。その辺の関連もあるのか伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、ページ数で17ページ、6款1項5目の中で、農地費の中の土地改良施設整備事業の中で二丁排水の工事に関しましては昨年の秋で完成してといったお話は聞いておりますけれども、この予算に関しましてそれ以外の外構的な部分も当然私も見ておりますけれども、柵等もなされていない状態ですし、上流に行けばそういった箇所もたくさんあるかとは思われますけれども、そういった部分の工事内容なのか分かる範囲で結構ですので説明の方をお願いしたいと思います。

3点目に関しましては、19ページ、8款2項4目の中の除雪対策費の中で、特に今年のように雪の量が3倍くらい、山形県でも多かったといったニュースは聞いております。道路の方は雪が消えているようですけれども、まだまだ道路脇の方には雪が多く積まれているといったような感じがしておりますけれども、そういった部分に関しまして、雪が解けてから発見される案件もあるかとは思いますが、そういった財源に関しまして確保できているのか、その辺に関しましては当然雪が解けてみないと分からないといった回答が来るとは思うんで

すけれども、やはり財源を確保していないと当然手を付けられないといった部分もございますので、その辺の内容に関しましてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問ございました14ページでございます老人福祉施設入所措置費の269万円の今回の補正の額につきましてですが、議員おっしゃいましたとおり今回の計上につきましては、本町の住民が入所しております他市の養護老人ホームに支払うべき措置費につきまして、算定上の中での区分の誤りがあったことから、今回本町の分といたしまして補正計上したものでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から土地改良施設整備事業の中身についてのご質問でございました。こちらにつきましては京田川の流域に関する防災減災事業ということで、鶴岡市から酒田市までの広域にわたって事業を展開しております。こちら県の方で整備をしておるといふ事業でございます。本町におきましては先程お話もありましたが、二丁及び二丁堀の排水機の整備ということで、二丁堀につきましてはポンプ設備の設置及び周辺の外構の整備ということで完了しております。二丁、土口につきましてはポンプの設置は完了いたしました。周辺外構がまだ事業が残っておるといふことで、令和4年度で本町の関連の事業が完了するというところで県と調整をしているところでございます。

この防災減災事業につきましては令和5年度までですけれども、本町の関連工事につきましては令和4年度で完了するというところで調整をしておったところでございますが、今般県の方で国からの事業費の増額が出たということもございまして、令和4年度分の事業費について令和3年度の方に前倒しでの予算措置ということでお話がありましたので、今回1,682万2,000円ということで計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは私の方から除雪後の修繕等の関係についてお答えいたします。議員の質問の内容といたしましては除雪後に発見された道路、それから周辺の損傷等の修繕についての内容かと捉えたところでございます。そちらにつきましては現在融雪が進んでおりまして、その雪が解けた状態で担当の方でパトロール等を行っておりまして、道路それから周辺部の損傷がないか確認をいたしているところでございます。この道路等町の施設におきましては修繕等を発見された場合は道路の維持それから施設の維持管理の中で対応してまいるところでございます。

なお、道路周辺におきまして個人の所有物等、破損が発見された場合、こちらの方につきましてはその内容等十分確認をいたした上で、対応につきましてはその所有者等とお話をしながら適切な対応してまいるといふ考えでございます。負担につきましては話し合いの中で見えてくるものかと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 再質問させていただきますけれども、老人福祉費に関しまして鶴岡市の関連といった部分があったので、人数等もし言うことができれば、把握できていれば

お願いしたいと思います。

あと、二丁排水のそういった部分の内容は分かりましたし、三川町としましても令和4年度で区切りがつくようですけれども、令和4年度の逆に言えば細かい部分はあるかもしれませんが、おおよそ何月頃とか、秋なのか春なのか、その辺分かればお願いしたいと思いますし、除雪に関しまして実は町民の方から特に今年のように雪が多かった場合、道路から畑の方に雪を飛ばす機械、ラッセルと言うのでしょうか、ああいった機械でかなり多く畑の方に雪を飛ばされて、かなり堆積されている状態があって、特に春作業に多く支障が出るといったような話を聞いております。この部分に関しまして特に建設環境課になるのか産業振興課になるのか分からないんですけれども、そういった除雪に関して残雪被害が多く特に今年は見受けられるという話を聞いております。

果樹木に関しましては雪を溶かすそういった資材を提供している農協もございますし、何かそういった道路以外から発生した除雪に関して対応があるのか、もしできれば再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問ございましたのは今回の入所措置費に関しまして、当該の養護老人ホームに何人の本町の方々が入所されているかというご質問かと思いますが、現在のところ4人の方々が入所されているという状況でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 私から第1点目、京田川地区の防災減災事業の内容、発注の時期ということでございました。先程お話をいたしましたとおり本町における防災減災事業の中身といたしましては2ヵ所のポンプ場の改修ということで、ポンプの設置が完了して、土口地区の外構周辺工事について発注の予定であると、それと関連いたしまして、二丁排水に通じるいわゆる支線と言いますか、こちらの水路の補修についても県と協議をしているところでございますが、まず第1点、外構工事につきましては現在まだ発注の時期までは調整になってないというところでございます。また、支線の整備につきましてもこちらにつきましては農作業等に支障のない時期に設置をしたいということで、県の方と話をしているところでございます。

もう1点、雪に対する様々な手当ということでございました。実は県の方では今年大雪の関係もございまして、いわゆる融雪剤の助成というものは県の方で実施しております。ただこの場合、申請の段階で1.4mの雪が残っておるといった状況に対しての助成ということで、実は本町におきましても何件かお問い合わせがあったのですが、県の方と話をして実際に現場を確認したのですが、2月の中下旬の段階で1m弱ぐらいの積雪だったということでありまして、本町の場合はその対象になっておらないということでございます。

例年通常の田面でありますと、これから降雨等によつての融雪が発生すると思いますが、いわゆる除雪によつて堆積された雪につきましては特に道路部分につきましては担当課とも話をしながら、崩していつて農作業までにはきちんと融雪になって作業できる状態にしたいということで考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 私の方から数点伺いたいと思います。まず一般会計の方の13ページの総務費の電子計算費ですけれども242万円、マイナンバーの何かかなというように思いますけれども、業務委託の内容を教えてください。

それから19ページの、先程から何回かありましたが土木の除雪対策費ということで、先程の答弁で最終的には3月の下旬にならないと国の補助金が確定しないということでしたけれども、今年のように多くの雪が降れば国の方も対策するというような情報があります。町としては最終的にどのくらいの国からの補助金を見込んでいるのかが分かればですけれども、教えてください。

それから20ページの教育費の事務局費で教育施設整備基金積立金1億5,000万円ということで大変大きな金額ですけれども、具体的に来年度から行うアスレなの花とかその辺かななんて思っていましたけれども、この中身を教えてください。

次も同じ20ページで、小学校の工事請負費ということで600万円、どういう工事なのか教えてください。

もう2点。次が三川町国民健康保険特別会計の予算で5ページの歳出でありますけれども、やはり一般管理費の電算処理委託料ということで、この辺もやはりマイナンバーなのかななんて思っていますけれども教えてください。

最後、三川町下水道事業特別会計補正予算の歳出で事業費、下水道事業の管路布設等工事請負費1,000万円減額と最上川下流流域下水道庄内処理区建設負担金664万4,000円減額ということですが、この辺は当初予定していた工事を行わなくなったのか、それとも何かの原因で安く仕上がったのか、その要因を教えてください。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 電子自治体推進事業の補正に関するご質問でございました。繰越明許費にも計上と言いますか、載っているわけですが、内容といたしましては転入出にかかります手続のワンストップ化を目指すためのシステム改修であります。

具体的に申し上げますと現在転入出に関しましては、転出先それから転入先それぞれの自治体の方に移動される方等が出向いて手続を行っている状況にありますが、これを先程質問にもございましたマイナンバーカード等を活用することにより、あらかじめスマートフォンなどの機器で転入届け出予約をすると、これによりまして転出先に行かなくてもこれから転入する新しい住所の役所にいけばすべて1回の来庁と言いますか、それで済むようにするためのシステム改修という内容になっております。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは私の方から最初に除雪の方の補助金についての状況でございます。補助金につきましては当初予算で見えております額の方で現在予定しておりますところでございます。国の方それから県の方から新たな補助金の話の方は入っていないところでございます。

続きまして下水道の部分でございます。下水道の減額要因でございますが、最初に下水道

管路布設等工事請負費の減額の内容ですけれども、こちらの方につきましては今年度行いました新規の管路布設の方の請け差、それから新たな取り出し管ということで新しい住宅を建てたいということで汚水柵をつけるという工事があるのですが、こちらの方の引き合いがあったのですが、年度内の工事の方が申請がないということで間に合わなかったということで予定しておった額を減らしたものでございます。それから最上川下流域下水道庄内処理区建設負担金の減額内容につきましては、庄内全体での工事といたしまして町で一部を負担しているものでございます。こちらの方につきましては流域の方で当初予定しておった工事についての請け差、それから一部見直し等が入った関係で減額したという連絡をいただいたところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 2点ご質問がありました。まず1点目、教育施設整備基金助成事業1億5,000万円の積み立ての用途というようなことでありました。令和4年度、東郷小学校のプールの改修事業が予定されているわけですが、その他令和5年度にはアスレナの花の大規模改修さらには数年後には東郷小学校の校舎の大規模改修等の予定も計画されているというようなことから、その大規模事業に対応するための基金造成ということで積み立てを行ったものであります。

2点目、小学校管理費におけます工事請負費の内容というようなことでありました。工事請負費600万円と調査設計業務委託料150万円、これが一体的に行われる事業になりますけれども、横山小学校の特別教室に空調を設置するというので、国の補正予算に伴う補助事業を使って整備したいということで考えております。なおこの事業につきましては令和4年度への繰越対応を予定しているものであります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 国民健康保険特別会計の歳出における一般管理費の電算処理委託料であります。こちらの内容としましては令和3年12月議会で条例改正を議決していただきました未就学児にかかる均等割の軽減について、こちらの電算システムの改修にかかる経費であります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 他にありませんか。

7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私の方から4点ほどお伺いしたいと思います。

13ページの2款総務費、6目企画費にあります地域公共交通推進事業123万円の内容ですが、12月にも同様の項目があったかと思われ。この辺の説明をいただきたいと思えます。

次に16ページの下段であります。6款農林水産業費、3目農業振興費として特に新農業所得構造改革推進事業、すべての項目において減額補正となっております。この要因についてどのようにお考えか説明をお願いしたいと思います。

それから19ページの先程から話にも上がっております。また専決処分にもなっております除雪費のことです。例年にない豪雪・大雪ということでまた強風により暴風雪と

いった日が多かった中での除雪体制ということで、大変苦勞されたものかと思えます。例年に比べまして稼働時間等どのくらい多くなっているのか、もし数字があればお聞きしたいところですし、オペレーター体制が充分間に合っているのかどうかお伺いしたいと思います。

最後に20ページの9款消防費ですが、地域防災事業といたしまして戸別受信機についてであります。期待された戸別受信機ではありましたが購入されなかったと、全額減額となっておりますので、この要因についてお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 1点目の地域公共交通事業者運行継続支援交付金についてのご質問でありました。コロナ禍の状況が半年とかではなくて、通年で続く状況の中で、先の12月補正につきましては、県の8月補正を受けて上半期と言いますか、4月から9月まで相当月ということで、苦しい経営状況にあるバス、それからハイヤー、タクシー事業者の支援ということで、本町の場合は12月補正をさせていただいて、手立てをしたところがあります。

ただやはり先程申し上げたとおり第5波・6波が続く中で、先程申し上げた公共交通を担う事業者の経営は依然やはり厳しい状況にあるということで、県は改めて2月補正で8月補正と同様の支援を行うことを決定いたしました。本町でもやはりその路線バス運行事業者でございますし、デマンドの事業者もやはり一タクシー事業者として厳しい経営状況にあるということでの要請も受けたことから、前回の補正同様に町内に関係します事業者に対して、先の補正と同じ方式と言いますか支援の内容を持って手立てをするということで計上をさせていただいたところがあります。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から新農業所得構造改革推進事業の減額の中身についてご説明をいたします。こちらにつきましては、当初予算作成の段階で皆さんからご希望を募りながら、それぞれの内容を聞き取りしながら予算を作成したというところがございます。

この中で大きなものとして、スマート農業の導入支援事業でございますが、こちらにつきましては当初は250万円の予算を計上しておりましたが、実際は1件だけ、70万円ほどのドローンの購入であったということで、180万円の不用額が発生しておるところでございます。また土づくり支援事業につきましても当初は173万円ほどの予算を計上しておりましたが、内容精査の結果、実際の実施の方が53万8,000円の対象に終わったということで、120万円ほどの不用額が発生したというところがございます。

また瑞穂の郷づくり事業につきましては当初340万円ほどの予算を計上しておりましたが、色彩選別機あるいは作土深等機械の購入の助成は実施したのですけれども、こちらにつきましても実施が214万円にとどまったために不用額が126万円ほど発生したというところがございます。

また園芸等生産推進事業につきましても400万円の予算を計上しておりましたが、実施といたしましては320万円ということで不用額が80万円ほど発生しておると、この中身につき

ましては事業の見直しということでお話は当然ありましたが、その中で直接的なお話はございませんでしたが、今回のコロナ禍により米価の下落等によって、今後の事業見直しという部分で新たな機器購入を控えたいというような話が内々にあったところでございます。その関係もあって当初予定をしておいた事業を実施しなかった農家の方がいらっしゃったというところで把握をしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは私から除雪の本年度の稼働状況、時間等についてお答えいたします。本年度まだ2月の稼働状況について正確には確定しておらないところでございますが、本年度の見込みにおきましては270から280時間を見ておるところでございます。昨年度におきましては雪が多かったと言われておるところでございますが、おおよそ150時間ほどの稼働でございました。こちらの方につきまして1台あたり本年度270から280時間ということで、かなり大幅な伸びを示したところでございます。

その内容といたしましては、やはり通常の早朝の作業、これに加えまして吹き溜まり等の除去、それから降雪時間帯が悪かったことによって稼働時間が嵩んだことが影響しての増と見込んでいるところでございます。

続きましてオペレーターの確保についてでございます。本町におきましては町有機械それから業者で管理している機械合わせまして、全機械が稼働いたすことができたところでございます。しかしながら、やはり現在オペレーターの人材不足ということは三川町のみならず庄内地域で言われておまして、その確保については苦慮しているところでございます。やはりオペレーター、専門的な技術それから資格等が必要だということがありまして、なり手が足りなくなるということは今後想定されるところでございますので、町といたしましてはその確保に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 0時02分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 1時00分)

引き続き質疑を行います。黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） この度の補正予算において地域防災事業の中の機械器具購入費の減額を計上しております。これについては当初予算の方で戸別受信機を10台、試験的に導入して、災害時の情報伝達手段の一つとして購入する予定でございましたが、前年度といえますか昨年の年度末において消防庁から無償の10台の貸与を受けて、それを医療機関あるいは老人保健施設等に先行して配置したところでございますが、その際に本町のそういった防災行政無線の受信については戸別受信機についてかなり受信しづらい状況であるといったことが判明したところであります。

アンテナ等を設置すれば受信可能であるエリアが広がりますけれども、アンテナを設置する費用もさらに追加が必要になると。またアンテナを設置すれば当然屋内において設置場所が限られてまいりますので、そうした際、本来であればポータブルの戸別受信機で夜寝るときは寝室に置くとか、昼間は居間に置くとか、そういった対応が図られるわけですが、そういった形で各家庭において試験的に設置することとして想定したものについては、課題

があるということで今回3年度予算の方からは全額減額したところでございます。

なお、こうしたことを踏まえまして、本町では昨年10月に防災ガイドブックも全戸配布させていただいていましたが、その中で防災行政無線以外にも様々な情報を入手手段があるということで各戸の方にも周知をしているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 答弁をいただきました。もう少し詳しく質問させていただきます。地域公共交通推進事業であります。事業主体が県であるというような説明だったかと思えます。算出根拠につきましては12月でもお伺いしたままということでありましたが、負担割合と申しますか、全県における三川町の負担割合といったものはどのくらいになっているのか、利用率から見ると少し違った部分もあろうかと思えますが、もしお分かりになればお聞きしたいと思います。また事業者支援ということでありました。この事業者への交付といったものはいつ頃を見込んでの現在の支出となるものなのか、お伺いしたいと思います。

農業支援策であります。農家の希望を聞いての立案だったものの米価の下落が懸念されるために新しい機械の購入には向かなかったのではないかという見立てだというお話でありました。現在確定申告が進む中でやはり概算金の下落が農家に大きく響いている中で、町への支援を望む声も大きくありました。来年度予算についてかなり期待するものでありますし、生産調整の仕方も大きく変わってくる中で、来年に向けての考えがあれば、この減額補正を踏まえて来年度予算に向けての考えがあればお伺いしたいと思います。

それから除雪対策費でありますオペレーターの育成が課題になってきているというようなことで、高齢化といったことも聞こえてくる場所でありました。本年につきましては例年になく大雪ということで各地域町内会ごとに状況がかなり違っているというような部分もあったかと思えます。オペレーター体制に加えまして状況把握の仕方といったものは万全であったのか、こまめな対応が必要だったかと思われまじけれども、状況把握について所見をお伺いしたいと思います。

それから、ただいま答弁ありました戸別受信機の件であります。なかなか本町の防災行政無線には適合は難しい場面があったようなことでありました。10台の無償提供があったということで大量に購入してから発見されるよりはずっとよかったのかなと思っております。しかしながら高齢者のひとり暮らし等そういった世帯が増えているということから、やはり伝達のしやすい機器の装備を求めている家族の声があります。防災ガイドブックでも情報入手の仕方についての説明はあったということでありましたが、代替えの伝達方法の構築等何か考えがないか、また機器等の整備について考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 地域公共交通における交付金についてのご質問でありますけれども、最初の私の説明不足もあったかもしれませんが、この交付金については県は県で、町は町でそれぞれ支援をするということでございます。県におきましては路線バスについては登録車両1台につき20万円、ハイヤー、タクシーについては登録車両1台につき5万円ということで単価を設定しそれぞれに交付をすると、本町の場合、県の基準に準じまし

て路線バス、これに供している登録作業、これに本町の路線バス1本でありますので鶴岡市、酒田市、それから本町、その延長の按分の中で計算をし、支援をします。

それからタクシー、ハイヤーについてはデマンド、本町でその事業に供していただいている部分、登録車両につき1台5万円掛ける車両台数分ということで支援を予定しているところであります。なお、交付時期につきましては補正予算を議決いただいた後、速やかに申請を出していただき、内容を精査した上で年度内での支給、交付ということで計画しているところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から、新農業所得構造改革推進事業の中身について先程お話をさせていただきました。実は来年度予算の作成の段階でも何名かの農業者の方にこの事業展開についての様々なお話はお伺いしたところです。

今年度実施しなかった農業者の方にも来年度はどうですかということでお声をかけさせていただきましたが、現在の見通しとして来年度に急激な米価の回復というものは望めないだろうということで、現時点では今後機械設備等への投資は当面考えていないというようなお話をいただいたところです。

その関係もございまして新農業所得構造改革推進事業につきましては、今現時点ではスマート農業導入支援事業、土づくり支援事業、瑞穂の郷づくり事業、園芸生産対策事業ということで4項目を想定してございますが、この中身も少し整理をして、より農業者の方から利用しやすいような形で来年度については予算を計上させていただいておるところでございます。

後程ご審議をいただくわけですけれども、先程お話はありましたが令和4年、あるいは令和4年以降につきましてもいわゆる転作率につきましてもはかなり厳しいものが想定されるということもございまして農業者支援に繋がるような形の施策を今後も展開していきたいと考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは、私の方から除雪の状況のパトロール等についてお答えいたします。除雪におきましては、降雪の状況等を踏まえるため、降雪が見込まれる場合、早朝にオペレーターの主任の方からパトロール等でその降雪の状況を確認していただいているところでございます。その確認の結果、除雪の必要があるかないか、こちらの方を判断して早朝作業を行っているところでございます。

またそれに加えて、日中、職員の方も道路パトロールということで、特に吹き溜まりが付く場所、除雪が困難であると思われる場所を巡回いたしておりまして、その後の出動を判断させていただいているところでございます。

また本年度におきまして新たに除雪管理システムを導入いたしておりまして、町内で稼働している除雪車の状況をほぼリアルタイムで把握することができるようになってございます。こちらの方を使いまして除雪が追いついていない路線があるかどうか、応援をするかどうかというような部分につきましても、役場の方で画面等を確認しながらオペレーターの方に連

絡をして随時対応しているところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 戸別受信機に代わる方法、手段として、後段の方で機器等の整備についてもお話ありましたけれども、機器等の整備の部分に関しましては現在の機器を継続しながら使って、それを今の戸別受信機で受信させるといった方法については、困難であることが判明しているわけでありますので、将来的には例えば高齢者が利用しやすい情報端末がさらに開発されて、誰でもテレビと同じようにして扱えるような情報端末がこれからさらに普及が進むのではないかという期待もあるところではございますが、現時点においては個人で情報が入手できないといった環境にある方におかれましては、やはり地域の見守り、具体的には例えば自主防災会等が安否確認をするような体制、そういったことが現時点ではやはり重要なのではないかなと考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは私の方から数点質問させていただきたいと思えます。

まず初めに一般会計補正予算歳入の部分からお願いしたいと思います。8ページになります。一番上の個人町民税現年課税分ということで増額補正になっております。当初予算を組む段階においては新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ堅めに当初予算を組むということでありましたけれども、この3月において補正で増額できたということで、当初予算の編成時の見込みと現状、こういった増額要因の説明を一旦いただきたいというように思います。

続きまして13ページになります。先程同僚議員も質問しておりました地域公共交通推進事業の中身であります。中身の説明はいただきましたが、本町としてはバスに関しては18万円、1台分掛ける6ヵ月というようなことであるのかなというように思いましたけれども、まず県と町がそれぞれ支援するということの説明でありましたので、この支援が始まって以来、いったいどのぐらいの支援が事業者に渡っているのか、もし本町の関わる部分での事業者の総額の支援状況が分かれば説明いただきたいと思いますし、事業継続性というものも大事になってくるのではないかなというように思います。そういった事業者の事業継続性をどのように判断しての支援に至っているのか、その辺の判断があれば説明いただきたいと思いますというように思います。

続きまして、16ページになります。こちらも先程同僚議員が質問されておりました。新農業所得構造改革推進事業であります。やはりこの時期で予算の半額ほどを減額するというところで、新型コロナウイルスでの設備投資に対する意欲が減退したというようなことも考えられると思いますけれども、この現状を踏まえてやはり生産意欲向上に向けた予算の作り方、そういったところにさらに精査して検討していく必要があるのではないかなというように思います。先程も来年度予算編成に向けての意見ということで質問されておりましたけれども、そういった生産意欲向上に向けてやはりもう少し広く受けられるような制度であったり、そういった内容の事業設計に、この結果を踏まえて検討し直すべきではないかなと思いますけれども、再度その辺の意見をお伺いしたいと思います。

続きまして、22ページになります。10款教育費の中にあります学校給食費30万6,000

円ということで、この中の消耗品費の詳細と言いますかこちら計上された内容を説明いただきたいと思います。

続いて、国民健康保険特別会計の方をお伺いしたいと思います。歳入の3ページにあります、県支出金の中で保険者努力支援分ということでこちら増額になっております。これは以前も質問したかと思いますが前年度実績に応じたインセンティブと言いますか、加算分であるというように理解しておりますけれども、その理解でよかったのか。また当初予算にも盛り込んでいるわけでありますので、今回補正で加算になっている要因をどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

続いて介護保険特別会計であります。歳入の部分で3ページでありますけれども、介護保険保険者努力支援交付金ということでこちら追加補正になっております。こちらの要因の説明、また制度的なところで少し説明をいただければと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） それでは2点のご質問がありましたが、一つ目の町民税につきまして今回増額の計上をさせていただいた理由であります、当初予算におきましては新型コロナウイルス感染症の影響が所得に出てくるのではないかとということで、堅めの数字で計上させていただいたわけであります。しかしながら実際、住民税の課税ということで賦課をしたところ、想定した所得よりも多く計上されることになったというところであります。今回の補正額におきましても、まずはこの金額であれば間違いなく収納できるのではないかとこのところでの計上をさせていただいております。

あとはもう一つ、当初予算の算定におきましては収納見込み率を98%で算定しておりましたが、今実際収納いたしているところ、令和2年度の実績としての99.67%とそんなに違いはないというような見込みを立てております。ですので、そういった要因もこの補正予算計上に表れているというところであります。

あともう一つの国民健康保険税の歳入における努力者支援交付金であります、本町におきましては国でこの努力者支援交付金制度を設定しているというところで、保険者に対するインセンティブというような考え方にはなっておるわけです。この保険者努力支援制度におきましては指標として共通指標6、また固有指標6というような指標が設定されておりますけれども、全体を通して本町の得点化されたものにつきましては山形県の平均また全国の平均を大幅に上回っているというような状況にあります。そういった努力の評価がこの金額に表れているというように解釈しております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 地域公共交通の交付金に関するご質問でありますけれども、まずこれまでの支援につきましては昨年度は1回、今年度、今回の補正も含めると支援としては2回、それぞれ時期は異なりますが県の支援交付金に準じた形ということでは前回のふたつとも、今回の補正額が同じ金額となっておりまして、ですので、路線バスにつきましては1回あたり108万円掛ける3で、タクシーにつきましては5万円掛ける3の3回ということで、合計しますと369万円という額で、今回の補正額の掛ける3の額を支援という

ことになろうかと思えます。

ただ、本町も県にならう形で独自に支援はしておりますが、当該バスの事業者タクシーの事業者も新型コロナウイルスの影響を受けてからもう2年以上経つ中で、やはり厳しい経営環境は変わってございません。本町としてデマンドタクシーこれを維持する、また路線バスについても利用者が少ないというような現状はございますが、ただ無いわけではございませんので、やはり現在路線が運行している、通勤通学に使われている方もいらっしゃる現状からすると、維持していただきたいと、これを支援したいというところであります。

デマンドに関しましては本町に事業者がございませんので、現在唯一それを委託できるその事業者をやはり支援して、本町の公共交通と言いますか生活交通を維持していきたい、こういうところからこれまでも支援してきたわけでありますので、今後ともそういった地域の公共交通を継続、運行維持していくためにも必要な支援であるということで考えておりますし、今後も必要に応じて支援は考えていかなければいけないのかなということで考えているところです。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から新農業所得構造改革推進事業の取り組みの中での生産意欲向上に向けた取り組みについてのご質問でありました。先程もお話しましたが、当初予算を計上する段階ではある程度農業者の方の希望をとりまして、それをもとに計上したところでございますが、様々な理由によりまして事業を実施しないという声が上がりました。

本事業につきましては申請があった段階で審査会を開催して、決定するわけですが、7月に一度審査会を開催した後、このような形でいわゆる事業費がまだあるという状況が判明いたしましたので、再度農業者の方に様々な形でお話をさせていただきまして、新たな取り組みができる方がいらっしゃればということでお声をかけさせていただいたところなのですが、本来でありますと例えば生産組合長会なりを通して、広くお声をかけさせていただくという形になるところですが、残念ながらコロナ禍もございまして、いわゆる対面での生産組合長会等の集まりが実施できなかったということで、文書による通知ということがありましたので、その意味では残念ながら周知の部分で行き届かなかった部分があったのかなということは少し反省をしているところでございます。

ただスマート農業の導入支援事業につきましても、本町の場合はいわゆるドローンの機械がメインになっているんですけども、実は例えば農業用ハウスの監視システムでありますとか、様々なメニューというのは多くございます。ただ先程ご指摘ありましたとおりに本事業につきまして農業意欲の高い方、農業意欲のある方が自らの所得を向上させようということで取り組んでいただく事業になりますので、その意味でこの事業に対する申し込みと言いますか申請が少なくなっているということは、農業生産意欲の部分について少し陰りがあるのかなということは、こちらの方でも危惧しているところでございます。

その意味で、先程お話しましたが、少しメニューの部分も整理をいたしまして、来年度については新農業所得構造改革推進事業につきまして計上させていただいておるというところ

と、あと生産意欲の減退を防ぐためにですけれども、昨年12月に補正予算でいわゆる種子代の助成というものを実施させていただきましたし、来年度につきましても何か今後ご審議をいただきますけれども、そういう手助けになるような形の部分も事業として計上してございますので、こちらの方もご審議をいただければということで考えています。ただご指摘ありましたとおり、生産意欲が減退ならないように様々な取り組みは進めてまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 介護保険特別会計におきましての保険者努力支援交付金の考え方、制度等の内容につきましては、先程の国民健康保険特別会計におけます努力支援交付金と基本的な考え方としては同じになるかというように思います。ただ、今回の介護保険の方につきましては介護予防事業でありますとか、健康づくりに特化した形で町が行っている事業を評価し、それに対する財政的インセンティブということで町の方に支出されるものでございます。今回の補正につきましてはその交付決定による補正でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問ありました学校給食費におきます消耗品の補正要因についてご説明いたします。この内容につきましては、学校給食におけます食材の購入費用として計上したものであります。この理由としましては、新型コロナウイルスの感染が町内でも発生したことにより、小中学校が休校せざるを得ない、または学級閉鎖せざるを得ない状況が発生しておりました。そうした際に給食を止めるような手配をしておりましたが、特に生鮮食材についてはどうしても止めることができず、これを何とかしなければならぬという状況にあります。こうした際、保護者負担を伴うことはやはり適切ではないだろうということから町の方がその購入せざるを得ない部分について負担を負うということで、この消耗品の増額を要求するものであります。なお、新型コロナウイルス関係以外、1月の下旬に悪天候により交通遮断があり、通学できなかった児童もおりましたが、これらの分も含んでの予算計上としているところです。

なお、この食材につきましては町が購入したあと、町の職員及び町内の事業所から協力をいただきながら食材を購入していただくような手配をし、その売上については町の雑収入で受けるというような体制をとっているところであります。実質的に町として負担しますのはその食材を協力者に販売する際の差額といたしますか、例えば牛乳ですと実際54円ぐらいなのですが売の際は50円で売っておりましたので、その差額分を最終的に町が負担しているというような形になります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、歳入の方から再質問させていただきます。少し説明として私が質問の仕方が悪かったのかなと思いましたが、堅めの予算をしたけれども説明によりますと収納率が上がったおかげで個人町民税が増額になっていると。98%で見込みを立てたところ、99.67、1.67%の上昇でこのぐらいの加算が見込まれるというような説明であったのか、であるとしても増額して堅めに予算を組んでいるわけでありまして、どう

いった要因があつて増額になっているかというところをやはり分析する必要があるのではないかなと思います。

一方、例年ですとこの時期に法人税の増額もある場合がありますけれども、今回は法人税の増額、増額と言いますか補正がないというところを見ますと、事業経営においてはやはり厳しい状況が続いていたのではないかなと推察されるわけでありましてけれども、個人の町民税増額している要因、もう少し中身の方を検証できるような今体制になっているのかどうか、その辺もう一度お伺いしたいと思います。例えば事業系で農業関係、工業関係、商業関係というようなくりで、そういった収納が分かるのかどうか、その辺もある程度そういった収納率等を見ながら分析していく必要があるのではないかなと思いますけれども、その辺の数字を持っているのかどうか、またそういった考え方についてお伺いしたいと思います。

続きまして、地域公共交通支援でありますけれども、私も事業継続性という聞き方が少し誤差が生じたかなと思いましたが、先程の質問は、その支援する民間事業所の事業の継続性をどのように見ているかというような視点であります。こちらの事業というわけではなく支援をしてどの程度、厳しい経営だと思しますので、どの程度事業が持つのか、見込みもありながら支援していくのかということところがなく潰れそうだから支援をずっと続けていくところではなくなかなか難しいことではないかなと思います。そういった支援をされる側と言いますか、民間事業者の事業継続性をどのように見ているか、再度お伺いしたいと思いますし、先程来答弁でデマンドタクシーのやはり事業があるということで、この事業者がなくなってしまった場合、デマンドタクシーが継続できないというような問題がありますので、そういった場合も想定をしていくべきではないかなと思います。

今企画の方でデマンドタクシーの調整等を行っているわけでありましてけれども、やはり課を横断したような、福祉との連携であったり、福祉の部門の考え方を強めたような新たな町内での、そういった輸送の仕組み作り、そういった場合、そういう課を横断したような仕組みづくりまで検討しておくべきではないかなと思いますが、今のデマンドタクシーを請け負っていただいている民間事業者の継続ばかりをやはり注視するわけではなく、様々な要因を検討しておかなければならないかなと思いますので、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

続いて新農業所得構造改革推進事業でありますけれども、令和4年度においてもまだまだハードに対する投資というのがなかなか見込むことが難しいと思います。この補正予算の経過を踏まえまして、もう少し生産意欲向上といった種子購入代に充てたということでありましたが、幅広く支援できるような制度も中で検討していくべきではないかなというように思いますので、柔軟な対応をお願いしたいというように思います。

続いて学校給食費でありますけれども、休校に伴う給食の残りを買い上げるというような説明でありましたけれども、説明の中では保護者負担を強いることはできないという考えがあるということでありましたけれども、強制はせずともやはりこういった休校による給食が廃棄されるという事実も保護者の中には知らせるべきではないかなというように思います。そういった情報もなく町が公然と買い上げてくれるんだという意識は、やはりあるべきでは

ないかなと思います。やはり保護者の中にも協力できる方から協力していただけるようなシステムと言いますか、仕組みを検討しておくべきではないかなと思います。今各学校ではメール一つで全保護者、ほとんどの保護者に連絡がとれるような仕組みがありますので、そういったところで情報を流していただき、例えば協力していただける方に購入していただく、そういった取り組みも検討しておくべきではないかなと思います。保護者に強制的に負担させるというわけではなく、協力をいただくというような仕組みづくりについての見解をお伺いしたいと思います。

続いて、国民健康保険保険者努力支援分に関してでありますけれども、増額要因がどのようなインセンティブが設けられて増額したのかというところを把握しているのかどうかというところをお伺いしたいと思います。と言いますのは当初予算で組んでいるわけでありましてそれ以上に努力した部分というのが県平均、全国平均を上回ると言いますけれども、ではどういった部分が努力者としてのインセンティブが得られているのかというところが、もし分かればお伺いしたいというように思いますし、令和2年度からはさらに強化するというような方針も出されております。予防や健康インセンティブの強化、成果指標の拡大などそういった具体的な強化策も出ておりますので、そういったところに該当しての増額なのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

介護保険に関しましても、同じような制度だという説明でありましたけれども、メニューがかなり細かく分かれてあるのかなと、ポイントとしては細分化された要因があつての支援交付金だと思いますので、当局としてどの部分がこういった増額要因になっているのか、把握されているのかどうか再度お伺いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） それでは最初に個人町民税の増額要因の件からご説明したいと思います。先程も説明いたしました、まず当初予算におきましては新型コロナウイルス感染症における影響が所得額の減になるのではないかとということで、堅めに予算計上をさせていただいたところではありますが、それと併せて徴収率については98%という計上をさせていただいたところでもあります。実際当初賦課の状況を見ますと、それぞれ給与所得、営業等所得、農業所得、その他の所得というように大きく分けられるわけですが、それぞれにおいて予想よりは多い所得となっているという状況であります。特に給与所得につきましては全所得の約84%を占めておりますが、こちらについては当初予算よりもプラス4%の状況となっております。

また営業等所得については当初予算で見込んだ額よりも約7%のプラスになっております。さらに農業所得におきましては、当初予算で見込んだ額よりも約13%のプラスというようになっております。そのような状況でありますので今回の補正予算計上とさせていただいたわけではありますが、なお、例えば営業所得のうちどういった事業別に所得がどの程度あるのかということにつきましては、集計にかなりの時間を要するというように思いますので、その集計におきましては検討課題というようにさせていただきたいと思っております。

続きまして国民健康保険税における努力者支援交付金の考え方ではありますが、努力者支援

交付金制度におきましては、国の交付金はいろいろなインセンティブに関する項目にそれぞれ点数が配分されておまして、本町における合計点数はあるわけですが、全国の全市町村の点数を合計いたした点数で、国の予算額を割って単価を計算しまして、本町の点数分に掛けることによりまして、本町の交付金が交付されるというような考え方になっております。その交付金の総額によりまして、交付額にも影響があるというものであります。

ただ本町における交付対象となるインセンティブの結果につきましては、先程お話しした共通項目としての6指標と固有項目としての6指標があるわけですが、こちらにつきましてはすべてとは言いませんが、山形県平均、全国平均よりも高いものが多いと、ただし合計でいきますと全国のこれは平成3年度における分析資料としていただいた資料であります。1,741団体中全国では三川町は80位というような状況になっております。県内で35団体中9位というような状況であります。

中身につきましてはですが、特に特定健診受診率とかメタボ該当者等の減少率というようなところでも全国よりも高い割合になっているというところでありまして、特に糖尿病の重症化予防の取り組みとか、重複服薬者に対する取り組みの実施状況におきましては、配分点数満点というような状況になっております。そういうような状況からこの交付金が多く配分されているというように認識しております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 地域公共交通に関するご質問でありますけれども、まず事業者の事業継続に対する考え方についてでありますけれども、それぞれバスにしろタクシーにしろ、コロナ禍にあって経営が非常に厳しいというのは先程説明いたしましたとおり、要請なり実際にお話を聞く中で、相当の赤字等についても経営を圧迫しているというようにお話をいただいております。ただ両事業者ともただコロナ禍ということで手をこまねしていることなく、これもご案内のとおり路線バスにつきましては鶴岡酒田線も、イオンモールでの折返し運行ということで、国の支援を受けながら新たな取り組みということで、昨年10月からスタートさせております。また庄内における各路線についても事業のスリム化、効率化を図るために路線の変更もしくは廃止というような思い切った経営を展開しているということもございます。路線バスに限らず高速バス、それから観光バスについてもコロナ禍にあって非常に厳しい状況の中で経営努力をされていると。そうしたバス事業者が本町にとって通勤通学通院等の利用者が現にいるという状況からしますと、これを支えていく必要があろうということで考えております。

また、タクシーにおいても本町にとりましてはデマンドということで委託はしておりますが、それ以外でも一般的なタクシー利用ということで町外に出向いたり、そういった形での事業者でありますので、またコロナ禍になって県、国等の補助を受けながら新たなサービス、付加価値をつけながらのサービスの展開というものも聞いております。そういった事業者が継続と申しますか、これも先程申し上げましたとおり、事業継続していくということは本町にとりましてもいろいろな形でサービスを受けることができる、受けるためにはそういった事業者から経営・事業を継続していただく必要があるということで考えております。

それから事業継続についてでありますけれども、当然デマンドというお話に特化いたしますと、そういったタクシー事業者がなければ、現時点ではタクシー事業者がいなくなった場合、公共交通、生活の交通手段としての移動、これを確保するためには市町村の有償運送等の空白地帯ということになりますので、そういった考え方も出てこようかと思えます。ただそうした場合現在と同じ運行形態をとるためには、本町で数台の車両の確保、それから運転手、そして現在委託料の中に受け付け、その運行ルート等を手配する業務も含まれておりますので、そういった事務を専門にしていだける方の配置等を考えますと、現在の委託料では収まらないのではないということも想定されます。ということからしますと、デマンドに関しましては現在事業者の方と十分に相談・協議しながら設定し、予算計上させていただいている委託料でありますので、効果的に運行するために事業継続するためにはタクシー事業者からもこれまでも今後も事業継続はしていただきたいということで考えているところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 生産意欲の減退をいかにとどめるかというようなお話でございました。ご質問の中で農業所得の部分に関しては幅広い制度を検討してはいかがかという話でございました。現在コロナ禍ということで、いわゆる疫病の蔓延によりまして、経済活動の停滞によって在庫量が増えて米の値段が下がると、通常想定し得ない状況の中で農業者の方からは生産活動を頑張らせていただいているというところでございます。

本町の場合は、地理的な状況もありまして、水稻に特化をしてこだわりの米づくりということで、有機米、特別栽培米ということで、手間なり土づくりなりをしていただきながら美味しいお米を作っているというところでございます。残念ながら在庫量のお米の値段は下がって状況がなかなか厳しいというところは想定できるわけでございますが、現在は頑張らせていただいております農業者の技術、あるいはその意欲というものは今後当面の間は米の値段が急激に上がるということは想定できませんが、米の値段が上がってきたときに「三川町の米は美味しいね」と言っていただける米づくりということで、頑張らせていただきたいというところでございます。

そういう意味で県農業技術普及課あるいはJA等の関係機関団体と協力しながら幅広い制度を模索しながら農業者の生産意欲の減退にならないような形で支援をしてまいりたいというところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 学校給食における食材の廃棄処分をしないような対応として、保護者協力も考えるべきではというようなご提言でありました。今回の町の対応により学校休校となった際の食材の廃棄というのは行わずに済んだところであります。学校現場におきましても児童生徒に対して食育教育と食育に関する教育指導も行っているところであり、児童生徒については食物の大切さ、また食べ残ししないようなことを常日頃指導しているわけでありまして、こういった観点から保護者にもそういった部分について意識を持ってもらいたいという思いは私どもも感じております。

しかしながら、具体的に今回のような休校措置等については前日に教育委員会、学校で判断しているような状況であります。そこから給食食材を停止できる手続を行うわけですが、何が停止できるか、何が購入せざるを得ないのか、そういったものは本当に直前にならないと分からない状況であります。これまで行ってきた休校措置等については1日または2日、長くて3日というところもあったかもしれませんが、1日、2日分の食材を保護者等から購入していただくという手続をとろうとしたら実際その数に限りがあるわけでありまして、今回は役場の方でその食材を一括で集約し、販売するという手続をとったんですけれども、役場または学校に保護者が買いに行ったとして、そのものが売り切れているというようなことも十分考えられるわけであります。

そういった部分もありますし、あと現金を取り扱う、またはどれだけのものをどう販売するかというような煩雑な事務が生じてくるわけでありますので、なかなか学校現場にこういった部分をお願いするのは難しいというようには感じております。ただ、議員から提案がありましたような保護者についても意識を持ってもらうという部分は十分理解できますので、今後の食品の処理の対応を考えていく上で参考意見とさせていただきたいというように思います。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 介護保険特別会計におきます努力支援交付金についてもやはり同じような考え方になるかと思いますが、今回介護予防と健康づくりに特化した事業について、本町が行っているものを点数化したしまして、それに対して国が評価し、交付金として交付されるという形になります。どの部分がどのように増額になったとかそういった内容につきましてはなかなか把握できないのが実態ではあります。

ただ当初予算の段階ではある程度堅めの数字で予算を計上させていただいたところではありましたが、令和2年度の事業で令和2年度の交付金額と比較いたしますと、さほど令和3年度の額との差というものはございません。こちらのこういった介護予防に関しての事業等につきましても昨年度と比較しても同様な形で進めておりますので、この事業の内容の中で大きく増減が発生するというものはなかったものというように理解しております。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 1時57分)

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 2時20分)

引き続き質疑を行います。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 一般会計の20ページと21ページにあります教育振興費で小学校の修学旅行、中学校の修学旅行の先の補正予算でキャンセル料ということで予算化したわけですが、今回ありませんので、どういう経緯でキャンセル料が発生しなかったのか。参考までに小学校、中学校何泊でどこに行く予定がキャンセルになったのか、分かれば伺いたいと思います。

同じく21ページの幼稚園費で備品購入費88万円が計上されておりますが、その内容を伺いたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 今回3月補正で修学旅行取消料補助金ということで減額補正をさせていただいております。今年度小学校、中学校の修学旅行において新型コロナウイルスの関係で急遽日程を変更、または行き先を変更、もしくは中止されるということが十分想定されたことから、保護者負担軽減の意味合いから補助を出すというようなことで予算化をしたところであります。小学校においてはすべての学校で修学旅行に行っており、中学校においても修学旅行は実施しているところであります。

しかしながら一部の学校で行き先を変更したことにより、県外から県内に変更したというようなことから、そういった部分で一部キャンセル料は発生しておりますけれども、それ以外の部分はキャンセル料が発生しなかったなのでその残額が生じているということから今回減額補正をするものであります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 幼稚園の備品購入でありますけれども、幼稚園教諭の負担軽減を図るため、国の方で補助金が新しくできました。こちらの方を活用いたしまして、タブレット9台購入予定でございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 幼稚園の備品購入で確かに来年度から幼稚園、保育園も一緒になっているいろいろな経費は一つにまとまるわけですがけれども、このタブレットも令和3年度ですのでも民生費の保育園の方と両方で折半が必要だったのではないかと思います。その対応はどうだったのか。

あと先程できればということでしたけれども、中学校は何泊、小学校等はどこへ修学旅行に行ったのか分かればお願いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 来年度から保育園と幼稚園の予算を一纏にしまして保育費として計上させていただいているところですがけれども、今年度につきましては幼稚園は幼稚園の単独でありますし、こちらの補助金につきましても幼稚園を対象としたものでございまして、園長副園長含め4歳児5歳児の方で使用予定となっております。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 具体的な行き場所につきましては、現在手元に資料がありませんのでお答えできませんが、各小学校については1泊2日で県内、中学校につきましても県内に2泊3日で修学旅行に行ってきたものと認識しております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） それでは私から4、5件ほど確認させていただきますけれども、まず1点目は一般会計の歳入、9ページになりますが民生費負担金の保育料が500万円減額ということで、当初予算既定額約2,000万円の1/4ほど減額になるというその要因等を説明いただきたいと思います。

同じページの下段の方になりますが、国庫補助金の総務費国庫補助金の中で社会保障・税番号制度システム関係の補助、それからマイナンバーと戸籍システムの整備費に関する補助、

それから個人番号カード交付事務用品等補助金ということであるわけですが、この補助趣旨についてご説明いただくと同時に先程同僚議員からもありましたのですが、歳出の13ページに電算処理業務委託料の増額についてマイナンバー制度に伴っての転出分のワンストップ化というような説明がございました。実はこのマイナンバーについては国の方で今普及を図るということで、総務省ではマイナンバーカード代理申請手続事業というようなことも展開しているところです。三川町民にとってどういったメリットがあるのかというようなことになりますと、まだまだ利用度が少ないものというようになっておりますが、健康保険証として使える、そして近々コンビニでも住民票の交付を受けられるようなシステムが早ければ来年度令和4年度中には実現するというような話も聞こえてくる中で、三川町としておそらく国の方からマイナンバーカードの普及について町としていわゆる相談会等を開催するようという要請が来ているのではなかろうかというように感じますので、町としてこのマイナンバーの普及に関して今回の予算の絡みでどのような考えを持っているのか確認したいと思います。

それから一般会計歳出の15ページになりますが、新型コロナウイルス予防接種対策事業、先程の専決処分でもいろいろと動きがあった中で少し気になりましたのが15ページの財源更正でありまして、国庫補助金がマイナスになった一方で一般財源が増額になっているというところでございます。国の方では少し古いのですが、令和3年2月22日付のコロナワクチン接種に対する国庫負担交付要綱というものについては100%国費で賄うのだというような通知が出されている中で、なぜこの事業費に関して一般財源が計上になっているのかなというところの説明をお願いいたします。

それから先程同じく専決処分議第3号の中で少し触れましたが、除雪費の関係についてですが、今回の19ページに除雪対策費ということでこの財源が普通地方交付税で充当しているという説明があった中で同僚議員からも特別地方交付税の見込みはいくらなのか、またいつ交付になるのかという質問があったことを踏まえますと、本来普通地方交付税の算定基礎というものがあるわけですし、必要最小限の住民サービスを提供するために国の方で算出した根拠があるわけですから、そのところには豪雪対策までは計上されていないはずなんです。

そういった自然災害等に対応するために特別地方交付税という制度があって、その災害の度合いによって追加的な部分で後々交付になってくるという制度の中で、確かに今日上程になっている予算の中では特別地方交付税がどれだけ来るのかというのは確定しないまでも、あくまでも予算ですから、財源の、歳入の構成の中には普通地方交付税のすでに交付になっているのを増額補正するのはもちろんなのですが、見込みで特別地方交付税も計上すべきだったのではないかと。これがないと特別地方交付税が後から交付になった段階でどういう理由でなったのかという、それほどの歳出に充当するのかということが分からない話になるわけですし。そういった点では今回の予算の編成上、非常に問題があるなというように感じた点で、そこで見解を求めたいと思います。

同じような話で恐縮なのですが、先程同僚議員から質問がありました学校給食費、消耗品費30万6,000円、この話については経過からすれば非常に町として学校支援というような

ことではある意味美談として捉えられる話ではあるのですけれども、果たして町で消耗品費として給食に使われなかった材料を購入して、先程の答弁ですとそれを転売して雑入に入れたという、地方自治法並びに地方財政法上そういった営業活動というのは自治体には禁止されているはずでして、この消耗品費として計上するという点についても不適切な計上ではなかろうかと、まさに同僚議員から質問ありました修学旅行が新型コロナウイルスの関係で行けなくなったというような部分に対して同じように学校給食会計があるわけですので、新型コロナウイルスの関係で差異が生じてしまった、要するに歳出が多くなってしまって学校給食会計として経営が成り立たないということであればこれは補助金として交付支援するという形が本来の形ではなかろうかというように感じるところです。現実的にもうすでにその消耗品費として買い上げて、転売した給食材料を町の雑入に入れるという行為そのものが違法性が感じられますので、その件について問題ないものかどうか見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 今回の保育料の減額につきましてですが、昨年4月に認定こども園ができております。認定こども園の保育料につきましても当初町の方で収入として見て、委託料として払うものだと思って当初予算を組んだところでもございました。ところが、保育園と幼稚園とかと違いまして認定こども園につきましては保育料につきましては施設の方で徴収するというようになっております。保育料そのものは町で決めた金額にはなりませんけれども、それを施設で徴収して差額の方を給付費として支払うという制度の違いがございましたことから、今回減額させていただいたものであります。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 2点目のご質問につきまして、私の方から国の補助金について説明をさせていただき、マイナンバーカードに関するご質問については所管の課長から説明をさせていただきたいと思います。ご案内のとおりコロナ禍になりまして行政、国も地方自治体もデジタル化の遅れが指摘されているところであります。

そうした中、非常に性急な感じはしますが、国も自治体も行政手続のデジタル化、オンライン化を進めているところで、国はその一つとして先程申し上げました転入出に関するワンストップ化、これを大きな課題と言いますか重要施策の一つとして取り上げていることから、そのシステム改修にあたっては国が10/10の支援ということで地方自治体の方に支援をすると。早ければ令和5年度からこのワンストップ化を目指すということで国が全額支援をするという内容になっているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） それでは最初に戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るシステム整備費補助金の減額に関する内容であります。この補助金につきましては社会保障番号制度システム整備費補助金交付要綱に基づきまして戸籍情報システムの戸籍副本データ送信及び法務大臣による情報提供用個人識別符号取得にかかる作業を行う作業費用に係る補助金であります。当初予算で計上した金額があるわけですが、実際契約の段階で当初見込んだ作業量よりも少なく済むというような状況であったことから今回の減額に

なったものであります。

次に個人カード交付事務費補助金につきましてはこちらはマイナンバーカードの交付に係る経費、これにつきましては補助金でありましてマイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づくものでございます。今回の増額の要因につきましては当初予算におきましては国の補助率1/2で計上しておったところですが、実績としましては10/10、全額国の補助金での交付ということになったものですから増額ということでありまして、それでマイナンバーカードの交付におきましては今現在窓口ナイトサービスにおける交付、また広報ホームページ等での周知、またカード未取得の後期高齢者への交付申請書の送付等、普及拡大に取り組んでいるというところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） それでは私から歳出の15ページにございます予防費の中で一般財源として312万3,000円計上しておりますが、こちらの内容についてご説明申し上げます。まず議員お見込みのとおり新型コロナウイルスに関してのワクチン接種につきましては国の方で補助金及び負担金の方ですべて賄うということで現在のところはなっているところでございます。

そういった中で今回、なぜその一般財源の方に312万3,000円を計上したかということでございますが、こちらについては歳出の項目にはございますが、新型コロナウイルス予防接種対策事業のうち、国庫支出金等返還金が313万5,000円、今回計上になっております。この返還金の中身につきましては令和2年度に本町でワクチン接種を行う際に体制整備補助金として600万円ほどの補助金を昨年度の段階で交付されていたわけでしたが、ワクチン接種の進行状況等によりまして、昨年度の執行につきましては280万円程度の執行となったところでございます。

そういった中で本町ですでに交付されていた補助金につきましては、国の方から翌年度に精算するというようなことが指示されていたもので、今回予算の方を計上いたしまして国に返還するというもので、今回一般財源の方にこのような形で計上になっているものでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まず初めに除雪費の補正に絡んでの財源に関わるご質問でありましたけれども、まず交付税、普通地方交付税、特別地方交付税については一般財源であるということでまずご理解いただいておりますので、町税と同じ区分になっていまして、充当という考え方はそもそも一般財源にはありませんので、そこはご認識していただきたいと思っております。

それから特別地方交付税については、国から県に配分されて、県からまた市町村に配分されるという経過を経ますので、国から県に配分される額、これについては特に災害の多い年、そういった年についてはやはり災害で被災状況を鑑みて、国の方がそれぞれの県に配分しているという認識でおりますので、仮に豪雪であったからといって山形県にその年多く配分されるかどうかというのは全く確実性がございませんので、財政サイドといたしましては確実

に歳入ができるものを歳入に見込んでいるところでありまして、今後ともそういった考えで普通地方交付税はすでに確定しておりますので、こういった形で一般財源として計上しているところがございます。

ちなみに特別地方交付税については、平成30年度は1億3,600万円程でありましたけれども、令和元年度は1億4,000万円ほどという推移でございますので、本町の今当初予算は確か1億3,000万円でありまして、それを大きく上回る予算を見込むというのは財政としてはやはり避けるべきものであらうと思っております。

それから2点目のご質問で学校給食費のご質問がございました。転売にあたるのではないかという主旨でありましたけれども、営業活動には少なくとも今回のケースはあたっていないと思っておりますし、それから本町の予算書を見ますと、雑入項目として多岐にわたる雑入がございますが、例えば三川町史等売りさばき代金だとかコピー使用料だとか、そういったものを雑入で受けていますが、こういったもの、営業として町が行っているものではございません。あくまでも本来の業務ではなくて、その代わり応分な世間常識的に相違のない中でそれぞれ負担いただいている利用料ということで雑入で受けているものでございます。

今回の給食材料費につきましては業者救済というのが本来の趣旨でございますので、それを一般町民も含めて庁舎内の方に情報を周知して、数が限られた中で、短い期間の中で販売する、その代金を有料で販売することによって、町のそういった収入の面にも多少なりとも貢献しているという主旨でございますので、そういった転売等の意図があつてのものではないということをご理解いただきたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 最後の答弁に対しての意見と言いましようか、確認をお願いしたいところですが、今最後に雑入、町の予算の段階での雑入等の項目に町史の販売代金等もあるというようなことですが、それは町が町史を発行するという事業化によって町の予算で印刷したものを実費負担ということで頒布するということについては当然の話なんです。私が指摘しているのは町の事業として給食材料費を買い上げて販売したということについての問題なんです。

そこは一緒に考えるべきではない話でして、確か地方自治体はこういったマイナスになっているからよかろうという問題ではなくて、結果的にマイナスになるというのはそれは商品がそれだけの価値がなかったから実質マイナスになったということであつて、マイナス分は誰が負担するのかというと一般町民の方が負担するわけですから、それを認めるか認めないのかはまさに予算審議で判断するのではない、そういったことからしてマイナスであるから町として学校を支援するんだということ、その姿勢に関して否定しているわけではなくて、手法として町が消耗品費で購入して販売した収益を雑入に入れて処理するということが財政法的な部分で問題ないのかという部分で、先程来話しているとおりもし学校給食会計が新型コロナウイルスの関係でマイナスになったということであれば、そこは町として補助金で補てんすればいいんです。こういう手法が本来とるべき行政なのではないかということをご指摘しながら再度適切だったのか確認をお願いしたいと思います。

それから特別地方交付税の関係ですが、これについては一般財源だから特に問題ないというようにことを言い始めますと、すべて一般財源というのは税収から普通地方交付税から数々あるわけですし、予算を編成するときに単式簿記なものですから、非常にまた分かりにくくなるという区分けはしなくてもいいような形になるんですが、あくまでも何を財源にしてこの歳出予算を確保するのかということについては、多少の誤差を生じるのは予算ですから当然なんですけれども、どの費目から出すのかということだけは明記するのが本来の予算書であろうというように感じます。そういった部分でも今後適切な予算編成の作業をお願いしたいというところであります。

他の答弁については十分理解できましたので、この最後の学校給食費の対応についてだけでも疑義が残るところで、後程で結構ですので十分ご確認をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 学校給食費の転売等の部分に関しての私どものまず現時点の考え方としては先程言ったとおり営業活動を意図したものではないということで、そういった法的な部分で違法性があるものということは認識していないところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 時間も押してまいりましたので手短かに質問させていただきます。国民健康保険の方を一つお聞きします。4ページになりますけれども、国庫支出金の補助金の2目について、この内容を少し説明いただきたいと思います。この8款の国庫支出金につきましては当初の令和3年度の予算書には廃款の形で記載がなかったわけでありまして、こうした少額でありますが発生したことによってまた復活したのかなというように理解しております。この8款の国庫支出金につきまして、当局として見込めないような感じを受けているのかどうか、これを予算上はどうしていくのか今後の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、下水道事業会計で4ページと5ページになりますけれども、4ページの繰入金、一般会計からの繰入金1,800万某が減額になりまして、最終的には1億5,200万円という形になりました。この中でいわゆる基準内の繰入金、それから基準外の繰入金、この金額を教えてください。

それから5ページになります。一般管理費、地方公営企業法適用支援業務委託料が少し減額になりましたけれども、6月補正の段階で500万円ほど計上した記憶がございます。このとき最終的にはどのくらいの経費がかかるのかなというように質問を少しした記憶がございます。課長からも5,000万円から6,000万円ぐらいではないかなというように答弁をいただいたところであります。この度のこの減額も出ておりますが、さらに改めて見通しとして、どの程度に収まるのかその辺の考えがあれば教えてください。お願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 国民健康保険税の歳入の第8款であります。このたび第8款としまして二つの項目の補助金を計上させていただいておりますが、この二つの補助金につきましては令和3年度の年度途中で交付決定に至ったものでございます。特に4ページの国民

健康保険災害等臨時特例補助金につきまして、これは新型コロナウイルス感染症に伴いまして、この国民健康保険税を減免した金額にかかる補助金であります。減免額の60%がこの補助金として交付されるというものであります。

令和4年度の当初予算書におきましては、この国庫補助金を計上しておらないということではあるわけですが、まずは今回特別な形で交付決定を受けたということでありまして、令和4年度の当初には計上をいたしておらないということでありまして、今後この予算計上をどうすべきかという部分につきましては、検討課題としてまいりたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは私の方から下水道の繰入金の関係でございます。今回議員のご質問にある一般会計からの繰入金につきましては資本費等の基準内繰り入れ、こちらの方に充当されているものと解しておりますが、細部につきましては決算の段階で改めて精算するところでございます。

次に5ページの地方公営企業法適用支援業務委託料の内容でございます。こちらの方につきましては令和6年度からの公営企業化に向けまして、3ヵ年の事業ということで予定をしておったところでございます。その中で本年度、令和3年度の補正の中で本年度分の金額を計上させていただいておったところでございまして、今回今年度の事業部分についての請け差という形で減額をさせていただいたところでございます。

なお、先程議員がおっしゃられました総額につきましては、今後の事業の進捗等を見込みまして金額には大きな動きがないと解しているところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） まず国民健康保険の方ですけれども、これは保険税の減免ということではございました。60%というような部分が今の対象になっているということでありまして、後の40%はどういう形で処理されているのか、この辺を少し説明いただきたいというように思います。

それから今下水道のいわゆる繰入金の決算の段階ではっきりしてくるというお話でございましたが、基準内と基準外の部分は両方あるでしょう。すべてが基準内というような捉え方ですか。下水道事業というのはやはり独立採算制で行っているわけですね。ですから基本としてはできる限り基準内の繰入金は少なくしていくと、削減を図っていくといったことがやはりあるわけです。これがあまりにも増えすぎますといわゆる下水道利用料金の改定とかいうようなことが発生してくるわけでありまして、ここずっと概ね5年ごとに下水道料金の見直しをしてきましたが、令和3年度はそれに触れませんでしたね。その説明、理由を少しお知らせください。

○議 長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 国民健康保険における災害等臨時特例補助金で減免額の60%が補助金として交付されるということで、残りの40%につきましては特別調整交付金の対象になっております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 下水道料金等の見直しの関係でございます。下水道料金等につきましては概ね5年程度で見直し等を図るという形で考えておるところでございますけれども、本年度令和3年度におきましてはその運営上、現在の料金等で賄うことができる見込みであることから、今年度におきましてはその取り組みはしておらないところでございます。なお、今後来年再来年、それから公営企業化に移行する段階、こちらの方等見まして、また料金の値上げをすべきかどうか論議されるものと解しておるところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから採決します。各会計補正予算6件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に議第4号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第8号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立多数であります。したがって、議第4号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に議第5号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第5号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に議第6号「令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第6号「令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に議第7号「令和3年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第7号「令和3年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に議第8号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第8号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に議第9号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第9号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。日程第14から日程第19までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第14から日程第19までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第14、議第10号「令和4年度三川町一般会計予算」、日程第15、議第11号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第16、議第12号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第17、議第13号「令和4年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第18、議第14号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第19、議第15号「令和4年度三川町下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、令和4年度三川町一般会計予算並びに特別会計予算5件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第10号「令和4年度三川町一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,200万円といたすものであります。

地方債につきましては、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、3億8,520万円と定めたところであります。

一時借入金については、借り入れの最高額を3億円と定め、また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用について規定いたしましたものであります。

令和4年度の一般会計予算総額は、前年度予算に対しまして、2億5,700万円、率にして4.9%の減となっております。

歳出予算の主な減額要因といたしましては、廃棄物処理事業、橋梁長寿命化対策事業及びかわまちづくり整備事業などの減額によるものであります。

なお、増額要因といたしましては、土地改良施設整備事業、いろり火の里推進事業、雨水対策推進事業及び電子自治体推進事業などの増額であります。

次に、議第11号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,940万円とし、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、経費の流用について規定いたしましたものであります。

令和4年度の国民健康保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして1,200万円、率にして1.8%の増となっております。

次に、議第12号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,040万円といたしまして、前年度当初予算に対しまして310万円、率にして3.6%の増となっております。

次に、議第13号「令和4年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,770万円とし、一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、経費の金額の流用について規定いたしましたものであります。

令和4年度の介護保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして1,670万円、率にして1.9%の減となっております。

次に、議第14号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,280万円といたし、地方債につきましては、限度額を6,610万円と設定したところであります。

令和4年度の農業集落排水事業特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして1,290万円、率にして8.1%の増となっております。

次に、議第15号「令和4年度三川町下水道事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,900万円といたし、地方債につきましては、限度額を1億2,750万円と設定し、また、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めたとところであります。

令和4年度の下水道事業特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして2,950万円、率にして8.0%の増となっております。

以上、議第10号から議第15号まで、一括にご提案申し上げましたが、その詳細につきましては、予算説明書の各会計の予算概要に記載のとおりでございます。

また、細部につきましては、審議の過程で、それぞれ課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で本件の提案理由の説明を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。本件については予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において議長を除く9人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く9人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました件については会議規則第45号第1項の規定により、3月14日までに審査を終えるよう期限を付けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は3月14日までに審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 （午後 3時11分）

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 （午後 3時30分）

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第20、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上1名の議員より一般質問を行い、後の5名の議員については第3日目に行うことといたします。なお、一般質問は議会運営規定第86条第1項の規定により答弁時間も含めて質問者1人につき1時間以内といたします。ただし反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔にそれぞれその要点を得るよう、ご留意願います。

最初に、5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員）

- | | |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 新型コロナウイルス感染症対策について | 1. 3回目のワクチン集団接種予約手続きで、今回65歳以上の方へは予め日時を指定し、変更を希望する方は電話での手続きが必要となっている。手続き状況と今回の取り組みについて町の評価を伺う。 |
| | 2. 学校での感染防止対策として、密閉空間をつくらないことも重要な対策の一つと考える。室内の二酸化炭素濃度を数字 |

で確認しながら換気を行うためのCO₂モニターを配置する考えは。

2. ジェンダー平等について
1. 2015年の国連サミットで「地球上の誰一人として取り残さない」という理念のもとに「持続可能な開発目標」SDGs 17の目標が採択され5番目にジェンダー平等を実現しようと掲げられている。ジェンダー平等についての考えを伺う。
 2. 地方自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要。行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるための取り組み状況を伺う。
 3. 子どものころから性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要であると考えます。学校生活でのジェンダー平等について伺う。
3. 自衛隊との関わり方について
1. ブルーインパルス展示飛行で、町の企画として本町出身の飛行隊長応援イベントへの子どもたちの参加、また中止となった講演会への募集についての考えを伺う。

令和4年第1回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症対策について。

3回目のワクチン集団接種予約手続で、今回65歳以上の方へはあらかじめ日時を指定し、変更を希望する方は電話での手続が必要となっています。手続状況と今回の取り組みについて町の評価を伺います。

学校での感染防止対策として、密閉空間をつくらないことも重要な対策の一つと考えます。室内の二酸化炭素濃度を数字で確認しながら換気を行うためのCO₂モニターを配置する考えは。

次にジェンダー平等について。

2015年の国連サミットで「地球上の誰一人として取り残さない」という理念のもとに「持続可能な開発目標」SDGs 17の目標が採択され5番目にジェンダー平等を実現しようと掲げられています。ジェンダー平等についての考えを伺います。

地方自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるための取り組み状況を伺います。

子どものころから性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要であると考えます。学校生活でのジェンダー平等について伺います。

次に自衛隊との関わり方について。

ブルーインパルス展示飛行で、町の企画として本町出身の飛行隊長応援イベントへの子どもたちの参加、また中止となった講演会への募集についての考えを伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田茂議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の2点目、学校における感染防止対策に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の新型コロナウイルス感染症対策について、1点目のワクチン接種にかかる予約手続に関するご質問ですが、3回目のワクチン接種の実施が決定した以降、昨年の予約時の混雑状況等を踏まえ、予約の手続や接種の進め方について検討してきたところがあります。そして、今回の65歳以上の集団接種については、煩わしい手続を省略するため、接種日時をあらかじめ指定し、接種券を送付したところがあります。このことから、手続は接種日時を変更する場合のみであり、予約については混乱等もなく、スムーズに行われているものと認識しているところがあります。

質問事項2のジェンダー平等に関しまして、1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

「ジェンダー」とは、日本語で「社会的差別」と訳され、「女らしさ」「男らしさ」など、社会的・文化的につくられた、周囲の人が無意識に抱くイメージや役割分担、または、先入観からくる性別による差別や不平等を指しますが、この性別による差別や不平等をなくする「ジェンダーの平等」を達成しようという取り組みが世界的に広がっています。

さらに、SDGs、「持続可能な開発目標」では、女性というだけで望まない就労や結婚、出産のほか、教育を受けられないなどの様々な差別をなくし、男性も女性も、社会的に平等であるための目標として「ジェンダー平等の実現」を掲げています。

本町では、三川町男女共同参画計画を策定し、その中で「共に認め合い、支えあい、一人ひとりがいきいきと輝くまち・三川町」を基本理念に掲げ、男女共同参画社会、ジェンダー平等の社会の実現の促進に努めているところがあります。具体的な取り組みといたしましては、関連する講座や研修会等の情報提供、事業所、各種団体等に対する雇用機会や待遇などの格差是正の要請、さらに子育てに関する事業への夫婦での参加の呼びかけなどがあります。

また、小・中学校の学校生活におきましても、男女混合名簿を使用し、道徳、社会科、総合学習などにおいて人権の尊重や男女平等に関する授業に取り組んでいるところであり、今後とも、国や県、関係機関等と連携しながら、ジェンダー平等の社会の実現に努めてまいります。

質問事項3の自衛隊との関わり方について、ブルーインパルスに関連するご質問ですが、まず、昨年10月のブルーインパルス展示飛行につきましては、庄内空港開港30周年記念並びに庄内地域の新型コロナウイルス感染症医療従事者の激励を目的として行われ、本町はもとより、庄内の多くの方々に大きな感動を与えるとともに、観覧した方々からは希望や勇気をもたらしたとの声も多く寄せられたところがあります。

その飛行展示にあたり、本町では、町内の小・中学校の児童、生徒に呼びかけ、飛行隊にエールを送るイベントを開催いたしました。皆さまにお知らせのとおり、同飛行隊の隊長遠渡祐樹氏は、本町三本木のご出身であり、展示飛行を地元で観覧できることは非常に稀有な機会であり、また、本町広報での紹介や中学校での講演、マスコミの取材などにおいても「夢を持ち、達成するための努力を続けることの大切さ」を説く遠渡氏にエールを送ることは、夢を実現させた同氏に敬意を表するだけでなく、その活躍を目の当たりにする子どもたちにとって良い刺激となり、学校生活や様々な活動にも積極性や行動力が醸成される機会になるものと判断し、開催したところであります。

また、講演会につきましては、直接、生の声で「夢を持ち、努力することの大切さ」を子どもたちのみならず、一般の方にも届けたいとの思いから企画し、広く参加を募集したものでありますが、残念ながら、新型コロナウイルスの感染拡大により「まん延防止等重点措置」の対象区域に指定されたことから中止したところであります。

さらに、同氏は、任期中に各所での医療従事者への激励のほか、昨年の東京 2020 オリンピック・パラリンピックでの飛行などにより、全国区の知名度を持つに至りましたが、今後は、これまでの活動や経験を生かし、本町の活性化にも繋がるような活躍に期待しているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 砂田茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の新型コロナウイルス感染症対策について、2点目の学校での感染防止対策に関するご質問であります。町内の小・中学校におきましては、厚生労働省や文部科学省の感染対策ガイドラインに従って、密閉状況にならないように、冬期間であっても教室内の窓や戸を2ヵ所以上開けて、常に空気を動かして滞留しないようにするとともに、休み時間には大きく窓等を開けて換気を行っているところであります。また、乾燥すると感染率が高まることから、教室内に加湿器や空気清浄機を設置するなどの対策も講じておりますが、今後は、さらに効果的な換気が行えるよう、すべての教室内にCO₂モニターの設置も予定しているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） それでは、再質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症対策につきましてはご答弁のとおり、支障がなかった、スムーズに行われたというお話をいただきました。それで手続を、指定された日時の変更を希望された方はいらっしゃったのでしょうか。もしいたとしたら何名ぐらいの方が変更を希望されたのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今回の3回目のワクチン接種につきまして、65歳以上の方々で前回集団接種を受けられた方々には、あらかじめ日時を指定して今回ご案内したところでございます。ご質問ございました今回その中で変更を申し出た人数につきましては、こち

らの方で当初の日時から変わっている方々を抽出いたしますと、約8%の人が変更しているというように見受けられたところがございます。人数にいたしまして150人ぐらいであります。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 国の発する情報がなかなか定まらない中で、大変ご苦労があったことだと思います。続きましてCO₂モニターの方ですけれども、ご答弁いただいたところでは設置する予定というご答弁をいただきました。お隣の鶴岡市ではすでに保健所の視察指導によりCO₂モニターを教室、職員室に配置されるようになったようですけれども、小学校で316台、中学校では149台、合計465台となっているようです。鶴岡市では保健所の指導が入ってこういう動きになったということです。本町の方にも保健所の方から視察などあったのでしょうか、その辺のところを確認したい。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 新型コロナウイルス感染に関連し、保健所が各小中学校など学校への視察及び指導に入るという事例が鶴岡市で行われていると、鶴岡市及び酒田市等で行われているという情報は聞いておりました。ただこちらにつきましては学校由来とする新型コロナウイルスの感染があったところに入っているというように聞いておりました。三川町に関してはまだ保健所の指導及び視察は入っていない状況であります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） CO₂モニターの件ですが、設置する考えとのお答えでしたが、設置する例えば教室とか職員室、あとはいろいろな音楽室だとかあると思うのですが、どのぐらいを想定されているのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 基本的には普通教室ということで考えておりました。あとは特別教室等については持ち運びでの対応ということも考えているところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） その設置費用はどのぐらいと見込んでいますか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 今回の3月の補正予算に予算計上をさせていただいたところではありますが、具体的には小中学校で合わせて37万円ほどの予算を見ているところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 新型コロナウイルスはエアロゾル、空気感染と言われて久しくなるわけですが、昨年6月議会でも同じような質問をさせていただきました。新型コロナウイルスは空気の中にあると言われて、換気の状態を知る上で人間の出す二酸化炭素の濃度を管理することが必要だと言われておりました。人間の勘でなく、空間の二酸化炭素濃度を数値で確認し確実に換気することで感染リスクを抑えることができ、教室の室温も子どもの学びに支障が出ないようにすることができるということになると思います。

先程来りましたが、学校環境衛生基準のCO₂濃度に関しましては確か1,500ppmを基準にしていると思われました。感染症対策の分科会では1,000ppm以下が望ましいと言っております。また現在ではヨーロッパの方では800ppmで管理しているということですので、その辺の数字もきちんと押さえながら管理していただければと思います。

続きまして、ジェンダー平等についてです。町長答弁にもありましたようにジェンダーとは男は男らしく、女は女らしく、または男性はこうあるべき、女性はこうあるべきなどの行動規範や役割分担などを指し、一般には社会的、文化的に作られた性差と定義されています。法律や制度上では一見男女平等となったように見えますけれども、ジェンダー平等の視点から見るとまだ多くの問題があると思います。

その一つに強制的夫婦同姓制度があると思います。選択的夫婦別姓を実現しようという運動とともに国会でも論戦が続けられております。そこで町長のお考えをお聞きしたいのですが、選択的夫婦別姓制度は夫婦同姓でいたいという人の権利を奪うものではなく、選択できるようにしてほしいというだけで、別姓を選びたい人の思いを認められないのが残念に思うところです。この選択的夫婦別姓について、通告の主旨、具体的な内容としては上げていませんでしたが、町長のご見解をいただけるようであれば伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田議員の質問においてはSDGsというようなことで、世界全体でのこれらのジェンダー平等というような視点ということからすれば、日本がこの世界の中でどのような方向を示していくかということについては、今国会でも議論が出されているということですので、やはりその推移を見るべきだということに受けとめているところがあります。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 具体的な通告がなかった中のご見解をいただきありがとうございます。最近あった新聞記事なんですけれども、立命館宇治高校という高校の生徒が選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を国に提出してほしいと宇治市議会議長宛に高校生が請願を提出したと載っていました。高校生が請願を提出しています。この中でその高校生は「戸籍という日本の伝統を守るために同姓にすることも、ジェンダー平等を目指して別姓にもできることから、人々に選択の自由を与えられる有効な制度だ」と強調していました。また自分たちが成人するころには自由に選択できるようになってほしいとも言うておりました。

男は外で働き家庭を養う、女は家を守り家事をするということが日々シャワーのように降り注ぎ、呪文のように繰り返えされて私たちの行動のあり方、価値判断、役割分担など、無意識のうちに左右し縛っている、そういう意味で社会的文化的に作られた性差と言われております。そして誰もが知らず知らずのうちに染み付いていたジェンダーに基づく差別意識や偏見に無関係ではないと思います。

以前から女性はパートなど非正規雇用の比率が5割を超えていると言われていました。そして今全国的に多くの女性が雇い止めや休業などで職と収入を失っている状況の中、経済的に生理用品が購入できない、生理の貧困。この問題では昨年7月の時点で581の自治体で何

らかの取り組みを行っています。これは内閣府男女共同参画局調べによるものです。災害用備蓄品の利用、予備費の活用、寄附などで調達し、公共施設や学校のトイレへ配置するなど生理用品のトイレ常備を当たり前という言葉とともにその取り組みが広がってきています。このような動きについて、どのように捉えておられるのか。また、本町ではこのような動きについてどのようなお考えをお持ちなのか見解を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ただいまのご質問につきましては公共施設等への生理用品の配布ということに特化されていたような質問であったかと思いますが、それに限らず例えばやはり議員の質問にありましたとおり、それぞれ日本のみならずの国でもジェンダーと言いますか社会的文化的に差別というのはいろいろあるかと思います。

そうした中で今日本の国内での他の市町村の例も示されていっしやいましたけれども本町では先に学校への生理用品の配布の中でも所管の方が説明しておりましたが、本町の実態に合った形で生理用品に限らずどういった形でジェンダー平等というものを実現していくかというのは検討すべき課題であろうかと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 生理の貧困が見える化されまして、生理の尊厳、女性の人権に配慮する例が進んできています。ジェンダー平等は人権の問題で、生理は命を繋ぐ上で欠かせない自然な生理現象なのに、これまでタブー視されてきたと思います。ここに来て生理の尊厳という表現も使われるようになってきていることは大変重要だと思います。

この長引くコロナ禍で女性に対する暴力、DVも大幅に増加し全国の相談件数はコロナ禍前の1.6倍になっているとのことです。三川町男女共同参画計画の中にもDVの防止と被害者支援とあります。山形県女性相談センター、警察等の関係機関と連携し、相談体制の充実を図るとなっておりますが、このDVに関する相談窓口はどこになっているのか、広報みかわのお知らせ版に載っている各種相談に載っている心配事相談だとか人権相談といったところの福祉センターでよろしかったでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） DVの相談窓口といたしましては、人権相談の方でも対応しているかと思いますが、また健康福祉課の福祉係の方でもそういった対応等の相談が寄せられる場合もございます。そのときそのときで対応しながら、適切な場所に繋ぐように現在努めているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員

○5番（砂田 茂議員） DVに関する相談件数なんですけれども、全国的には増加していると先程申し上げましたが、本町ではどういう状況になっていきますか。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） DVに関係する相談につきまして、町民課で住民基本台帳の異動等におきまして、DVに関係するご相談を受けたりそれに伴った手続というものは行っております。今手元に具体的な件数のデータを持ち合わせておりませんので大変申し訳ありま

せんが、今年度におきましてもDVに関係する町民課窓口における相談というのは実際ございます。

DVに関係しまして当然ご相談がある場合は警察からの連絡というような内容もありまして、まずは本人からの相談のみならず関係機関からの情報提供というような形で判明する場合もあります。そのDVに関連された被害者の方の人権に配慮しながら業務上の情報共有というような形で業務にあたっているというものであります。なお、人権相談におきましても相談は受けているというように思いますが、まずは人権擁護委員の方々がどのような内容で何件そういったことを受けているかというところまでのデータは持ち合わせていないという状況であります。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 町内の具体的な数字が分からないというように受け取りました。実際相談に来られた方、町民課にいらしたり、福祉課にいらしたり、または警察を通じていらしたり、バラバラで来ているんですけども、相談に来られた方に対する支援体制と申すのでしょうか、そういうのはきちんと構築されているのでしょうか。例えば相談のみを受け付けてそこから関係機関とかで連携を取りながら支援していくとこちらの方には載っているんですけども、具体的な町としての支援体制はどのようなになっていますか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） DVと申しましてもいろいろなケースが考えられるかと思えます。家庭内で起こったDVとしても子どもへのものであったり、夫婦間のものであったり、高齢者に対するもの、いろいろなケースがございますので、その際の対応については所管の課等と連携を取りながら対応したというケースがございます。過去にもございました。昨年度に関しましては健康福祉課もそうですけれども、子ども家庭支援係の方とも連携をしながら対応したというケースが1件ございました。その他DVに関して暴力的な部分になりますと、やはり警察の方が介入をして対応しているというのが一般的かなというように思っているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 何かよく分からなかったんですけども、このように令和3年2月に三川町の男女共同参画計画というのも出ていまして、被害者支援というDVに関する被害者支援という項目もきちんと載っていますので、もう少しはっきりしたような対応ができるようになっていただければと思います。

三川町男女共同参画計画の基本目標の2番の方に移らせてもらいたいと思います。重点課題で政策や方針の立案及び決定への男女共同参画を掲げ、女性が活躍するためには女性の意見や価値観が政策や方針に反映されることが重要であるため、各委員会への働きかけや女性の参画を向上するための取り組みを進めますとありまして、その施策では委員会等委員の女性の比率の向上と女性職員の管理職への積極的登用となっております。この委員会等での女性の比率、それから女性職員の管理職への登用、具体的な数値目標、いつまでどれくらいの比率にしていこうとするお考えなのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 私の方からは町が所管します各委員会等における女性委員の比率という点についてお答えします。町の振興審議会をはじめ各重要な町の計画策定にあたっての委員会等ございます。その際やはり女性をその構成メンバーに入れるということで努めているところでありますが、やはりその構成の、例えば団体そういったところも男性が代表になるのか女性が代表になるのかということもございます。その委員会の性質もあろうかと思しますので、一概に例えば目標を5割ということで設定したとしても、実際にそれをクリアできるかというのはそのときどきの委員会構成等にもよろうかと思ひます。

ですので、平等でありますので、10人いたら半分5名は女性ということが目標ということになるかと思ひますが、そういった具体的な数値は念頭に置きつつも、各委員会構成について女性委員を現時点より増やすという意識の中で各所管の委員会等の構成は配慮しているものと認識しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 様々なそういった職員の管理計画については定員適正化計画、それから特定事業主行動計画等、持ち合わせの計画がありまして、特に定員適正化計画においては全体の配置等を鑑みて、全体の配置人数等を配置しているところでございますけれども、女性職員等の比率が従来より全体的に高まっているものと認識しているところでございまして、特に係長職以上の登用についても従前と比較すればその全体の職員数の比率に応じて増えてきているものと認識しております。ただ、目標数値については具体的なものを持ち合わせていないところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） この計画の最後の方にやはり PDCA サイクルの手法を持って実効性を高めると謳っております。やはり実質的に実際どこまで進んでいるのか、いつまでどのくらいの目標を持っていくのか、そういう数値的な設定をして初めて検証ができるものと思ひます。やはり一つひとつ進んでいくためにはそういう手法を数値的なものもしっかり設定すべきと思ひます。

続きましては学校でのジェンダー平等についてですけれども、「男子もリボンやスカートを着用できます」、これは昨年12月7日の山形新聞に載った多様性を認める社会への記事の書き出しです。記事によると、酒田市、遊佐町の中学校でジェンダー平等の観点から制服の見直しが行われ、酒田市東部中学校では男女とも同じデザインのブレザーにし、女子のスラックス着用も認め、リボン、ネクタイも選べる標準服、標準服にしたそうです。性的少数者への対応も図り、男女差を極力解消。遊佐中では男子はスラックスにネクタイ、女子はスカートにリボンとした制服の着こなしについての決まりを、生徒会の主導で撤廃した。ジェンダー差別のない校風を作るとのことです。本町ではこの制服についてこのような動きはありますでしょうか。または子どもたちから「制服を見直してください」などという声があるものでしょうか。その辺をお聞きしたいです。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 制服の見直しということで、酒田地区で実際先行で行われている事例については、報道等で私どもも把握しているところであります。酒田地区の学校以外でも鶴岡地区の学校、三川中もそうなんですけれども、やはり現在の社会情勢、こういったジェンダー平等という観点から多くの学校で男女兼用の制服について検討しているという情報も入っていたところであります。

三川中学校も昨年度あたりからというように認識はしていますけれども、男女兼用の制服について、学校の職員室、先生方の中で話し合われる機会があったということは聞いております。そういった状況のもと、三川中学校では来年度の入学生から上はブレザー、下はスラックスそれからネクタイという男女兼用型の制服も選べるという取り組みを行ったところであります。来年度の入学生、新1年生ですので現在もうすでに希望を募りながら制服は作成しているというところまで把握しているところであります。具体的な人数については今手元に資料を持ち合わせておりませんが、6、7人程度が男女兼用の制服を希望しているというような情報を得ているところであります。

なお、今回この男女共用の制服を導入するにあたり、時間のない中少し急な対応という事情があったのですけれども、対応するにあたって子どもたち、生徒会の生徒などから意見を聞きながら学校の方では採用にあっているというところを聞いております。今後の予定としましては令和6年度の新入学生徒から男女共用の制服に切り替えていきたいという計画は持っているということは聞いております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 来週には中学校、小学校卒業式があります。式典などでの名前を呼ぶときには男女混合名簿にしているケースが徐々に全国的にも広がっていると、三川町でもそういう男女混合名簿にしていくと、この男女混合名簿にしたのはいつからになりますか。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 令和3年度から小学校中学校で使用しております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） ジェンダー平等を達成するには私たちの中にある無意識のうちに形作られてきた偏見に気づくことからだと思います。学校生活の中でも長年の習慣でまだまだ気づかない性差別があるのではないかと、振り返ってみることが大切だと思います。

続きまして自衛隊との関わり方について質問させていただきます。航空自衛隊アクロバット飛行隊ブルーインパルス、こちらの正式名称は第4航空団飛行群第11飛行隊で広報活動を主な任務とし、展示飛行を専門に行う部隊というようになっております。ブルーインパルスは自衛隊の広報活動が任務である、こういう認識はございましたか。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） そのように認識しております。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 広報みかわ新年号の町長と遠渡飛行隊長との対談の中で、遠渡隊長は「航空自衛隊に入隊後はワールドワイドなたくさんの仕事があるということを知りました。

その広報活動を行うことが今の私たちの任務ですから、たくさんの人から関心を持ってもらえたことは純粋に嬉しい気持ちになりました。」と任務を遂行できたことは嬉しいことと語っておられます。またワールドワイド、つまり世界中に広がる仕事があるということもおっしゃっておられます。

2015年の9月に成立した安保関連法でこれまでの憲法9条解釈が根本的に変更され、それまでの専守防衛の自衛隊が防衛という名のもとに海外で武力行使ができる自衛隊に変わってしまっています。三川町の誇りとの声もある遠渡隊長のような自衛隊員が海外へ行って殺し殺される自衛隊に変質してしまっている、このような状況の下で町の企画とはいえ子どもたちを参加させ、また募集しようとしたことは適切であったのか疑問が残るところであります。この点からも見解を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 今回のブルーインパルス展示飛行におきましては、自衛隊の是非云々という視点は全くもってございません。町長の答弁にありましておおり、一つの自らの目標に対して純粋に努力をし続けて、コロナ禍において医療従事者を応援し、励ましている、この遠渡隊長の行動。また、東京オリンピック・パラリンピックにおいて人々を感動させた力といいますか、この取り組みを子どもたちに純粋に地元出身の方がこの隊長として展示飛行を行うということ町民の方に見てもらいたい、それと出身である三川町の子どもたちに見てもらいたい、そういった隊長に対して自分も頑張る、遠渡隊長も頑張るといような形でエールを送るといことの企画といこと実施したものであり、講演会につきましても自衛隊云々という視点ではなく先程申し上げた遠渡隊長の人生観と言いますか、そういった自分の夢を実現させることの大切さというものを子どもたち、それから一般の方にも聞いてほしかったといこと企画したものでありますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 子どもたちの夢、遠渡隊長個人という言葉が出ましたけれども、やはりあのブルーインパルスは自衛隊の宣伝部隊といことが大前提にあると思ひます。東京オリンピックで勇気、励まされたとい声がある中で、当時は第5波が蔓延して自宅に放置されるまま亡くなっている方も多くいるわけです。自治体の役割は国民主権、平和主義、基本的人権の尊重とい憲法の基本的な考え方が実施されるよう、住民の立場に立って行政を行うことが大切であると思ひます。自衛隊の宣伝活動に地方自治体が安易に協力することがあつてはならないと思ひます。

自衛隊の宣伝活動を事実上手助けする今回の企画は、憲法に定める地方自治体の役割や公務員としての憲法尊守、擁護義務に反することではないのか、疑問に思ふところあります。自衛隊の海外派兵と戦争できる体制づくりを進める政府の、親しまれる自衛隊を演出する政治的意図を持った宣伝活動に、戦闘機を、夢を追う子どもたちの純粋な気持ちを育てる教材に充てることは不適切であると申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、5番 砂田 茂議員の質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって散会します。

（午後 4時21分）

令和4年第1回三川町議会定例会会議録

1. 令和4年3月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志	議会事務局長	飯鉢	凜	書	記
須藤達也	書記	渡部	貴裕	書	記
遠藤	蓮	書			記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 2 日 3月10日(木) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 5名

○ 散 会

○議 長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

通告順に従い、最初に7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員）

- | | |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 令和4年度施政方針について | 1. コロナ禍が継続しており、その対策が最優先事項であるとは考えるが、コロナ収束を見据えたまちづくりの中で、いかにこの閉塞感と制限された行動を緩和し町を活性化させるか基本的な方針を改めて伺う。 |
| 2. 高齢者へのデジタル支援について | 1. デジタル庁が発足し、行政事務のデジタル化や手続きのオンライン化が進む中、「デジタル格差」の解消が課題とされている。マイナンバーカードの普及拡大や利用方法の周知について見解を伺う。
2. 総務省ではデジタル機器に不慣れな高齢者への支援をまとめた「デジタル活用支援令和3年度事業実施計画」を策定した。本町の対応について見解を伺う。
3. 高齢者の生活の利便性向上のためスマートフォン活用の支援は重要と考える。公民館等を会場にした地域連携型のスマホ講座を開催するべきと考えるが見解を伺う。 |
| 3. ふるさと応援寄附金について | 1. 近年の実績と今後の見通しについて伺う。
2. 各自治体では特徴ある返礼品を用意して寄附を促している。本町においても新たな返礼品の追加や、返礼品に活用される特産品づくりが行われてきたが、その成果と課題について伺う。
3. 他自治体では、空き家の外回り点検や墓地清掃サービスなどの生活支援サービスや、収穫の体験などの返礼品が好評と聞く。本町での導入について所見を伺う。
4. 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を活用すべきと考えるが所見を伺う。 |

令和4年第1回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

令和4年度施政方針について。

コロナ禍が継続しており、その対策が最優先事項であるとは考えますが、コロナ収束を見据えたまちづくりの中で、いかにこの閉塞感と制限された行動を緩和し町を活性化させるか基本的な方針を改めて伺います。

高齢者へのデジタル支援について。

デジタル庁が発足し、行政事務のデジタル化や手続のオンライン化が進む中、「デジタル格差」の解消が課題とされています。マイナンバーカードの普及拡大や利用方法の周知について見解を伺います。

総務省ではデジタル機器に不慣れな高齢者への支援をまとめた「デジタル活用支援令和3年度事業実施計画」を策定しました。本町の対応について見解を伺います。

高齢者の生活の利便性向上のためスマートフォン活用の支援は重要と考えます。公民館等を会場にした地域連携型のスマホ講座を開催するべきと考えますが見解を伺います。

ふるさと応援寄附金について。

近年の実績と今後の見通しについて伺います。

各自治体では特徴ある返礼品を用意して寄附を促しています。本町においても新たな返礼品の追加や、返礼品に活用される特産品づくりが行われてきましたが、その成果と課題について伺います。

他自治体では、空き家の外回り点検や墓地清掃サービスなどの生活支援サービスや、収穫の体験などの返礼品が好評と聞きます。本町での導入について所見を伺います。

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を活用すべきと考えますが所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の令和4年度施政方針について、コロナ収束を見据えたまちづくりに関するご質問であります。この新型コロナウイルス感染症による影響は、複数の変異型ウイルスの出現などにより2年を経過した現在もいまだ収束が見通せない状況となっております。このように影響が長期化する中において、新年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立に、引き続き最優先で取り組んでまいりたいと考えております。特に、感染対策の要となるワクチンの追加接種につきましては、地区医師会や医療従事者等の協力を仰ぎながら、早期の接種完了を目指すとともに、地域の感染状況に応じた適切、かつ迅速な感染拡大防止に努めてまいります。

また、地域経済活性化のため、引き続き中小企業等振興支援事業などの経済振興策に取り組むとともに、いわゆる「新しい生活様式」を踏まえた事業活動や交流活動を推進しながら「安心」と「豊かさ」が共存する社会を目指してまいります。

質問事項2の高齢者へのデジタル支援について、1点目のマイナンバーカードの普及拡大

と利用方法の周知に関するご質問でございますが、本町のマイナンバーカードの交付につきましては、「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づき、普及拡大に向けた取り組みとして、通常の勤務時間に加え、毎月第2、第4金曜日の窓口ナイトサービスにおける交付、町広報やホームページなどによる啓発のほか、カード未取得の後期高齢者への交付申請書の送付など普及拡大に向けて取り組んでいるところであります。また、公的な身分証明や行政手続の利用などにおける利便性につきましても、町広報などにより、その周知に努めているところであります。

次に、2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

社会全体のデジタル化が進展する中、マイナンバーカードの普及を前提に、国も自治体も行政手続のオンライン化に向けた取り組みを進めておりますが、デジタル技術を使いこなせる方と、そうではない方との「デジタル格差」の解消が重要な政策課題となっております。

国は「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」という基本方針のもと、デジタル活用に不安のある高齢者等のデジタル弱者の解消のため、「デジタル活用支援 令和3年度事業実施計画」を策定し、地域にある携帯ショップやICT企業が、自社や地域の公民館などを会場にして、スマートフォンの基本的操作、行政手続に関する講座の開設などを支援しております。しかしながら、内閣府の調査によると、70歳以上の高齢者の6割の方がスマートフォンなどの情報通信機器を利用しないと回答している状況にあり、本町も同様の状況にあるものと考えているところであります。

こうした現状を踏まえますと、現時点において、高齢者自身が通信料等を負担しながら、デジタル機器を保有し、活用していくことのハードルは高く、デジタル格差の解消は厳しいものと認識しております。

今年度本町では、国が計画した高齢者向けの講座開設の取り組み等は実施しておりませんが、令和5年度には、全国の自治体で行政手続のオンライン化がスタートする予定でありますので、時期を見て、利用者の利便性や住民サービスの向上に繋がる実効性のある支援について検討してまいりたいと考えております。

質問事項3のふるさと応援寄附金について、1点目の近年の実績と今後の見通しに関するご質問でございますが、本町における寄附金額は、令和元年度の約7億2,000万円をピークに減少傾向にあり、今年度においては4億円前後になるものと推計しているところであります。

ここ数年、寄附件数、金額とも減少しておりますが、まずは毎年ご寄附くださる本町に好意的な寄附者の方々を大切にしながら、新たな魅力的な返礼品の提供に努めるとともに、寄附の窓口となるポータルサイトを複数設定するなど、より多くの方々に寄附をいただける環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町における返礼品については、地元の農産物や企業等の商品などを優先的に選定し、返礼品の提供者に対する事業説明会や交流会の開催により、お米のみならず果物や野菜、加工

食品等多様な返礼品を提供できるようになったところでもあります。また、ご質問にありました生活支援サービス等の返礼については、今後とも情報収集に努め、検討してまいります。まずは地元の農産物や企業、商店の商品などの選定により、本町産業の振興に繋げてまいりたいと考えております。

次に、4点目の企業版ふるさと納税に関するご質問でございますが、この制度は企業が地方公共団体の地方創生事業に寄附するものであり、その場合においては企業のイメージアップのほか、寄附額の損金算入や一部を税額控除できる節税効果の高い制度であります。また、地方自治体にとりましても、新たな財源を確保し、新規の事業などを実施できる可能性が生まれてくるメリットがあり、地方自治体と企業の双方にメリットがあるものであると認識しているところであります。

一方、当社が所在する地方自治体への寄附は制度の対象外とされ、寄附企業への経済的な見返りも禁止されることから実際に寄附している企業は縁故によるものが多いこと、また、寄附が見込み額を下回るといったリスクもあることから、本町にとりまして制度が十分に生かせることを検証した上で活用してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 大変詳しく答弁いただきました。再質問させていただきたいと思っております。

答弁にもありましたとおり、令和4年度の施政方針についてでございますが、国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから2年が経過しております。3月を迎えまして3回目の年度末、また間もなく新しい年度を迎えようとしているわけでございますが、この間、寄せては返す波のように新型コロナウイルスの感染は収束することなく、今もなお第6波とされるオミクロン株の感染が続いています。

感染拡大防止対策としてワクチン接種とともに緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、再拡大防止対策期間、現在もクラスター抑制重点対策が取られまして、新しい生活様式を基本に様々な行動が制限されていることから閉塞感や疲れ、ストレスを感じている人が増加しているようであります。

このコロナ禍の長期化による町民への影響について町ではどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 長期化する新型コロナウイルス感染症の町民への影響というご質問でありましたけれども、これにつきましては特に公共施設等をはじめとした行政サービスが行えなくなるといったような住民等の行動制限が伴ってくることで、それから当然そういった社会経済活動全般にわたって行動が制限されることによって住民等の旅行をはじめとした観光業界、そういったものについても大きく影響しているところでありますし、本町においてもそういった業界、小売業を含めて大きな影響があるものと認識しているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 確かに経済的な部分、大きな影響を受けているのかなというところは私も感じるところであります。また、コロナ禍が継続していることによりまして各種の集会、イベント、また会合等が中止されておまして、大事な年度末の総会時期につきましても書面決議等の対策が取られまして、なかなか地域住民の方々の声が反映されていくのは難しくなっているのかなと思っていますところであります。

コロナ禍での行政の役割、また使命について少しお伺いしたいのでありますが、町長にお伺いできればと思います。収束が見通せないまま令和4年度を迎えるにあたりまして、これまで感染対策を取りながらの行政運営は経験やノウハウが通用しない、かつてないものだったかと思います。コロナ禍を通じて行政の役割、使命についていかに感じたか。また、この経験を来年度にいかに生かすか、お伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 新型コロナウイルス感染拡大による地域の経済活動、社会活動が非常に制限されてきたということは先程の質問、また総務課長の答弁にもありましたように、やはり新型コロナウイルスの感染拡大ということによって町民の意識が非常に変わったということではないかなと思います。その一番大きなことはやはり行動自粛、これに伴う社会経済、あるいは日常の生活が非常に縮小されてきているというような現状にあるかなと、このように思うところであります。

これが鈴木議員も言われましたように、本町のこの町内会等での地域コミュニティ、これもやはり縮小せざるを得ないというようなことでもあります。しかし、これはやはり新型コロナウイルスの全国的な感染拡大によって新たな生活様式を模索しながら、その中でこの地域の社会活動がやはり正常化する方法を行政も自ら考えていかなければならないと、このように思っているところであります。

その一つの大きな今までの2年間の経験の中においては、感染拡大によって緊急事態宣言あるいはまん延防止等重点措置が講じられたわけでありましたが、それが終了した後の社会経済活動がやはり行政もしっかりとした、その影響のある業種に対しての支援等を行ってきたわけでありましたが、それと同時に町民に対してもこの消費活動、そういったものに対してもやはりいろいろな、本町においては町の地域通貨「菜のC a」等の発行によりまして消費の誘導ということも図ってまいりました。

そういう中においては、今のこの状況の中ではまだまだ新たな生活様式と経済活動をどのような新しい活動に繋げていくかということがこれからの行政の一番の課題ではないかと思っていますところであります。そして、現状の第6波という中において各町内会での総会の開催等においてもそれぞれの町内会長の考え方によって書面決議、中には総会を開催した町内会もあるなど、やはりそれぞれの町内会長の考え方によって、新型コロナウイルス感染拡大の時期においてもどのような地域コミュニティをそれぞれの町内会長の考えで方針決定をしていくかということからしますと、若干その部分においては生活様式においても考え方が判断されるという状況は変わりつつあるかなと、このように思っております。

ただ、総会を開催してもその後の反省会、あるいは懇親の場というのはまだ開催できる状況にはないというほどの町内会も同じような認識でもあるようであります。そのような中において、本町内における各町内会、そして町民の意識をいかに消費行動に誘導するかということが重要ではないかと思っております。

令和4年度において、これらの経済対策においてはやはりまずは消費行動、これを誘導するということが一番重要だと思います。県においても旅割、そのようなキャンペーンは今月いっぱい延長するなど非常に国も県もこの地域経済の、言うなれば回復ということに関してましては様々な支援策を講じていくということになるかと思えます。こういった部分においては先程の答弁でも申し上げましたが、やはり新型コロナウイルスの3回目のワクチン接種が終われば、これからの社会活動が回復するのではないかとということでしっかりとその部分を行いながら、そして現状の第6波においては、若い世代の感染者がなかなか減少していないというようなことであります。その点を含めてやはりワクチン接種における感染予防に努めながら地域経済の回復も進めていければと思います。

ただ、これについては様々な業界、特に本町においては出羽商工会からの様々な要請もあるわけでありますので、そういった部分についてもしっかりと対策を講じてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ありがとうございます。令和4年に向けた方針ということで理解するものであります。答弁にもありましたとおりコロナ禍の長期化というものは、住民にとって様々な活動が制限されていることから多くの方々が慣れというものが生じてきているように思います。集まらない、参加しない、飲まない、様々なものを制限されるのが通常のことようになってきていることから回復するのがまた大変な状況になってきているのかなと思われまます。

また、町長の答弁にもありましたとおり地域のコミュニティの希薄化といったものが非常に大きな問題になっているのかなと。本町にとりましても地域包括ケアシステム等、住民の支え合いというものが望まれる中で、いかに回復してそういった気概を醸成していくかといったものが非常に重要になってくると思われまますので、事業を進める上で、そういったことも念頭に入れながら進めていただければと思います。

高齢者へのデジタル支援についてお伺いします。デジタル庁が発足しまして行政手続をはじめ社会全体のデジタル化が急速に進んでいるように感じます。オンラインやペーパーレス、またAI等を活用した業務の効率化を図るにはマイナンバーカードの普及は不可欠と考えまます。国では普及拡大に向けて新規取得者や保険証として登録した人にポイントを付与するなど様々な対策が打ち出されているところです。

高齢者の方々に伺いますと、マイナンバーへの不信感またマイナンバーカードを作るメリット、どんな場面で使えるのかといった疑問を持つ方が多いと聞きます。高齢者にとってのマイナンバーカード取得のメリットについて、また本町におけるマイナンバーカードの必要性について考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） マイナンバーカードにつきましては、先程の町長答弁でもありましたとおり公的な身分証明や行政手続の利用などにおける利便性という部分が一番大きなメリットというように感じております。

それで、今現在本町におきましては約1/3の方がマイナンバーカードを取得しております。健康保険証として利用できるということが令和3年10月20日から開始になったわけですが、それ以降、県内におきましても健康保険証としてマイナンバーカードを利用できる医療機関等が徐々に増加しております。本町におきましては、一番最近の3月のデータによりますと、医療機関が1カ所、また薬局が1カ所、マイナンバーカードで利用できるというような状況になっております。そういった形で徐々に利用できる場所が増えてくればまた利便性の向上というようになってこようかと思っております。

高齢者の方につきましても後期高齢者の未取得者におきまして交付申請書を送付させていただいております。その一部の方ではありますけれども、早速マイナンバーカードの申請をしたいという方もいらっしゃるようです。

高齢者の方に対するメリットという部分になるわけですが、当然まだマイナンバーカードとして活用できる部分が少ないということはあるかと思っておりますが、今後銀行における手続、また運転免許証をお持ちの方につきましては運転免許証としての利用等が開始される予定というようになっておりますので、そういった形でさらに利便性が拡大していくものというように理解しております。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 高齢者にもマイナンバーカードの発行を促すという動きが取られているというようなことでありました。やはり申請の仕方等の説明は行われても取得のメリットといったものが示されないとなかなか動かないのかなと思うところであります。窓口等の対応、またナイトサービスでの申請受付等で行っているというようなことでありますが、やはり高齢者の方々を中心に交付が進まないのが現状かなと思うところであります。

次のデジタル活用支援に移るわけですが、政府も「デジタル化が進められる中、高齢者をはじめとした誰もがデジタル機器・サービスを活用することで、多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、豊かな人生を享受できる共生社会を実現すること」が重要視されるということで、総務省が令和3年度から高齢者等が身近な場所で身近な人からデジタル活用について学べる講習会等を推進するというので、デジタル活用支援推進事業を開始しております。デジタル活用支援員という方が高齢者等に寄り添いまして助言や相談を行うことで受講者のデジタル活用に関する不安を解消するとしておるところであります。

この内容についてスマートフォンの基本的な利用方法やスマートフォンによる行政手続に加えて、マイナンバーカードの申請方法や利用方法など説明されるというような準備が整えられているような話でありました。デジタル活用における疑問や不安を解消する一つの方法なのかなと思っております。高齢者のデジタル機器の普及に関してどのようにお考えかお聞きしたいのですが、現在70歳以上の方々は6割以上の方々が情報機器を持っていないと

いう統計をもとに本町でもそうなのではないかというようなことでありました。近年は利用料金の見直しや端末の低価格化によりまして高齢者等も携帯電話、スマートフォン等を所持している方が増えているように思いますし、昨年3Gという電波の解消とともに携帯電話からスマートフォンへ乗り換えた高齢者の方が多く見受けられるわけでありまして、高齢者のデジタル機器の利用について考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 高齢者のスマートフォン等の情報通信機器の利用に関するご質問というように認識しておりますけれども、先程の町長の答弁にもありましておとり例えば高齢者の方がスマートフォンを購入される場合、当然それぞれが選ばれた携帯ショップ等に出向かれてご購入されるというパターンになろうかと思っておりますけれども、ただ現在、ご承知かと思いますが、各メーカーともショップごとに携帯電話の講習会なりを定期的開催しているというように聞いております。ですので、それが単発的ではなくて中には1週間時間割等を設定して、より多くの方がスマートフォン操作に慣れていただく機会を設けているという現状にあるかと思っております。

ただ、そうした環境にあってもやはり高齢者としてそういった情報機器が、手軽に電話ができたりSNS等も活用できるというのは分かってはいても、逆にメール等、いわゆる犯罪と言いますか、そういったものに巻き込まれる可能性もリスクとして出てくるのではないかと考えているのではないかと思います。使い慣れない機器を持つことによって、確かに安くなるとは言え、その使用頻度においてご家庭にある固定電話とスマートフォンの違いとか、別途にまた料金がかかる、なおかつそういった不安材料が新たにそれぞれ出てくるということになりますと、先程の内閣府の調査でやはり現在の情報通信の程度で、あとは紙ベースでいろいろな手続も十分と考える高齢者が多いのが現状ではないかというように認識しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） この質問は、昨年の新型コロナウイルスワクチン申請時の混乱を目の当たりにしましての質問であります。最初に受付が始まった高齢者の方々が電話が繋がらないといった状況がありました。その方の傍にはスマートフォンが置いてあるということで、スマートフォンを所持してながらもコールセンターへ電話の申し込みをすると、それでなかなか繋がらないと困っている人の声がありました。また、スマートフォンで申請、申し込みをしようとしたけれどもサイトになかなかどり着けなかったというような声があります。町の受付業務にそういったデジタル的な申請受付をするということは、やはり町としても利用者、また申請者への講習等も必要なのではないでしょうかと思っております。

また、近年は住民への情報周知といたしまして、これまで広報、またホームページでの周知というものが主だったものかと思われましても、現在のLINEの公式アカウントを使った情報提供はリアルタイムで、またプッシュ型の通知ということで情報が提供されるとすぐに端末に情報が送られるということで、高齢者を中心に好評を得ているようでありました。

また、高齢者と言いましてもLINEや動画、キャッシュレス決済などへの関心も高くなっ

ております。こういったことから社会福祉協議会やシルバー人材センター、また老人クラブや町内会といった身近な場所でのスマホ教室を開催し、スマホ活用の支援の取り組みを提案いたしますが、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 確かにスマートフォンを活用した手続なり、非常に汎用と言いますか多種多様にこれからも、もっとどんどん進んでくるものと思います。そうした中で、議員のご質問にありましたとおりそういった機械を活用する機会がどんどん増えてくるということになれば、そういった場面に対応する講座というのも今後考えていかなければならないというようには考えます。

ただ、私見になるかもしれませんが、やはりそういった情報通信機器は慣れと言いますか、使って初めて分かるところもあろうかと思えます。例えばご家族の方がその安否確認とか簡単に通話ができるということで、ご両親なりがスマートフォン持っていた場合、なかなかその機能を使う場面としては通話、もしくはLINEで文章と言いますか、そういったことを尋ねるような場面が多いのではないかなというように推察されますので、ただそれがいざ今度手続となりますと、例えば一度講習会を開いても、それがその違った場面で同様の使い方をしても動作が思ったようにならないとか上手くいかないとか、ということになりますとまた問い合わせ、そういったものを繰り返すことでだんだん煩わしくなるということも出てくるのではないかと思います。

ですので、状況を見ながら講習会等の開催については判断してまいります。現時点ではまだそういった行政手続等において講習会を開いても、単発と言いますか、それに特化しただけではなかなかその効果・効用がまだ薄いのではないかとということでも考えますので、今後やはり状況を見ながら対応してまいりたいと考えます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 状況を見ながらというような答弁でございました。昨年町民講座におきましてはシニア向けのスマートフォン教室が2回ほど開催されたと思います。受付と同時にと言いますか、定員オーバーの申し込みがあったと聞いておりますし、またその講座の内容でも様々な課題を克服しながら操作も多様にわたるものですから、講習の進め方もなかなか難しかったというようなことは聞いておりますが、やはり町民がそれだけ求めているんだということを理解いただきまして、少しでもいいので情報機器の取り扱いに慣れると申しますか、慣らしていただきまして、やはり町としても誰一人取り残さないような体制づくりをお願いしたいと思います。

ふるさと応援寄附金についてお伺いいたします。町としても貴重な財源としまして、また生産者の新たな流通ルート、出荷先としまして期待されておりました。また、これまで順調に推移してきたものの、答弁にもありましたが令和元年の7億7,000万円をピークに令和2年度は5億7,000万円、また今年度の見込みは4億円台と大きく下がっております。寄附者の数が減少したというような答弁もありましたけれども、新型コロナウイルスの巣ごもり需要ということで多くの自治体が増額しているという中で減額した要因をどのように捉えてお

られるのかお聞きしたいと思います。また、この現状を検証、分析し立て直しを図るべきと考えますが、今後の対策について考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ふるさと納税の減額の要因と今後の対応というご質問でございました。ただいまのご質問の中で、令和元年度の寄附金につきましては約7億2,000万円でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今年度の下降の原因ということでございますけれども、先程質問の中にもございましたが、巣ごもり需要ということで、飲食店、外食に出ないで各家庭の中での様々なこういう通信販売等の需要が増えているということで、ただいま申し上げましたふるさと納税等の中の需要というよりもいわゆる巣ごもりの中で、本町の場合は返礼品としてはお米がメインとしてあるわけでございますが、実は他の自治体の中でこれまでの返礼品の中身について、例えば20kgで寄附金が1万円だったところ、あるいは15kgで1万1,000円など、いわゆる内容の見直しをされた自治体があるというところでございます。それからいきますと、ある程度高廉価な寄附額で比較的多くの返礼品、お米が貰えるというような自治体に寄附が集まっているという状況も見受けられるところでございます。

先程ご質問にもありましたが、本町の返礼品につきましては、本町の場合は農産物あるいは商店等の食品加工等の地元の事業者の方から返礼品として出していただきまして、本町の振興に尽くしているというところでございますけれども、ここでいわゆる事業者間の価格競争というところになったときには、基本的には本町の場合は事業者の方からその価格内容を決定していただいておりますので、ここでいわゆる競争というところではなかったというところでございます。

本町の場合はこれまでのとおり品物の魅力を全面に発信して、ふるさと納税の返礼品ということで来ているところでございますけれども、残念ながらその内容の競争というところと比較をされたところがあって、今年度につきましては寄附額が伸びなかったのかなど、これが一つの要因ではないかと捉えているところでございます。

実はその返礼品の事業者の方には、特に農業事業者の方になりますけれども、この返礼品に自分の農産物を出すところを事業のメインにはしないでいただきたいというようなお話を説明会でさせていただいているところです。今回のように様々な要因によって寄附額の、これは基本的には先程申し上げましたとおりに競争と言いますか、あるいは趣味趣向の変化というものに対応するという必要がございますので、その意味ではふるさと納税が事業のメインになることはないよというようにお話をさせていただきながら対応してまいったというところでございます。

そして、その寄附を伸ばしている自治体を見てもみますと、いわゆる楽天のふるさと納税でありますとかさとふる等のポータルサイトを利用されているところが多いと。実はこちらのポータルサイトにつきましては、いわゆる宣伝効果と言いますか広く広告と言いますか、それはされているのですが、これはその内容にも当然よるのでしょうが、先程お話ししましたとおりに内容の競争と言いますか有利なものという形で利用者が流れておるということでござ

いました。ただ本町といたしましては、このふるさと納税の制度を通じまして、いわゆる本町のファンと言いますか、本町に好意的な方々に固定的な形でのご支援をいただきたいということで、返礼品につきましても本町あるいは近隣庄内の地場のものでも旬のものをお送りするというような形でこれまでも対応してまいったところでございます。

今後につきましてもふるさと納税という制度の本質を求めながら返礼品の競争に落ちることなく、本町の魅力をともに発信しながら進めてまいりたいと思います。ここ1年、2年はコロナ禍の関係で実施をしておらなかったのですが、これまでは納税者の方との交流会ということで様々な形でお声をいただきながら、あるいは直接的に顔を合わせながら本町の魅力についても発信をさせていただいておるということでございますので、今後コロナ禍が収束した以降についてはふるさと納税の制度の本質を求めながら今後とも、ご質問にありましたとおりに本町の財政の一端ではあるのですが、まずは本町の魅力を発信するということ、本町のファンを増やすということを基本において展開してまいりたいということで考えておるところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 他市町村との比較、分析等も進んでいるというようなことでありまして、好調に伸ばしている自治体の効果、取り組み等も図っているというような答弁だったかと思います。確かに今ふるさと納税が定着してまいりまして寄附者にとっては一部通信販売のような、インターネットショッピングのような形になっているのかなと思います。今出てきましたポータルサイト等を見ましても大変綺麗な表示をされておりますし、全国多数の自治体の返礼品が並んでいる中で三川町を選んでいただくというのはなかなか難しいものになってきているのかなと思います。

また、好調な自治体のホームページを見ますと、町の公式のホームページからそういったポータルサイトへすぐ飛ぶような自治体もありました。今出てきたような業績を伸ばしているポータルサイトにすぐ飛ぶようなホームページの作り方のところが伸びているのかなと思っていたところであります。

また、出品者への対応ということで、以前までの返礼品の出荷数を維持するために農家の方々、特に米が多いわけでありましてけれども、夏まで返礼品があるのに備えて取っておいたものがなかなか出荷が伸びず、出来秋を迎えて低価格で払い下げと申しますか、売りさばくといったような声も聞こえてまいりました。そういったところでもある程度の対応を考えないとこれから返礼品業者というものが少なくなってくるのかなと思ったところであります。

また、生活支援サービスへの取り組みでありますけれども、準備をしても数は少ない、申し込みの数は少ないのかもしれませんが空き家が増えております。地元を離れて都会に住み、実家が空き家になるケースが増えております。また相続者が近くにおらず、県外等におられる方もいるわけですが、こまめに訪れることができない空き家というものもあるようでございました。近くにいないながらも所有する方の安心と空き家の保全を兼ねた取り組みといたしまして外回りの点検、また墓地清掃サービスといったものを返礼品としてはいかがでしょうか。また、郵便局では見守りサービスということで配達のついでに申請のあった家

庭を訪れて高齢の方と話し、生活状況を把握した上でその申込者に報告をするといったようなサービスもあるようでございまして、これを返礼品として準備している自治体も増えていると伺います。こういったサービスの導入について改めて考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問いただきました住宅等のサービスにおける返礼品の形ということでございますが、先程の町長答弁にもありましたが、本町の場合は現在返礼品としては地場の事業者からの物品ということで、まずは本町の産業の振興をメインということで選定しておるといところでございます。ただ、ご質問のありましたとおりに、様々な需要・ニーズに応える形での返礼品を準備するということは今後必要であろうというようには考えております。ただいまお話がありました、例えば郵便局の見守りというのは、実は防犯の関係での町との協定等もございまして、様々な形でのその見守りの取り組みというのも実際はされておるといところでございます。

実はただいまお話ありましたサービスの部分につきましては、委託先と言いますか、その実施をしていただく方をいかに選定していくかという部分が出てきようかと思えます。本町であれば、例えば具体的に申しますとシルバー人材センターでありますとか、あるいは近隣市町の人材派遣でありますとか、そのような形での人材の確保というものが想定されるわけでございますが、現時点では、こちらで内々にあたったところでは、町内あるいは近隣の人材派遣の事業所の方では、まず基本的にある程度の、簡単に申し上げますと、数量がまとまって、つまりそれが事業として成り立つかというような目途がないとなかなか今後の契約といところまで繋がらないというようなお話がございました。

その意味では、お話あったとおりに掘り起こせばという話にはなるかと思えますが、実際どの程度の需要があるのか、そして、その需要でいわゆる事業が成立するのかという部分がございますので、先程の町長答弁にもございましたが、今後は少し情報収集に努めて検討してまいりたいと。現時点では実施は少し厳しいのかなと、まずはコロナ禍の中での事業所の支援も含めて産業振興をメインに返礼品の選定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 需要に基づいてというようなお話だったかと思えます。今年の大雪につきまして、関東に住む方から、実家が空き家なんだけれども大雪の情報を聞いて写真を撮って送ってくれないかと、また雪の影響がないか家の周りを点検してもらえないかといった依頼があったという方がおられました。やはりコロナ禍ということも大きく影響しているかと思えますけれども、なかなか帰省できないという方にとっては税の控除を含めながらこういったサービスが受けられるというのは良いサービスなのではないかと思えます。検討いただければと思います。

また、体験型のサービスを導入している自治体もあるわけでありまして。先程の答弁の中にも寄附者との交流会等を開いているというような声もありましたが、コメント等を見ますとぜひ三川町に行ってみたい、返礼品から三川町に興味を持っていただいているたくさんの方

のコメントが寄せられておりました。それも返礼品の一部といたしまして、寄附していただいた人を三川町に招いて、より絆を深くしていただくといったことも一つの策ではないかと思っておりますので検討いただければと思うところであります。

最後に企業版のふるさと納税についてお伺いいたします。事業等なかなか限られる部分もあろうかと思えますし、寄附企業の選定、依頼といったものの課題があると思えます。平成28年から始まった制度でありましたけれども、なかなか寄附者、寄附する企業が伸びないということで令和2年度に税制が改正されております。企業の税額控除の割合が6割から9割に引き上げられたと、また自治体の認定手続が簡素化され、使用可能な国の補助金・交付金の範囲が拡大したということで寄附実績も伸びているというようなことであります。

山形県内でも令和3年11月時点では23の自治体が国の認定を受けて企業版のふるさと納税に取り組んでいるところであります。本町におきましても基本となる地域創生総合戦略、Mターン戦略になろうかと思えますが、昨年の2月に制定されておまして、雇用の創出、人材育成、また定住化の促進、安心安全に暮らせる地域づくりといったものが掲げられております。実際に産業団地の拡張や桜木地区の住宅開発、また中間ではかわまちづくりと公園整備、またその隣のいろり火の里の拠点づくりと、一つの町でこれだけのものに一気に取り組むといったものは全国でも珍しいのではないのでしょうか。

寄附される企業につきましては本社を所在する自治体には寄附はできないというようなことでありますけれども、町内にも営業所を展開している企業が多くあるわけでありまして、そういうところに働きかければ寄附額も伸びるのではないかと思われます。こういった可能性を含めまして取り組みについて改めてお考えをお伺いできればと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 企業版のふるさと納税を活用するためには現在のMターン戦略、本町の総合戦略とは別に地域再生計画というものを作らなければなりません。それについて国からの承認を得て、企業にとっては税制等の優遇措置が受けられるということになります。そうした場合、具体的な事業を計画して、それを財源として企業からの寄附を募る、充当するわけですけれども、先程の町長の答弁にもありましたとおり事業費、そこで見込むわけですが、ただ町としてはやはり事業化する以上その財源を確保する、それがふるさと納税である場合、それが企業から満額集まるかどうかというリスクは当然生じるところであります。でも事業化する以上は年次計画ということで次年度へ送る事業もあろうかとは思いますが、やはりそこで計画性はその年度でずれ込むというリスクも背負うことになるのではないかとあります。

そうしたことから実際には営業所の方からでも連携と言いますか、話し合い等を行う中で本町にとって、また単に寄附というよりは、現在はよく引き合いに出されますのがSDGs、そういった何か社会的な貢献、公益性というのは非常に重要視される、そういった中での事業化というものもきちんと精査して説明をしながら活用していくということになろうかと思えますので、そういった中で現在行われている事業がそういった社会情勢と言いますか寄附の環境に照らして該当しそうなものがあればそのような取り組みも今後検討していく必要があ

るということで考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、7番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時30分)

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員）

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 三川町と遠渡隊長との今後の結びつきについて | 1. 山形経済同友会でブルーインパルス遠渡隊長が「2021年明るい山形 MVP 賞」を受賞したが三川町としての今後の考えは。 |
| 2. 人材育成・確保の戦略について | 1. 三川町におけるリーダー育成と若者の関わりについて伺う。
2. 職員による先進地視察研修のあり方、課題、今後の町づくりを支えるための戦略としてどのように取り組んでいくのか見解を伺う。 |

令和4年第1回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

1、三川町と遠渡隊長との今後の結びつきについて。

山形経済同友会でブルーインパルス遠渡隊長が「2021年明るい山形 MVP 賞」を受賞しましたが、三川町としての今後の考えは。

2、人材育成・確保の戦略について。

三川町におけるリーダー育成と若者の関わりについて伺います。

職員による先進地視察研修のあり方、課題、今後の町づくりを支えるための戦略としてどのように取り組んでいくのか見解を伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の三川町と遠渡隊長との今後の結びつきに関するご質問ですが、まずは、この度○議 長（佐藤栄市議員）のブルーインパルス隊長、遠渡祐樹氏の山形経済同友会「2021年明るい山形 MVP 賞」の受章は誠に喜ばしく、同じ郷土の出身として大変誇りに感じているところであります。

長引くコロナ禍の中で、ブルーインパルスの活動を通じて町民はもとより県民、あるいは日本中の多くの国民に夢と希望、感動を与えてくれた意義は誠に大きいものであったと改めて思うところであります。本来であれば、先月企画いたしました講演会において、直接お会いする機会を設けていたところでありましたが、残念ながら新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となったところであります。

本町といたしましては、このような交流の機会を持ちながら、今後とも同氏との繋がりを

大切にするとともに、同氏の益々のご活躍を期待しているところであります。

次に、質問事項2の人材育成・確保の戦略に関しまして、1点目のご質問につきましては、本町のまちづくり、地域におけるリーダーの育成・確保の視点でご答弁申し上げます。

現在、地域コミュニティに限らず、農業や商工業、福祉ボランティア、芸術・文化、スポーツなど、様々な分野で人材の育成・確保が課題となっているものと認識しております。まちづくりにおきましても、かつては三川トピア創造委員会のように、町が立ち上げ、体制や活動の支援を行いながら、まちづくりに資する人材の発掘や育成に取り組んできたところがあります。しかしながら、個人の都合や時間的制約が優先される現代社会においては、新たに組織や活動の場を提供する手法による人材育成や、若者から地域社会において活動してもらうことは難しいものと考えるところでもあります。

こうした状況を踏まえますと、既存の地域組織や団体が自らの活動内容や運営方法をいま一度見直し、効率的かつ有益に機能させること、そして活動の場をともにする方々が話し合いや活動の実践をとおして課題を共有し行動に移すこと、さらにその取り組みを繰り返すことにより人材の育成・確保が図られ、ひいては、まちづくり、地域や組織の活性化、維持・発展にも繋がるものと考えるところであります。

次に、2点目の職員の先進地視察研修に関するご質問であります。今後のまちづくりを推進していくためには、職員が各種行政施策、行政事務を効率的に遂行し、的確な行政サービスを提供していく必要があると考えております。そのため、本町では職員の資質向上を図るため、階層別研修や専門分野別研修に加え、ご質問にあります本町独自の先進地視察等研修制度を設けるなど、研修機会の充実に努めているところであります。また、現在、行政課題や行政ニーズは多様化しており、様々な分野での人材育成・確保が求められております。

このような観点から、幅広い視野で自ら進んで先進地に学ぶことは大変有意義であり、コロナ禍において行動が制限される中ではありますが、オンライン形式の活用も含め、引き続き職員研修を通じた人材の育成に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） それでは、私の方から再質問させていただきます。最初に三川町と遠渡隊長との結びつきについて再度質問させていただきます。町長答弁では今後とも繋がりを持てる関係を築いていきたい、大切にしていきたいといった話をいただきました。ありがとうございました。先月2月23日の新聞記事からの抜粋ですが、経済同友会表彰式で「新型コロナウイルス禍で不安な生活を強いられている時期だからこそ、この賞の意義は大きい、遠渡隊長、ブルーインパルスは多くの人々に感動を与えてくれた」とありました。まさしく私も同感であり、新聞にも大きく載っていましたが、三川町出身との記事に大変うれしく思った反面、地元三川町として先を越されてしまった感が否めず、何か申し訳なく思った部分もありました。

今回の中止になった講演会ではありますが、延べ612名の申し込みがあったと聞いております。今回は残念ながら中止になったといった話も今いただきましたけれども、今後の計画等

があれば教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から2月19日に開催予定の講演会の開催の所管の部署ということで、ただいまのご質問に対してご答弁させていただきたいと思います。先程お話にもありましたが、今回のブルーインパルスのような展示飛行につきましては多くの声が寄せられているというところがございます。実は昨日のテレビ放送にもございましたが、この3月で遠渡さんがブルーインパルスの任期を終えられるということで、4月からは新たな赴任地の方に移られるということで聞いておるところでございます。

ご質問にもありましたが、2月19日に開催を予定しておりました講演会につきましては、1部と2部を合わせて600名を超える方からのご応募があったと、実はこの講演会につきましても会場としては1,000人弱の席数が取れるのですが、新型コロナウイルスの対策といたしまして300から500いかないくらいの席の想定で実は講演会を設定しておりました。実はこの600名という数も当初の2月8日までの募集期間ということで設定をしておったのですが、県のまん延防止等重点措置の発表がありましたので、1月27日でその申し込みの中止をしたというところがございますが、その時点で600名を超える方がいらっしやっただと。今回につきましては、その申し込み方法につきましても、いわゆる電話での申し込みは受け付けられないということで、スマートフォン、あるいはパソコンから送信者、申込者に対して何かあった場合にすぐに連絡が取れる形での申し込みということで設定をしておったところがございます。ですが、残念ながら中止になったということで、今回の中止の連絡もその形でさせていただいたというところがございます。

今回のこの講演会の中止につきましては、ご本人ともお話をさせていただいて、大変残念であるというお声はいただいたところです。ご本人からも夢に向かって一生懸命頑張ってきたところ、この部分についてお話できる機会があればということで講演会の方もお受けいただいたということでございましたので、今後何かそういう機会があればぜひとも協力したいという言葉はいただいているところがございます。ただ、現在の時点では、新たな赴任先との業務の調整等もございますので、新たな講演会の期日についてはまだ設定はなっておらないというところがございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 経緯から始まり丁寧な説明ありがとうございました。チャンスはあるといったような、まだゼロではなかったといったような話を聞いて私もほっとしているところがございます。今回の講演会に申し込んだ、また漏れた人もいますかと思いますが、中止になってしまいましたがまだ夢は残されたと思って私もほっとしているところがございます。

私も昨日テレビの方で若干見ていたのですが、遠渡隊長としてラストフライトが終わって、ちょうどテレビをつけたらバケツで水をかけられている姿に、涙を流しているのか笑っているのか少し分かりませんでした。感動する場面が覗かれました。大変お疲れさまですと私も言いたいところがございます。

確かに、今後ともしっかり繋がりを持てる関係を大事にしていくといったような部分ではございますが、今だからこそやらねばならないこともあると思います。関連ではございますが、3月3日の新聞にも記載されておりましたが、三川町出身の石川禎浩氏が司馬遼太郎賞を受賞した記事が載っておりました。三川町出身者の活躍を大いに称えながら町民として誇りが持て、第2、第3の逸材が生まれることを願うばかりではありませんし、やはりそういった賞はなかなか全国でも貰えない賞だと私も聞いております。やはりタイミングを外すと過去にさかのぼって、ではあの人はいいのかといった部分も出るかとは思われますけれども、町として今後の対応などがあればお聞きしたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 本町出身者の中には先程お話ありました司馬遼太郎賞を受賞された石川禎浩氏をはじめ芸術文化の多方面で活躍される方はたくさんいらっしゃるのではないかと思います。こういった方々に対しましては、三川町の表彰規則等もございますので、そうした中でやはり町としてどういった時期にそういった顕彰をするのかといった部分については今後とも時期等を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。やはりタイミングも大切でございますし、この三川町から模範となる人間が出ているのも現実ではございますので、そういった部分もしっかり見極めながらそういった賞なり、そしてまた様々な関係を持つ機会をしっかりと模索しながら継続性を持っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、町民の人材育成と関わりについての質問になりますけれども、私個人ごとになる部分もあるのでご了承願いたいと思います。私は30年前に山形県主催の洋上大学に参加して県内の多くの仲間と考え方を学び、地元に戻り、自分たちができるものを模索し、三川町青年組織青友を立ち上げ、夏祭りの蛇踊り、次期成人式の協力体制、クリスマスのサンタクロースイベントなどに取り組んできました。あの頃は夜遅くまで現副町長と語り合った思い出が今でも鮮明に蘇ります。その後、三川トピア創造委員会としてまちづくり、特に先程町長からお話をいただきました方言を中心とした地域おこしに力を入れた活動に取り組みました。大変だった反面、充実感のある取り組みで、多くの仲間と知り合うことができましたし、地域づくりの絶好の機会を得ることができました。その後、三川町独自の研修制度を利用して海外研修にも行かせていただきました。私の場合はやはり農業地といった部分で三川町の利点を活かして何かできないものかと考えたときに、市民農園といった部分で三川町の土地、庄内の中心の位置条件を一番生かせるのはそういった部分かと思ひまして、ドイツで取り組んでいるクラインガルテンなどを研修先として学ばせていただきました。

結果的には採用になりませんでしたでしたが、今なら庄内の中心的な立地条件を生かし、特に青山の河川敷公園の辺りはかなり整備されてきておりますので、そういったところを利用しながら市民農園を作り、収穫した新鮮な農産物でバーベキューなどをしながら家族でにぎわう姿が目に見えようでございます。

答えを見てください。一つの例を言うなれば、私の場合は別ですが、この議員の中に多く

の海外研修生がいることが確かな証になるのではないのでしょうか。他の地域で議員がいない、賃金を上げて呼び込んでいる地域もありますが、種のまかない圃場には芽が出ないと私は思います。まちづくりは人づくり、子どもは大人の背中を見て育ち、若者は地域の活力源になり、先達は人の道標だと私は考えます。

町のイベントについても職員が知恵を出し、町民が参加型というよりは職員自らがことにあたる保守的な考えになっているのではないのでしょうか。確かに会議の時間短縮、経費の節減など職員の負担を考えたら理解もできるところではございますが、町民との関わりが希薄に感じられますが、そう感じているのは私だけでしょうか。特に若者に関してはコロナ禍に加えテオトルに事務所を移転してから足を運ぶ回数が減り、同時に男女の出会いの場も減ったと聞いております。担当事務方の年齢が近くないと人脈などに関しても大変だといったような話も聞いております。

第4次三川町総合計画事業実施計画の分類別の主要事業として、将来にわたって活躍できる人を育てる町には子育て支援事業などがあり、いつまでも健康で安心して暮らせる町では社会福祉事業などが計上されています。若者に関しては成人式開催事業が見受けられるようですが、人材発掘と育成の立場から強い後押しが必要だと考えます。若者についての見解が薄いように感じられますがいかがでしょうか。見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 若者に関する町としての事業、これが希薄というか少ないのではないかというご質問でありました。先進地視察、海外視察も含めてになりますけれども、かつてはその研修という名目の事業ではなくて、例えば現在は統合されておりますけれども、がんばる農家支援事業という中で若い農業の担い手等が外に出て学ぶ機会という場面も作ったことがございます。また、事業規模は小さいのでありますけれども、町内の方が海外等へ出向く、その際に必要なパスポート取得に関する支援というものも行ってきたところでもあります。

そうした中で、先程の町長の答弁にもありましたが、町でそういったものを支援するというのを一つの事業として特化するという方法もあろうかとは思いますが、それとは別になかなかやはり小野寺議員がおっしゃられた時期と、30年ぐらいの間ですけれども、大きく若者の人生観なり価値観、こういった地域づくりに対する考え方というのは変化しているのではないかと思います。そうした中で個人が、やはり個人の時間を大切に、または家庭、家族と過ごす時間を大切にという中で、どれだけ社会貢献等に、または自らの学びの場ということで作り出していけるのかというようになった場合、非常に時間的に多くはないのではないかと、そうした中で問題提起、課題提起もしながらそれぞれの農業、または商業、工業者、それぞれ組織があるわけがございますので、そういったところから常に活動している中において新たな若手の人材育成、またそれに必要な事業なり研修の機会等が生まれてくる、そういったことが考えられるのではないかと思うところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） おっしゃるとおりだと私も感じております。なかなか私も50代

半ばを過ぎますと若者との考え方がここまで違うのかと、自分の家族を見ながら特に感じる部分もございますけれども、やはりそういった部分は確かにある方は思いますけれども、まだまだ私は若者が活躍する場は大いにあると思います。例えば逆の発想から考えますと、皆さんが個人の部分を優先することにより結局は真面目と言った言葉が適切なのか分からないのですけれども、人の役に立つ役割、特にボランティア精神が強い地域の役員、そして町内会の役員等に関しては誰もがしたくないといった中で、強制的な多数決等により強引に役員にあげられている集落もあると聞いております。

私はそういった部分でこれからの若者がそういった犠牲になっている姿が、犠牲といった言葉が本当に適切なのか分かりませんが、逆にそういった人こそ自分の時間を大切にしていたきながら自分の足場をしっかり固めながら地域に入ってもらいたいと私も感じております。と言いますのも私の経験も実はここに絡んでいるところでございます。そういった後悔をもとにやはり苦しんだ時期もありましたが、しっかり若者には若者らしい取り組みに邁進してもらいたいと特に思っております。

教育論にはなってしまうかもしれませんが、先程から言っているとおり若者に関して活力源のある町はやはり元気のある町として私も感じておりますし、特に三川町に関しましては青年組織青友が中心に活動しているわけですが、先程から言っているとおりなかなかコロナ禍の中で活動が縮小しているといった話も聞いております。しかしながら、アイデア一つで私はまだまだ活動の場があるように感じております。と言いますのは、例えば、本当に例ですが、高齢化が進んでいる中で話題になっているので話を出させていただきますと、オレオレ詐欺が前からやはりそういった電話での詐欺が多くなっているといった部分で、三川町からも数件そういった事案があったと話を聞いております。逆に警察と連携しながら若者が外に出るのではなくて家でもそういった、何と云うのでしょうか、オレオレ詐欺の対応的な、相手先とのかなりの綿密な、家族の同意からそういった警察の指導とか入りながらオレオレ詐欺の模範的な電話をかけるとか、そういった部分でも私は若者が誰かの役に立っている、この町として必要とされているといった部分が大切なことに感じますけれども、その辺に関して見解を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ただいま小野寺議員が、若者が三川町の中において必要とされているというような認識を持てるような活動というようなご主旨かと思っております。確かに現在三川町の若者の活動組織というものについては青友があります。この青友につきましても以前ですと多くの方が参加し、各種活動をしていたところでありますが、令和3年度時点におきましてはメンバーが16人の登録というようになっているところであります。活動自体も近年ですとクリスマスイベント、サントイイベントというようなものがメインとなっており、その他にも組織として活動はしているようですが、小野寺議員が先程申し上げたような以前のような活動から見れば若干縮小されてきたかなという感は否めないところであります。

しかしながらこの三川町におきまして現在青友以外で中高生ボランティア「来夢来人（ラ

イムライト)」の活動も行われております。こちらは令和3年度の状況で言いますとメンバーが51人、このうち高校生が8人というような組織の段階になっておりますが、この来夢来人、ボランティア活動を行うという趣旨から当初始まったわけでありましたが、昨年辺りからボランティアのみにとどまらず自主的な活動も行っているところでもあります。その例として海洋プラスチックの問題の解決のための活動を東北公益文科大学の方と連携をしながら活動しているという事例もあります。青友の方々につきましても確かに今人数は少ないわけですが、もともと自主的な活動をする組織でありますので、自由な若者の発想で様々な分野に今後取り組んでいただくことを期待しているところでもあります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。青友が16名、決して人数で物事、組織の中身は決まるものではないと思いますので、しっかり頑張ってもらえればと思っているだけでございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひますし、特に青友に関しましては納涼祭とかを中心に活動している姿を見て微笑ましく思っているところでございますし、サントイベントに関しましても本当に、似合わないとは言えませんが、一生懸命仮装をしながら頑張っている姿に微笑ましく思うところでございます。

時代の流れでそういったものがまだニーズになっているのか分かりませんが、30年前にそういった案を出したものがいまだに続いているのも私としても少し滑稽に感じていますけれども、それだけ別のことをしてもいいのかなと、自由な発想のもとに今の時代に合った取り組みをしてもらえればと感じているところでございます。

来夢来人に関しましては大変すばらしい活動をしている部分に関しましても日頃から私も大変うれしく思うところでございますし、51名の方が参加しているということ、かなりのそういった大所帯で大変うれしく思う反面、やはりそういった活動の場が町民に広く伝えるような宣伝効果をもっともっとやはりしてもらえれば、そういった部分で取り組んでいる先程言った海洋プラスチックゴミ問題などに関しましても一緒に取り組んでいきたいとか、逆にこういった組織に私自らも入っていきたいとか、協力体制もできると思ひますので、全面にそういった部分では行政からはバックアップを今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして職員の人材育成についてお聞きしたいと思ひます。職員に関しましてはまちづくり職員の能力向上研修や提案制度から現在は先進地視察研修に取り組んでいるようですが、現在どのようになっているのか、どうも浸透していないように感じられますが、提案制度などに関しては原因として努力が報われない、入賞アイデアなどが採用されないなど机上の空論で終わって、新たな発想や改革、改善が生まれていないのではないのでしょうか。今の研修制度のやり方、回数で職員は成長していると言えるのか。また、新しく取り組んでいる先進地研修では4年目を迎えようとしておりますが、成果と現状をどのように分析しているのか見解を伺いたいと思ひます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 職員の研修につきましては、ご質問あります先進地視察研修の

他に階層別研修それから専門別研修など多数研修の受講の機会を設けているところであります。特に階層別研修については新規採用職員向け研修、それから主事主任級職員向け研修、係長級職員研修、それから課長補佐級研修、それから課長級職員研修といったような階層別の研修を該当者の方に漏れなく受講するように促しているところでございますし、それから専門研修につきましてはそれぞれ主催団体等ございますが、庄内広域行政組合、それから県市町村職員研修協議会が主催するもの、それから庄内南部定住自立圏の合同研修、そういった専門研修についても自分が配属された部署ごとに応じた専門研修を数多く受講していただいているものでございます。

さらに、加えて町独自の先進視察研修については、確かに近年、特に令和2年度におきましては残念ながら実績がゼロということになっております。これはコロナ禍ということとで実際にそういった視察先に出向くという機会も失われたかと思えますけれども、それ以前も令和元年度におきましては2名、それから平成30年度は7名、平成29年度は7名ということで、特にここ2年ほど人数が減っているような状況であることはそのとおりでございます。

この職員の先進地視察研修については、自分の業務に限らずまちづくりに関するものであれば幅広く研修として認めて、その費用等を町で負担するといったようなことで、ある程度自主性が非常に幅広く認められている研修でございますので、できるだけ本町としてもそういった人材を育成する観点からこの制度を幅広く周知しているところでございます。

本年度においては、そういった実際に先進地に出向くことができなかつたのですけれども、オンラインによってそういった専門研修を受けた職員もいたところでございます。令和4年度においては、そういったことにも耐えられるように予算についても旅費の他にそういった専門研修を受けたときの参加負担金と申しますか、会費等が今度必要になってくるものですから、そういった部分についても予算措置を行ったところでございますので、本町といたしましてもそういった研修のあり方がコロナ禍において変わってきているといったことを踏まえた対応も今後していきながら、引き続きそういった自主的な職員の研修を推進していきたいと考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 内容等は分かりました。私の方でも若干調べさせていただきましたけれども、町独自の先進地視察研修の中身を見ますと、主事以上の職員で研修意欲の高い者とありますが、なぜ主事以上の職員に限定しているのか。逆に主事以下の研修意欲を下げる要因にならないのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 新規採用職員については基本的に主事補という職名になって、1年経過、あるいは高卒と大卒の職員で主事になる期間が若干違うのですが、やはり新規採用職員の間においては基本的には職場内研修、それから先程申しました階層別研修においてある程度基礎的な研修を受講して、そういった先進地で学んでいただきたいということで主事以上の職員として対象としているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 新規採用職員に関しましては後程もう一度触れたいと思いますのでよろしくお願ひしますけれども、酒田市役所を見ますと人材育成係といった係もあると聞いておりますし、中身を見ますと職員のレベル向上に力を入れるところでありますし、目的としましては職員が国内の先進市町村等の視察、都市における研修会、講演会等に参加することにより幅広い視野から行政課題の解決策を探るとともに、今後の行政に資する人材の養成を図ることとありました。私は一議員ではありますが、職員がそういった活動・研修をしてきたなら、ぜひ私も聞きたいと思っておりますし、そういった職員のアイデアを今後の議員活動にも参考にさせてもらえればと思うところでございます。

研修制度といったものはすぐに答えが出るものではなく、そのときは採用されなくても時代の流れによって合致するものもあるのではないのでしょうか。野菜であれば種をまき、時間をかけて育てていくものだと私は思いますし、すぐに結果が出るものだけではないと思います。

現状コロナ禍により視察、都市における研修会への参加は大変難しいようではありますが、コロナ禍においても職員の向上を止めることは、三川町にとっては大きな損失であり、内容の変更を検討しながらやはり研修制度、先程言ったパソコン等での研修もあるとは思いますが、反映する予算をしっかりと計上し、具体的な内容が見えてこないと具体性にも乏しいと感じておりますので、前に行っていた提案する研修もできるように、やはりそのときの時代に合うものだと思いますので、今までの研修が無駄にならないように、この研修をしたから駄目だといったような部分もあるかとは思いますが、提案制度に関しましてもまだまだ私はそういった意見も出ると思いますし、先程の答弁でもコロナ禍の中で申し込みする人はいなかったというような話もございますので、止めることのないように、質を高めてもらえればと思います。

町側として提案された内容を分析し、改善点があるのか、行うのか・行わないかをはっきり示し、良い案は積極的に採用・実行しなければならないと感じております。やはりこの部分で誰が審査をし、誰が採用、不採用といった部分で、当然それは最終的には町長が判断すると思っておりますけれども、もっとこうしたら生かせるのではないかといった部分も逆に言えば出てくるかのように私は感じております。先程から言っているとおり、私はやはりそういった意見をこれからの議員研修にもアイデアとして生かしていきたいといった部分もございまして、書面でも結構ですし、当然本人の熱意を感じる部分であれば言葉としてお聞きしたいとは感じておりますけれども、逆にそういった部分での研修の場もあれば大変うれしく思いますのでよろしくお願ひします。

職員が何を考え、どのようなアイデアがあるのか、先程から言っているとおり私は逆に議員がどのように町政に関わる、どんな提言をしているのか、特に新人職員には議会傍聴等も私は必要ではないかと感じております。先程から答弁でまずは町内の中でしっかり研修をしていくといった部分から見ますと、私もそうですけれども、今日も多く的一般の方が来ておりますけれども、やはり自分の関心のある部分、特に自分に関連がある部署への質問に上司がどのような答弁をしているのかも含めまして新人にはそういった傍聴の機会も必要ではな

いかと思います。議会傍聴、そして議員研修会、議員の中でもそういった委員会等もありますので、そういった委員会等への研修の場も考えてはいかがかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 新規採用職員の研修の機会といったものについては、そういった様々な自分の仕事分野における部分での見識を広めるといったことは大事かと思えます。本町においては先程の研修もそうですけれども、やはり新規採用職員等については、いわゆるOJTと言われる職場で実際の業務に取り組みながら行う研修、これがまずは一番大事なのではないかなと思っているところでございます。基本的な挨拶、礼儀そういった部分から始まって、自分が携わる業務については同僚、先輩から指導を受けながら自分のそういった能力・スキルを高めてもらうといったことがまずは新規採用職員に一番求められるものではないかと考えております。

議会傍聴等のご提案もあつたわけでございますけれども、現在はそういったものについては会議録、あるいはオンラインで音声を聞ける機会もあるわけでございますので、基本的にはまずは新規採用職員等については職場内でのそういった研修制度を十分まずは学んでもらうといったことを優先したいと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 時間の関係もありますので、これ以上はくどくどと言いませんけれども、私はやはりそういった部分でやはり議会に来ていただくのは決して無駄なことではないと思いますし、確かに基本をしっかり教えることも必要かとは思いますが、ぜひそういったチャンスを与える機会を示していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで、SNSなどで三川町の職員についてコメントが目につきましたのでご報告させていただきます。数点ありましたが、時間も限られておりますので、3点に絞り紹介させていただきます。これに関しましては本人からこの議会で発言させてもらうというような承諾をいただいている原稿でございますので読ませていただきます。

1点目に関しましては菜の花大学で講師をした方の投稿で、三川町の菜の花大学での講演が三川町の広報に記載されておりました。「三川町の担当者からは丁寧にお礼状を頂戴いたしました。受講生の方々の感想も書き添えてありました。大変うれしいです。三川町の担当者からは毎回お礼状が送られてきます。他市町村では同じ内容の講演を2ヵ所で行いましたが、謝礼は振り込まれましたが明細すら送られて来ない、記帳して初めて金額を知った。この対応の違いは何。私だったらお礼状ではなくもお礼の電話ぐらいはかけると思います。」三川町は特別そういった部分で優れているということではないと思うのですが、私は逆に言いますとそういった文を見まして、職員が日頃から当たり前のことを当たり前に接しているといったような部分で、他のところがそういった部分で低い、三川町は標準的ですが、しっかりとしているといった内容を見まして大変うれしく思いました。

2点目に関しましては、遠渡隊長の講演会に申し込んだ人からでした。「楽しみにしてい

た遠渡隊長の講演会が残念ながら中止になってしまいました。そこで限定の遠渡隊長応援タオルを予約購入しました。直接購入すれば900円引き、幻になってしまった講演会の貴重なポスターや資料も入っておりました。三川町役場の皆さま、観光協会の皆さま、本当に素晴らしい対応をありがとうございました。」といったような内容でした。

3点目に関しましては、町民の生の声ですが、「今年は除雪で雪が多く大変です。連日町内を除雪車が稼働して、町としても大変だと感じております。我が家の場合は除雪車が建物にこすり、建物への物損事故になりました。町としましては保険対応するということですが、職員が家に足を運び、補償よりも私の話を聞いてくれたことが大変うれしかったです。やはり親身に話を聞いてもらえることが一番うれしかった。」とありました。今回の件を通じて感じこは、いかに相手の身になり行動するかだと感じました。

三川町の職員は優秀で十分徳を積んでいると思われませんが、さらなるスキルアップを検討していただき、働きがいのある職場にしてもらいたいと思いますし、職員教育にも絡みますので、特に町長から見解を伺いたいのですが、やはりこのように大変評価をしている方々が多いです。私から見ればこの先もそういった指導をしっかりしてもらいたいと思いますので、それに関しまして見解を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員からは職員の資質向上についての思いを伺いまして、まさしく三川町の職員が研修とか視察等における能力を高めるという部分についてはやはり内部的な評価ではないという、外部からどのような評価を受けるかという視点も大変重要だということも改めて感じたところでもあります。私も就任以来、新規採用職員の研修という機会に講話という時間をいただいております。その中でやはり職員としてこれから公務員という立場で仕事をする上において、最初に申し上げるのは「公務員としての自分のこれからの仕事、任務ということに、それぞれが自覚を持っているというように思う。しかしながらそれ以上に自分の出身の地域、その住民であるという認識が一番必要なんだ。」という話をさせていただいてまいりました。

やはり公務員だからという部分においては、外から公務員に対する評価、見方というのは当然あるわけでありまして。そういった点もやはり三川町の職員として、これから仕事をしていく上においては、まさに公務員の本来の仕事ということからすれば対住民という部分と、公務員としては公僕というような、どういう立場においてもやはり公務員というのはそれなりの責務というものを持っているということを感じてもらいたいというような話をさせていただいております。

そういった面においてはやはり人材育成というのはまさに現状においては企業もそうありますけれども、素晴らしい企業の、言うなれば経営という部分も考えた人材の育成ということを図られているということはまさしく行政においても同じだろうと思ったところでありまして。

そういった面においては、様々な機会を提供するというのは当然ですし、先程もありましたが、職員は自らその視察研修を行うという場合においてもそれぞれの部署で行うのではな

くて、各課それぞれの業務が違うわけではありますが、横断的に先進地を視察するというようなことで、自ら企画をし、そして視察先にも自らその日程等の調整を図りながら視察研修を行ってきたというようなことでもございます。ここ2年ぐらいは先程の答弁でもありましたが、なかなかそういう視察研修という機会には恵まれないというようなことでもありますが、そういった点も含め小野寺議員の提案というものを十分理解をしながらこれからの職員の人材育成に努めてまいりたいと、このように思うところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 町長の思いがしっかり私の方にも伝わりましたし、しっかり私としましても支えていきたいと思っております。今回の質問を通じて私が考えた部分を整理させていただきますと、今回の一般質問を通じて私が考える提案としましては、町民、職員といった隔たりを取り除き、一緒に研修したり、ときには職員のアイデアに賛同する町民が協力し、町民が考えたアイデアに職員が賛同するといった協力体制も面白いのではないのでしょうか。そういったプロジェクト班を立ち上げ、計画を練り、形が見えてくるまで、長い年月がかかるものもあるかもしれませんが、それを温かく育てるのが町の役割であり、我々の使命だと感じております。

ときには我々自らが挑戦しなければならないときもあると思います。しっかりと予算を確保し、未来への投資として考えてみてください。将来何十倍、何百倍にして返ってくるものだとは確信しております。鉄は熱いうちに打てといった言葉のように、町長の金槌を振りおろすタイミングだけは見誤らないでください。町民、職員の人材育成、資質向上が町民の有益に繋がるのです。より一層の三川町が発展することを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前11時48分)

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後1時00分)

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

1. 教育行政について

1. 学校制服は学校の学生であることに誇りを持ち、仲間との連帯意識を高めながら学生生活を謳歌した思い出がある。また、毎日着用できるため経済的であり、各家庭での格差が見えにくくなるメリットがある。時代の変化・多様性に対応した制服が求められていると思うが三川中学校の制服についての考えは。

2. 昨年の6月議会でも質問したが、子供のヤングケアラーについては、福祉と連携した実態調査が必要と感じるがその状況は。

	<p>3. 新型コロナウイルスにより学校・学年閉鎖中の授業はタブレット活用で出来ているが、学校で学ぶ集団生活の学びをどのように補うのか、その考えは。</p> <p>4. コロナ禍での今後の学年末、来年度の学校事業への対応の考えは。</p>
2. 子育てについて	<p>1. 親等による子どもへの暴力が報じられている。家族の同居率が高い三川町でも、核家族化が進み子どもを見る目が少なくなっている。地域での対応も含めた対策が必要と思われるが、その考えは。</p>
3. 企画行政について	<p>1. 新型コロナウイルスの影響で様々な会合を含め活動が少なくなり、地域の繋がりが希薄になっている。協働のまちづくりで地域の活性化が必要と思われるがその方策は。</p> <p>2. 定住人口の増加には地理的好条件、交通の利便性、住民サービスの充実、住民の声が届く行政をさらに充実させる事が必要だがその方策は。</p>
4. 建設環境行政について	<p>1. 今冬は降雪が多く除雪作業には苦勞したと思われるが、住民の声への対応は。</p> <p>2. 劣化の進んだ道路や除雪で傷んだ道路の舗装が必要だが、その計画は。</p>

令和4年第1回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに、教育行政についてです。

学校制服は学校の学生であることに誇りを持ち、仲間との連帯意識を高めながら学生生活を謳歌した思い出がある。また、毎日着用できるため経済的であり、各家庭での格差が見えにくくなるメリットがある。時代の変化・多様性に対応した制服が求められていると思うが三川中学校の制服についての考えは。

次に、昨年6月議会でも質問したが、子供のヤングケアラーについては、福祉と連携した実態調査が必要と感じるがその状況は。

続いて、新型コロナウイルスによる学校・学年閉鎖中の授業はタブレット活用で出来てい

るが、学校で学ぶ集団生活の学びをどのように補うのか、その考えは。

また、コロナ禍での今後の学年末、来年度の学校事業への対応の考えは。

次に、子育てについてです。

親等による子どもへの暴力が報じられている。家族の同居率が高い三川町でも、核家族化が進み、子どもを見る目が少なくなっている。地域での対応も含めた対策が必要と思われるが、その考えは。

次に、企画行政についてです。

新型コロナウイルスの影響で様々な会合を含め活動が少なくなり、地域の繋がりが希薄になっている。協働のまちづくりで地域の活性化が必要と思われるがその方策は。

定住人口の増加には地理的好条件、交通の利便性、住民サービスの充実、住民の声が届く行政をさらに充実させる事が必要だがその方策は。

最後に、建設環境行政についてです。

今冬は降雪が多く除雪作業には苦勞したと思われるが、住民の声への対応は。

そして、劣化の進んだ道路や除雪で傷んだ道路の舗装が必要だが、その計画は。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の教育行政に関しまして、1点目の三川中学校の制服について、3点目の学校での学び及び4点目の今後の学校事業への対応につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の2点目ヤングケアラーに関するご質問であります。令和3年3月の全国の中高生を対象にした調査報告によると、「ヤングケアラーの認知度」において、聞いたことがないが85%を占め、また、世話をしている家族がいてもヤングケアラーかどうか分からないも30%を超えており、子ども自身の認識の低さが伺えるところであります。このようなことから実態調査を行っても同一基準で実態を把握することが難しいため、まずはヤングケアラーの概念や問題を子ども自身が認識できるよう啓発に努めるとともに、教職員や民生委員、関係機関等が共通理解のもと、日々の子どもの状況や家庭環境の把握に努め、さらに子ども自身が困っていることを気軽に相談できる体制の整備が大切なことと考えております。

次に、質問事項2の子どもへの暴力に関するご質問であります。ご質問のとおり児童の虐待等に関する事案が毎日のように報道されております。核家族化や共働きなどにより心身の余裕のない状況や親の成育歴によるものなど様々な要因があげられておりますが、しつけと称した暴力やネグレクトは、子どもの育ちに大きな影響を与えるものであり、本町といたしましても要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携して、虐待の早期発見に努め、児童の適切な保護や支援を行う体制を整えているところであります。

また、昨年12月に行った地域福祉に関するアンケートで、「虐待かもしれないと思ったら、児童相談所や役場等に電話する」ということを知らないと答えた方が半数を占めていたところであります。子どものSOSを早期に発見するための児童虐待ダイヤル「189（いちはやく）」の周知にも努めてまいります。

質問事項3の企画行政について、1点目の地域の活性化に関するご質問であります。新型コロナウイルスの感染拡大は人と人との接触を制限し、多くの地域や団体にこれまでの活動の中止や変更をもたらし、顔が見える関係を基盤としてきた地域力や共に支え合う力の低下が懸念されるところであります。一方では、コロナ禍による大きな状況の変化は、これまでの地域活動のあり方を検証し、新たな活動スタイルに切り替える機会になるものと捉えているところであります。

そうした中で、ICTを活用した会議や集会等が注目されておりますが、本町においては、住民同士のつながりが実感できる、これまでの取り組みを充実させたり、従来の活動を別の形で継続していくことが大切なことと考えているところであります。町では、町内会総合交付金により、町内会活動に対して財政的な支援をしておりますが、これまでにない町内会等の新たな取り組みに対しましては、協働のまちづくり推進事業の対象にすることも検討しながら、地域の活性化を支援してまいりたいと考えております。

次に、2点目の定住人口の増加に向けた取り組みに関するご質問であります。現在、本町においては、地理的な条件や交通の利便性を生かし、桜木地区への新たな住宅開発による人口の増加や、みかわ産業団地の拡張エリアへの企業立地による雇用や就労機会の増大を目指し、その取り組みを進めているところであります。

また、町民の健康と福祉、教育や子育て環境などのソフト面における施策についても、一層のサービスの充実、向上に努めるとともに、ホームページをはじめとした情報発信媒体を活用し、積極的な行政情報の発信に努め、さらに町民の声がきちんと行政に届くよう取り組んでまいります。

質問事項4の建設環境行政について、1点目の除雪作業に関するご質問であります。今冬においては降雪に加えて、季節風の影響による吹溜りが発生するとともに、地吹雪による県道等の通行不能も例年になく多く発生したところであります。

本町の除雪作業につきましては、除雪作業時刻や降雪状況の確認など除雪対策協議会等において出された意見・要望等を出来る限り反映させるとともに、新たに除雪車運行管理システムを導入して、随時、除雪場所を指示するなどの運行管理を行い、多方面からの情報を基にした総合的な判断により、通勤、通学に必要な路線の交通の確保に努めてきたところであります。

2点目の道路の維持管理に関するご質問であります。町道の維持管理については、安全な交通の確保を図るため、年間を通じて道路パトロール等による道路損傷箇所の把握と迅速な補修に努めているところであり、除雪による損傷についても、早期把握と補修に取り組んでいるところであります。また、劣化の進んだ道路におきましては、今後とも道路長寿命化修繕計画に基づき、舗装改良工事に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします

○議 長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の教育行政について、1点目の制服に関するご質問であります。これまで三

川中学校では、男子用として詰襟の学生服を、女子用として襟なしのイートン型上着とキュロットの制服を学校指定としてきたところであります。

しかしながら、昨今の制服に対する多様な考えや要望等があることに配慮し、令和4年度からブレザー型の上着とスラックス、ネクタイの男女兼用制服も選択できるように、学校が新たに指定いたしました。なお、中学校ではすべての生徒が楽しく安心して学校生活を送ることができるように、令和6年度の新1年生からは、全員新しい制服に切り替える計画を進めることとしております。

次に、3点目と4点目のご質問につきましては関連がありますので、一括してご答弁申し上げます。コロナ禍における学校での集団生活の学び及び学校行事への対応につきましては、町内の学校における感染者の発生に伴い、やむを得ず学校休業、または学年閉鎖の措置をとり、その間、タブレット端末等を活用しながら学習面の対応を行ったところであります。定められております履修単位につきましては、小学6年生と中学3年生についてはすでに終えて、まとめの時期に入っており、他の学年においても年度内で終わられるよう授業を進めているところであります。

また、集団生活における有意義な活動として各種学校行事があり、感染対策を講じながら可能な限り実施に努めてきたところでありますが、大勢が集う運動会や複数学年との交流学習などは残念ながら中止となったものもあります。子どもたちにとって貴重な体験と学びの機会が一部制限されたことは非常に残念なことではありますが、学校現場においては、子どもたちとともに、そうした困難を乗り越え、耐えることを学ぶ機会として、指導に生かしているものと捉えております。

年度末及び来年度以降の学校の事業に関しましても、子どもたちに何を学ばせるか、何を優先するのかを精査し、感染防止対策をとりながら事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 再質問いたします。最初に制服についてであります。2015年に文部科学省より「男性、女性の性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」とする通知が出ております。学校、教職員の認知は進んだことで性別に関係なく制服を選択できるようになりました。そして、その結果、全国でも制服の検討を始めた学校が増えてきました。この文部科学省の通知による三川中学校の制服についての影響はどうだったのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ただいま議員が申し上げた2015年の文部科学省の通知等により、もとより社会全般において男女均等及びジェンダーレスという考え方が議論されてきておりました。そういった中で、三川中学校のみならず庄内地方の各学校においてもこの制服という問題は近年議論されてきたところであります。三川中学校においても昨年及び一昨年度からこの男女兼用の制服をどのようにしていくかというようなことは学校内部で議論さ

れてきたというように聞いております。そういった中で来年度に向けて急遽ではありましたが、三川中学校においても男女兼用の制服を指定するというような経緯に至ったところであり、現在の社会情勢に合ったような選択をしたものというように捉えております。以上です

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今の中学生の制服、男子生徒は同じであります、女子生徒の場合、三川中学校の改築に合わせて一度変更したという記憶を私は持っております。今回の場合、制服の変更について、生徒や先生にインタビューやアンケートを取ったのかお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問のとおり現在の三川中学校の制服、いわゆる襟なしのイートン型の制服とキュロットであります。このキュロットにつきまして、具体的な年数は忘れましたが、数年前にキュロットの形を一部変更するというような改正はしてきたところでありました。今回改めて男女兼用型の制服を取り入れたわけですが、その決定する際に試作品を子どもたち、それから保護者からも見ていただくような展示を行い、その中でいろいろな意見を取り入れて現在の制服になったというように聞いております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 令和4年度からはブレザー等に移行ということですが、この場合、多様性を見た場合、経費の面は別として、2年、3年生でも希望した場合はこの制服を着用できるのか。そして令和6年度までの2年間の移行期間の対応はどのようにお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 新1年生については先程申し上げたとおりこれから制服を作るわけですので、その中で家庭で話し合いながら選択してもらうという方法を取っているところでありました。在校生、現在の1年生、2年生につきましては、学校側としては在校生もその制服を選ぶことはできるというように生徒及び保護者の方には説明をしていたところではありますが、いかんせん現在の制服がありますし、さらに新しいものを購入するとなるとそれだけの経費がかかるということで、残念ながら在校生の方からの新しい制服への切り替えの希望はなかったというように聞いております。

今後の対応ということでありましたけれども、先程申し上げたとおり令和6年度からの新1年生に全員が新たな制服に切り替えていくと、それまでの間は現在と同様にやはり希望制ということで対応していくというように聞いております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 社会的動向、生徒の多様化ということで保護者の理解も得ながらということでありましたけれども、学生服のメーカーではすでに2016年時点で、学校の先生方へのインタビュー、アンケートを実施して、今制服の多様化に対応しているという状況であります。答弁を聞きますと、やはり民間の方が対応が早いと感じましたので、これからも社会情勢、生徒の多様化に対応した施策が必要でないかと思われま。

続きまして、ヤングケアラーについてであります。先程の町長の答弁にあったとおり、聞

いたことがない、あるいは認識が不足しているということがありました。実際6月議会でも言いましたけれども、自分がヤングケアラーになっているということ自体に気づかない、前も言ったとおりあの子は大変優秀で家庭のことも様々見て、兄弟の世話、例えば親が病気になった場合、家の仕事をかなりしているとかということがありますけれども、本来大人が行うと想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っていることが若者のヤングケアラーであります。それによって子どもは少年・少女期に学ぶことができないということが将来的に人間形成で影響が出てくるということを私は心配しております。実際マスコミ報道でもこの経験した、今大人になっている人がそういう認識はなかった、でも今考えるとやはり何とかできなかった、そのときにこれがヤングケアラーで大人に相談する機会がなかったということが言われております。

そこで私の提言でありますけれども、担当の部署はコロナ禍の影響で本当に事務的に、今回の補正予算にも出ましたけれども、本当にコロナ禍の事務仕事で大変でこれに対応するのは酷だと思いますけれども、やはり子どもの将来のことを考えればその対応も必要であります。児童生徒、本人が気づかないということが大前提あるのが現状だと思います。先程の町長の答弁でも。それで埼玉県では中学生へのハンドブック、そして今年1月には小学生用のハンドブックも用意して配布しております。これを見れば自分の家庭環境、それでどういう対応をすればよいかというのが分かります。このようなヤングケアラーについてもハンドブック等、資料を小中学生に配布する考え方はどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て主幹） ヤングケアラーに関しましては、志田議員がおっしゃるとおり自分がヤングケアラーかどうか分からないという部分が一番の問題ではないかと思っております。ヤングケアラーと言いますのは、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている、これがヤングケアラーという定義付けをされているところでございます。幼い兄弟、下の子どもの面倒を見る、お母さんの代わりに少し家事を手伝う、少しと言うとヤングケアラーには当たらないかもしれませんが、その線引きが非常に難しいものだと思っております。議員がおっしゃられた埼玉県のハンドブックは小学生用、中学生用、高校生用と出ているようでございます。とても分かりやすいものでした。それと同じにはできないかもしれませんが、自分が当たるかどうか分かるものを見せて、知らせていくことから始めたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私は通告でも言うておりましたけれども、福祉との連携の前に、今出たようにヤングケアラーとはどういうものかということの認識を示すハンドブック等の配布で啓発するもの手だと思っております。先程言ったとおり、今の子育て支援係は政府の新型コロナウイルス対策のために事務的に非常に多忙だということは重々承知の上で提言したいと思います。

続きまして、学校の休校、学年閉鎖によることでございます。私自身家庭において、学年閉鎖とかなった子どもたちの休み期間中の様子を見ておりましたが、タブレットの効果がすご

いなと思われました。2年前はタブレットがなかったものですからそういう授業ができなかったわけですが、子どもたちが、低学年でも自らタブレットを操作して、そして先生が、結果的に30分ぐらいかかっていたようですが、児童一人ひとりに確認しながら行いますので、一人ひとりに目の届いた授業ができているなど感じました。それによって子どもも先生から見守られて授業を受けているということを強く感じました。本当にタブレットの効果が出ていたと思われています。

ただ、この休みの期間中、教育長の答弁でもありましたけれども、幸い三川中学校は学習活動で、今回の補正予算でも質問しましたがけれども修学旅行を行うことができ、児童生徒にとっては良い経験になったと思われていますが、ただ他の学習活動はやはりなかったものから、この対応が何らかの形で必要と思われました。

この学年閉鎖等によって高学年や中学生は一人であるということで孤独感を味わうということのアンケートも、三川町ではありませんけれども全国的にはあります。やはりその孤独感で、一人であるのが不安になると答えておりました。それらを解消する方策はどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） コロナ禍の状況ということで、やはり子どもたちが一堂に会すると感染拡大の可能性があるので、やむを得ず学年閉鎖及び学校休業というような対応を取ってきたところであります。確かに子どもたちが普段であれば教室で皆が集い、それぞれの友達と顔を合わせながら様々な学校の勉強のことや個人的なことを話し合いながら学校の中で成長していくということが一番望まれるところでありますが、残念ながらそういったことはできなかつた。そういった中で今質問の中に孤独感とありましたけれども、タブレットを使って子どもたちのすべての顔が見られる状況にはなかった場合もあるようですが、先生を通し子どもたち同士が、例えば毎朝体調管理を報告するとか、そういったことだけでも孤独感はいくらかでも薄れているというような意見もあったようですので、そういった部分でいくらかこのタブレット対応が効果を奏しているというように認識しております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） タブレットで確認しているということでしたけれども、最初の学年閉鎖が少ない頃はこのタブレットを使用する時間が短い、そして学年閉鎖等が増えた場合も午前中で終わってしまう、私最初に言いましたけれども、タブレットの授業に切り替えるまで、一人ひとりの子どもを確認するため30分かかってしまっているのです。それは逆に一人ひとりの健康状態も確認することがあって良いこととは思いますが、それによってタブレット授業の時間が短いということで、午後になればやはり一人であると、学校は午後、水曜日辺りで14時、あるいはそれ以降だと、もっと遅い時間に退校して家庭に帰るわけですので、やはり午後の部分で一人で家にいるという時間、親は勤めに出ていますので、そういう時間があつたのではないかと。その辺の理解、もしこういうことが不幸にも学年閉鎖とか今後なつた場合、どのような対応をする考えでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） タブレット端末を使っのオンライン授業もしくは健康観察等につきましては、低学年児童と高学年また中学生との間ではやはり様々な課題が出てきております。低学年についてはなかなか集中力が続かないということもあり、オンライン授業についてはそれほどの多くの時間は割けないだろうというように思います。一方、中学生につきましては1日を通し4校時分、これも時間を短縮してですけれども、午前2校時、午後2校時というような対応で授業を行ったというように聞いているところであります。

ただいまご質問があった低学年についてですけれども、なかなかこういった授業をするのはまだ難しい状況だというように思います。それは担任である先生のタブレット端末を使用するスキル・能力的な差もありますけれども、子ども自体がやはり集中力が続かないというような課題もありますので、なかなか難しいというように教育委員会では認識しているのですけれども、今ご指摘のあったような午後に全く友達との関わりがなくなるという部分につきましては、今後学校とも相談しながら検討課題というように捉えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 町民運動会でしたけれども、学校行事で今までは地域とのふれあい等がありました町民運動会を、学校主体で行っているという我々感覚があつて、今後どのような形で学校の関わり等を持っていくのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 町民運動会につきましては、令和3年度も実施できなかったわけでありまして、令和3年度につきましては、これまでの子どもから大人、高齢者まで全世代が集うようなやり方はやはり感染拡大に繋がるということを懸念し、その方法は実施できないだろうと、ではその代わりということで、学校の子供達を中心とした運動会の内容とし、時間を短縮しながら開催できないかということで、令和3年度はそのような方向で実施する予定であったところでありますが、学校を中心とした新型コロナウイルスの感染者が出てしまい、残念ながら実施できなかったところであります。

令和4年度につきましても現在のオミクロン株の感染状況を勘案しますと、以前のような町民大運動会という形はやはり無理だろうということで、令和4年度も学校の子供達を中心とした短時間での運動会の開催を現在進めているところであります。今後この新型コロナウイルスが一定の収束ができた場合には、令和5年度以降できることならまた町民大運動会という形で各町内会の人たちが一堂に会するような機会を設定していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今コロナ禍の中の事業ということで大運動会等の計画がありましたけれども、やはり新型コロナウイルスの影響は大きく、人命を大切にすることが基本と思われまふ。ただ、こういうものが続きますと、中学生は町民大運動会等もボランティア的に手伝ったり、各種目に参加しておりました。この3年間の中でこういうものを全然経験しないでしまうという恐れもあるわけです。地域の繋がりについて。中学生は3年で卒業します

ので、やはり中学生が、こんな言い方は悪いですが、ボランティア的に協力して様々な補助作業を大運動会等ではやったわけですが、そういう地域との繋がりも体験しないしてしまうということがあるわけであります。今後コロナ禍の影響もありますけれども、こういう地域との繋がりを学ぶ機会は何か対策、腹案等ありましたら伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 議員がただいま申し上げたとおり地域との関わり、子どもたちにとっては非常に重要で、今後の成長に大きく影響を与えるものだというように教育委員会としても認識しているところであります。しかしながら、やはり教育長答弁でも申し上げておりましたけれども、できないことというのもあるかと思われまます。そういったときにやはり学校現場ではこういった状況でできないことがある、そういったことを教えるのも一つの教育だと思いますし、現在社会においては ICT など様々情報を得ることが発達しており、自分が望めばある程度の情報はすぐ手に入れることはできます。しかしながら、やはり人生を生きていく中で自分の思いどおりにならないということも十分考えられますので、今回この学校関連度の行事などができないということは将来的に、子どもたちにとっては残念ではありますが、そういった成長の一つにさせていただきたいというように願っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして子育てについてであります。ご存知のとおり山形県は1世帯の平均人員が2.78人で全国1位、3世代同居率でも17.8%と全国1位ではありますけれども、私は通告で申したとおり、やはり核家族化が進んで、同居の中で子どもを見る目が少なくなる、あるいは会社等が休みで親との心の変化、あるいは子どもと長時間接しているということで、様々な痛ましい事件が報じられております。

三川町もこういう3世代、あるいは1世帯の人口は多い方ではありますが、この家族の中で見られないということになりますと、やはり従来の地域の繋がり、おせっかいと思われるかもしれませんが、そのことが必要と思われまます、今現在コロナ禍の中では不要の外出は控えてくださいということもあって、なかなか出歩くことができない、お茶飲みも遠慮してしまうというようなこともあります。従来の田舎での良さが失われつつあるのではないかと。その影響は児童等の生活にも影響しているのではないかと感じておりますので、今民生委員とかの活躍の期待の答弁もありましたけれども、もう少し対応ができることもあるのではないかと。例えば、郵便配達員、新聞配達員は、新聞などは毎日配達する、あるいは郵便局員も、その家庭で何か変化を感じるということがあった場合、町との連絡、そして地域の住民が子どもたちのいる家庭での関わりをどう考えているのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て主幹） 地域との繋がりということでしたけれども、今おっしゃられるようになかなか外で出歩いて見るということもなくなっているんだと思いますけれども、先程町長の答弁の最後の方に申し上げました児童虐待かなと思ったらずは「189」という電話番号にかけていただいて、それが虐待でなかったとしても見守るということではできると

考えております。見かけた方、189に限らず役場でもいいですし児童相談所でもいいですし、いつもと違う、泣き声がする、おかしいなと思ったらお声掛けをいただき、誰が伝えたかというのはもちろん伝えることはございませんし、新聞配達や郵便を配達したときに泣き叫ぶ声があまにも聞こえるようであれば、その電話をかけていただくということから広めていきたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今主幹の答弁にもあったとおりそのようなことが、連絡網ができればいいのですが、事件あった後、マスコミが取材に行くと近所の人たちはあの子は泣いていた、あるいは寒い中外に出されていたというような目撃情報があります。それらの人たちが何も連絡をしないでしまうと痛ましい事故に繋がるということですので、やはり今一度こういうことがあったらというような啓発事業を行って、空振りでもいいから連絡すると、今はとかく個人情報というようなことを表に出す人はいますけれども、おせっかいでもそういう情報を入れるように啓発していくべきだと、それが予防に繋がると私は思っておりますので、そのような対応ができれば良いなという提言にしたいと思えます。

続きまして、企画部分で、住みよいまちづくりであります。幸い三川町の場合、交通の便とか様々なことで他地域よりは有利性がある、その中でも子育て事業では子育てサポーター宣言というものを行っております、新しく住宅を取得とか移住促進事業とかを行っております。この行っていることをもっと他市町村にアピール、あるいは県外もそうですけれども、この庄内地域で奪い合いではなく、逆にもっと充実した内容を誘いかけていくことも重要と思われれます。他の地域でも三川町に準じた事業を出してきております。前も触れましたけれども、旧市町村時代の隣の藤島町は三川町よりもずっと人口が多いのが当然でしたけれども、そこ子どもたちが8歳までですか、三川町の子どもたちの方が藤島地域の子どもより多いという現状があります。これは身近な子育て支援ができたから、小回りの効く行政ができたからと思われれます。やはりこういうことでもっと充実できるものは充実させて対応すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） さらなる定住人口の増加に向けた方策として、周辺市町だけではなく県外等へのアピールをというご提案かと思えます。本町では場合によっては県または庄内地域の各市町村と一緒に首都圏等、または県の事務所があります名古屋や大阪等に向けた情報発信等を連携しながら行っているところであります。コロナ禍になりましてなかなか出向いてのPR等はできておりませんが、まず収束した場合、従前のような形で本町に特化した形で本町のアピール、良さを首都圏の方、移住を考えている方にお知らせると言いますか、周知をする機会というのを設けたいと思っております。そうした中で独自に移住定住を考えられている方用に通常の町のパンフレットとは別に移住定住を考えている方用のパンフレットも作りましてアピールをしているところでありますので、その内容等についてはさらに充実させて定住人口の増加に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 前向きで良い意見、考え方だと聞きました。あと今コロナ禍で様々なことで地域の繋がりが希薄しているということは同僚議員の質問、あるいは答弁でも同じであったと思われます。これを提言として考え方を変えるという方法もあるのではないかと。例えば歴史的に見ますと疫病が流行ったとき、それを払うためにいろいろなことを行いました。その疫病等でも種類が違うと思いますけれども、こういう疫病が流行ったときに行う行事等、これを続けて伝統行事にしているところは多くあります。伝統行事のない三川町でこういうものを作って伝統行事にするという方法も一つの手と思われます。そのような考えを答弁できればお願いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 行政として宗教的な色合いのものはなかなか難しいのかなと思います。行うとすればイベント等ということになるかとは思いますが、やはり多くの人が集まるということにもやはり課題がありますので、そうした中で、地域ごととか何かしら別の手段でこれを機会に、むしろイベントというよりはそれぞれの地域や団体等の活動の中において新たな取り組みと言いますか、これまでの取り組みを振り返って次のステップ、新たな生活様式に沿うような形での取り組みというのが望まれて期待されているのではないかと考えます。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 人の交流がままならないという現実もありますが、前は職員が町内会の担当制度を使って様々なことをアドバイスした経緯もあります。やはり町内会でも集まる人数を制限している中で厳しいと思われませんが、コロナ禍が終わりましたらすぐ復活し、地域の活性化のために町職員が出向いての活性化は考えているのでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 町内会職員担当制度につきましては、まず一義的には自主防災会の設立であったかと思えます。そうした中で新型コロナウイルスという大きな課題と言いますか、その中であってどのようにその地域活動を支援していくのかということと考えますと、まず地域の課題が何か、議員の質問にありました顔が見える繋がりと言いますか、コミュニティのあり方、これをどのようにその目的や意義を残しながらスタイルをどのように変えていったらいいのか、それぞれの地域ごとに特性はあろうかと思えますので、どういったことでそれが可能となるのか。そういったものをまずそれぞれの地域の中でお考えいただく中で、では行政として支援できるもの、またサポートできるもの、そういったもので課題が一定程度整理されるものでありましたら当課で所管しております職員の派遣という事業もございますので、そういった中でその課題解決に向けた職員の派遣ということで対応してまいりたいと考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 建設環境行政についてであります。本当に今冬は雪が多くて除雪が大変ということでありましたけれども、確か今回除雪車にGPSを付けたもので作業するといふように理解しておりましたけれども、このGPSの活用はどうだったのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 今冬におきます除雪につきまして、今年度新たに除雪車運行管理システムを導入して運行管理を行ったところでございます。こちらの方につきましては、役場の方のパソコンの画面で現在の稼働状況、朝何時から除雪車が稼働した、現在どこにいる、どこの路線が終わった、これから向かう、そういうものを管理できるようなシステムとなっております。こちらの方を活用しまして担当課といたしましては、その除雪の状況を見ながらその適切な配車ということで応援体制を取るような形での連絡を取りながら除雪を進めてきたところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 除雪車運行管理システムということで、運行時間が長いのでオペレーターも疲れが出ていたのではないかと推察するところでありますけれども、住民の声としてはどうしても、いつも来るところに除雪車が入らないというような意見もありました。やはり今後はそういうところもチェックできるような対応をしてもらいたいと思います。

今回の除雪対策費は専決で3,000万円余り、そして令和3年度の補正で2,000万円を可決したわけでありますが、そのくらい雪が多かったということであります。やはり毎年雪解け後に調べて歩いているのは知っておりますけれども、やはり目の届かないところもあるわけですので、やはりその連絡方法は町内会長を通じて行うのか。

そして補修工事、長年の劣化に財政的面もあろうかと思われませんが、長年これは舗装が必要だと、あるいは道路が低くなったということも見受けられますが、そこがなかなか手がかからないという状況であります。やはり財政面で大変なら大変だという対応を、住民の理解を得る方法もあるのではないかと思います。その対応はどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 最初に雪解け後の舗装等の劣化、こちらの方の情報についてであります。これにつきましては議員おっしゃられるとおり町内会からの連絡、それに加えて農業団体等からの連絡、その他のいろいろな多方面から連絡が入っておりますので、職員のパトロールから漏れた部分につきましても随時確認をして対応しているところでございます。

続きまして、その補修についてでありますけれども、こちらの方につきましては町で組んでおります道路長寿命化修繕計画、これに基づきまして幹線道路を現在補修するというところで事業を進めているところでございます。その他の部分におきまして、陥没それから劣化等で交通に支障が出ている場合につきましてはその都度現場を確認しながら補修という形で対応させていただいているところでございます。大きな補修、全体的な補修ということになりますと、やはり先程も議員おっしゃられたとおり経費的なところもございまして、先程お話しした修繕計画に基づきながら順次進めていくような形になると理解しております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 2時00分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 （午後 2時20分）

次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 土地利用の推進と民間の宅地・住宅開発の推進について</p> | <p>1. 国の農業水利事業完了による8年間の農地転用規制のなか、都市計画法に代わる農村産業法による「みかわ産業団地」拡張事業の実施よりも先行して「桜木地区住環境整備事業」が実施されることから、両事業計画の調整に関する考え方と産業団地拡張の今後の見通しを伺う。</p> <p>2. 桜木地区住環境整備事業の「開発スケジュール」として、テオトルの東側を令和6年春に先行分譲し、その完売見込みと産業団地拡張の進捗状況により北側の区域への着手を判断するとあるが、その考え方と有益性等を伺う。</p> |
| <p>2. 自然と調和した住環境の整備について</p> | <p>1. 平成31年3月議会において、国庫補助に該当しなかったテオトル建設事業の代替策として、国庫補助対象である子育て世帯向け町営住宅と学童保育所の併設計画を提案した経緯を踏まえ、改めて、テオトル北側の区画に子育て世帯や高齢者世帯向けの町営住宅を整備し、福祉政策と住環境整備の拡充を図るべきと考えるので、再度、所見を伺う。</p> <p>2. 国では、市町村による空き家跡地の利活用を一層推進する動きにあることから、三川町としても管理不全空き家等の跡地を太陽光発電施設に活用するなど、環境対策や公益性を考慮した計画を積極的に展開すべきと考えるので、今後の取組みに対する所見を伺う。</p> |

令和4年第1回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに、土地利用の推進と民間の宅地・住宅開発の推進についてであります。

国の農業水利事業完了による8年間の農地転用規制の中、都市計画法に代わる農村産業法による「みかわ産業団地」拡張事業の実施よりも先行して「桜木地区住環境整備事業」が実施されることから、両事業計画の調整に関する考え方と産業団地拡張の今後の見通しを伺います。

また、桜木地区住環境整備事業の「開発スケジュール」として、テオトルの東側を令和6年春に先行分譲し、その完売見込みと産業団地拡張の進捗状況により北側の区域への着手を

判断するとありますが、その考え方と有益性等を伺います。

続いて、自然と調和した住環境の整備についてであります。

平成31年3月議会において、国庫補助に該当しなかったテオトル建設事業の代替策として、国庫補助対象である子育て世帯向け町営住宅と学童保育所の併設計画を提案した経緯を踏まえ、改めて、テオトル北側の区画に子育て世帯や高齢者世帯向けの町営住宅を整備し、福祉政策と住環境整備の拡充を図るべきと考えますので、再度所見を伺います。

国では、市町村による空き家跡地の利活用を一層推進する動きにあることから、三川町としても管理不全空き家等の跡地を太陽光発電施設に活用するなど、環境対策や公益性を考慮した計画を積極的に展開すべきと考えますので、今後の取組みに対する所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の土地利用の推進について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

桜木地区住環境整備事業につきましては、本町の定住人口の増加と地域活性化策として、さらに、みかわ産業団地の拡張は雇用や就労機会の増大、商工業の振興を図ることを目的に取り組んでいるところであります。この二つの事業のスケジュールにつきまして、まず開発地である桜木地区を含む押切地区においては、人口の減少と併せ、児童・生徒も減少を続けていることから、同地区の維持・発展とともに町全体への影響を最小限に抑えることが重要であるという考えのもとに、本町の最優先課題として取り組んでいるところであります。

さらに、子育て環境の充実を目的としたテオトルの整備に合わせて計画しました住環境整備事業は、同地区も含めた押切地区全体の雨水排水対策に関する課題が提起されたことから、その解決策を模索、検討してまいりましたが、その解決策について関係機関等の理解と協力が得られたことから、テオトル東側の開発に向けた関連する工事等に今年度より着手したところであり、来年度以降は県営事業と並行しながら進めてまいることとしております。しかしながら、テオトル北側のエリアにつきましては、当該エリアの東側に位置する既存の排水路等を改修する必要があるため、その開発時期は、東側の分譲の進捗状況等を踏まえて判断したいと考えております。

一方、今年度内に県の同意を得る予定の「農産法」に基づく、産業団地拡張に必要な変更実施計画につきましては、計画期間が今年度を含む向こう5年間、令和7年度までの計画でありますので、その計画期間内の実施を目標として、開発エリアを充足する事業所数の確保や立地ニーズの的確な把握、また、周辺農地への影響を抑えながら立地企業にとっても利便性の高い開発となるように進めていく考えであります。

さらに、開発手法といたしましては、二つの事業とも町土地開発公社に委託をし、土地造成や道路、上下水道等については町と分担して進めてまいりますが、同公社の資金調達などの状況も踏まえながらと考えております。まずはテオトル東側の住宅開発、次に産業団地の拡張、そしてテオトル北側の住宅開発の順で取り組むこととし、本町の特性、各エリアの優

位性が発揮されるよう進めてまいりたいと考えております。

質問事項2の自然と調和した住環境の整備について、1点目のテオトル北側における町営住宅の整備に関するご質問ですが、本町における住環境の整備につきましては、第4次三川町総合計画において多様な住宅ニーズへの対応と町営住宅の適正管理に取り組むこととしているところであり、三川町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画において、町営住宅の適切な管理と修繕を行うことにより、現在の長寿命化計画の期間である令和9年度まで現戸数である28戸を維持することとしております。

また、公共施設の整備にあたっては、三川町公共施設等総合管理計画において、町有資産の保有総量の適正化における基本方針として、現在計画されているものや町民生活の安全や安心に関係するインフラ施設を除き、原則として公共施設等は新設しないこととしており、町営住宅については、町営住宅を含めた住宅セーフティネットの構築の考え方のもとに、民間賃貸住宅の借上制度や家賃補助など公営住宅のあり方を見直し、住宅に困窮する低額所得者に対して安定した住宅の提供に努めてまいります。

なお、子育て世帯に対する支援につきましては、リフォーム補助に加え、その定住を図るための移住定住及び住宅取得に対する補助を行い、さらに、高齢者世帯に対しましては、バリアフリー化などの住宅リフォームに対する補助により、住環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の市町村による空き家跡地の利活用に関するご質問ですが、空き家については空家等対策の推進に関する特別措置法第3条において、所有者自らが適切に管理することが原則となっているところであり、しかしながら、管理不全空き家等については、周辺住民への影響が懸念されることから適切な措置を実施するため、三川町空家等の適正管理に関する条例及び三川町空家等対策計画に基づき、所有者としての管理者意識の向上と適正管理のための啓発を行うとともに、老朽危険空き家等解体促進補助事業などにより対応しているところであり、

また、国の「空き家対策総合支援事業」を活用した空き家対策事業におきましても、倒壊の恐れのある空き家等の除去や地域活性化を目的として、空き家の利活用や跡地の居住環境の改善、人口減少対策、子育て支援、移住定住促進対策などに取り組むことができることから、町内に散在する特定空家等の所有者の理解と協力を得て、対象となる事案が発生した際に、個々の案件に応じて、最も適した対策を講じてまいる考えであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは、2回目以降の質問をさせていただきますが、基本的には土地利用推進、それから自然と調和した住環境整備、これはいずれも総合計画に基づいている質問であります。また、令和3年に公布されました国土利用計画等に基づく内容で確認させていただくのですが、一番は来月4月以降8年間の農地転用ができなくなるという規制を受ける中で、いかに町の土地利用を高めるのか、これは取りも直さず町民の皆さんの利益等に関係する話でありますので、同僚議員からも質問あった中ではあります、町としての損

失をいかに低く抑えるかというようなことで一つずつ確認していきたいと思います。

最初に、桜木地区住環境整備事業の進め方についての考え方は1回目の答弁で理解いたしたところでありすけれども、懸念とされますのが産業団地の関係でございまして、これは産業団地にとどまらず農振法に基づく農地転用規制ということで、すでに議員各位にも配布されております土地利用計画図、三川町全域が黄色に塗り染められているということからすると、8年間この黄色の部分に関してはまずは基本的には農地転用ができないということで理解しているところです。

そういった中で国土利用計画を定めながらも都市計画法のいわゆる都市計画マスタープラン並びに用途地域の指定等の選択をせずに農村産業法、正しい名称でいけば農村地域への産業の導入の促進等に関する法律ということで、それを短く農村産業法と表現にさせていただきますが、この農村産業法を選択して産業団地を造成する。この農村産業法では、いわゆる一般住宅用地の宅地転用までは波及できないものというように理解しておりますので、その辺の確認を含めながら、なぜ都市計画法ではなくて農村産業法を選択したのかという考え方を最初にお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 本町におきます住宅団地に限らず産業団地につきましても従来から都市計画、いわゆる地域の定めを行わない中でそれぞれの立地なり開発ニーズに応じた形で活用できる法律、計画等によってそれを実施してきたところでありす。そうした中で都市計画については現状のままではありますが、産業団地、ご質問にありました農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、これによって、この法律の前の法律、いわゆる促進に関する導入に関する法律があったわけですが、それを変更することによって現在のみかわ産業団地の拡張が可能であるということから、その法律に基づく開発、工業団地等の拡張ということを選択し、取り組んでいるところでありす。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今回の答弁にありました都市計画法について、これまで対応してこなかった。実は第2次総合計画の中には、43ページですが、都市計画区域の見直しと用途地域の設定について検討しますという文言が明確に載っているんです。第3次計画についてもここまで用途地域の指定までは言及されていなかったのですが、都市計画マスタープランを作成しますというような内容であったにも関わらず、昨年全戸配布されました第4次総合計画からはこの都市計画という文言がすべて削除されたという状況でありまして、なぜこの都市計画という制度をなくしたのかというところを、どういう認識でいたのかというところを確認したいのです。

この資料が配布なっていると好都合なんですけど、実は今も町で選択している農村産業法の解説資料の一つとして、少し古いですけども、平成19年3月の農林水産省で出している土地利用計画と農業振興地域制度・農地転用許可制度の概要という資料がありまして、この中に法体系が載っているんです。国土利用計画に基づいて国全体の土地利用を考える、これを実施するにあたってのいろいろな規制法の関係で都市計画法それから農振法、農業振興に

関する法律、そして森林法、その下は自然法というような体系の中で、国土利用計画に基づく、いの一に都市計画法が載ってしまっていて、今町が進めようとしている農村産業法については2番目に位置する農振法のいわゆる特別法として、農振法の例外規定としての農村産業法という位置づけになるはずですが、その辺の法体系の、いわゆる一般法と特別法の体系については認識されているのか、確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 限られた国土、土地の利用について、まずもって国土利用計画法に基づいて都市計画法も派生して、さらに規制の法律でありますけれどもそこからまたいわゆる農振法等が存在すると言いますか、法体系として成り立ってきたという認識はございます。ただそうした法体系、法律の順番ということではないかもしれませんが、生い立ちからすると、やはり議員がおっしゃられるように国土利用計画があり都市計画法がありという順番ではあったらと思うのですが、ただ開発手法として、みかわ産業団地を開発にするにあたって、従来から本町で取ってきた手法、そうした中で産業団地を開発できる拡張できる手法として、先程申し上げたとおり農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などのこれまでの経過も踏まえて、今回いわゆる農産法の手法による拡張ということに取り組んでいるということでもあります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 答弁が産業団地、その拡張事業だけに限定されるようですが、先程冒頭に産業振興地域の規制がかかっている図面を提示させてもらったのですが、そうしますと、この産業団地以外の宅地化すべき、もしくは宅地造成したいというような申し出があった場合、例えば横山集落内の旧国道とそれから郵便局、田田の方向に向かう町道との間の部分、今はビニールハウス、それから苗代等で活用されている区域、あそこもすべて黄色ということで完全に規制がかかっている。同様に猪子の成田寄りの堤防とそれから町道との間の部分の広い範囲が黄色に染まっている。大規模商業施設の真向かいでは、道路を挟んで向かい側の堤防との間までも転用ができないという、これ8年間規制がかかるというような部分について、こういったところに一般住宅とか商業施設等が進出してきたいという場合、どのような制度の中で対応できるというように認識されていますか。お答えいただきたいと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） いわゆる土地改良事業、これの完了から8年間の農地の転用はできないというところでの認識はございます。ただ、確かにそういった規制はあるものの、誠に不勉強ではありますけれども、その状況によっては、小規模なものは分かりませんが、一定程度のプロジェクト的なものは可能であったのではないかとということで、それが何に基づくかというのは手持ちに資料はございませんけれども、ただ規制の範囲の中では議員がおっしゃられるとおり小規模な住宅開発等であっても農業振興地域と言いますか、農用地につきましては今後転用が難しくなる。ただ、住宅用地につきましては桜木地区、これの開発を急いで進めて、そこに住宅等の建設を促すということで進めていきたいと考えていると

ころであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） はっきり言ってどういう対応ができるか分からないということのように聞こえたのですが、住宅開発をするのは桜木地区でいいだろうと、3 haほどの規模で開発するからここで間に合うだろうというような見解もあったわけですが、ところが商工業者にすれば立地条件によっての企業の経営に直接関わる話ですので、できれば今どんどんと進められている酒田市から広野に向けての4車線化、鶴岡市で言えば112号線を、鶴岡市の南部の方も4車線化がどんどん進んでいると、交通体系が非常に充実していく中で当然庄内の中心部に位置する三川町の進出ニーズというのは高まるだろうというように考えられるわけですし、三川町に進出したい方がすべて桜木地区に集中しなさいということは、これは一方的な話だと思われま。

敢えて産業振興課長に確認いたしますが、今、企画調整課長が答弁したように小規模であれば農振地域でもこの8年間規制の中で農地転用が可能であろうというような話だったのですが、それは現実的に制度で認められるのかどうか答弁お願いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまの質問の中で、これまでも農地転用の規制というお話があったわけですが、農地転用の規制というのが、いわゆるお示しなっております図面、これは農業振興地域ということで大きな枠になっております。これは県が設定するものでございますが、その中で農用地ということで三川町が設定をする、つまり農地として今後保全していこうということになってございます。これがいわゆる青地、青色区域ということで、これを外すと白色ということになるのですが、この青色を外して白色になると農地転用が可能になるということになってございます。

それからお話ししますと、先程お話なっていました黄色の部分というのが、いわゆる青色地区でございまして、青色から白色に変えることが難しいと、難しいと言うか基本的には8年間、これは先程来お話なっておりますとおりに土地改良事業に投資しているわけですので、それは当然この三川町にある農地の利用を図るというための投資でございまして、それ以降に農地が大幅に変更になった場合、その投資の効果が薄れるという前提で、事業完了から8年間は農用地のいわゆる青地から白地については慎重にということになっております。

先程の企画調整課長の答弁の中で、逆にある程度まとまった地域については先程お話がありました農産法、あるいは他の法律によって町として開発の計画を立てるということであれば、実はこの農業振興法の第2条には、当然農業振興法でございまして農地の保全及び形成、これを目的とするわけですが、土地の自然的条件、土地の利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮して、かつ国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業振興地域の設定を行うということになってございます。そんな意味では、一番の整備の目的から申しまして、町としての整備の大まかな計画というところ、こちらのところがなつてこようかと思ひます。

先程のご質問にありましてとおりに、ある程度の逆にまとまった地域を町の方として様々

な計画をもとにして県等の関係機関との調整を図っていけば、この8年間の中であっても、いわゆる青地から白地への変更は可能であると認識しております。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） まとまった範囲であれば農産法が適用なるという、農村産業法ですよ、それが適用なるとは言うものの、これについては導入できる業種が限定されている、敢えてこの場で申し上げますけれども、山形県農村地域への産業の導入に関する基本計画、これに基づかなければ県内のどの市町村ともいかなる企業であろうとも簡単には誘致はできない。今拡大されても54業種に限定されているという中でありますので、極めて受け入れ方法としては厳しいという制度になるわけです。

すべてが今回実施する農村産業法によってなんとかなるという考え方を持っているよりは、実はこの農振法の、これは農村地域への産業の導入に関するガイドラインという資料に明確になっているのですけれども、他の計画との調整という部分では、農業振興地域整備計画、三川町も先般全員協議会で説明を受けたあの計画ですが、この計画は都市計画との調和、調整を図るといようなことで基本的には国土利用計画の内容に基づいて総合計画等を反映しながら適正な土地利用を図りなさいよと、そのいの一環であがっているのは都市計画との調和なんです。

都市計画もいろいろと変遷がありまして、昔は都市計画法が最初にできた段階ではいろいろ紐解きますと、いわゆる乱開発を規制するための厳しい法律だった。それが今は少子高齢化でむしろ土地開発を促進しなければならない、支援しなければならないというような方向性になっていまして、かつては都市計画区域になると都市計画税が課税なるのではないかとというような心配もあったのですが、都市計画税の課税対象は市街化区域と市街化調整区域という線引きをした場合に課税対象であって、三川町のように都市計画区域だけを指定した中で用途地域の指定は可能だということで、都市計画税とは全く関係ないという状況です。

しかも、その用途地域の指定については、いろいろな地域指定ができるわけですし、住宅用地にする、それから工業用地にする、一旦その用途地域を指定したものが状況の変化によっては簡単に変更しても構いませんよというようなマニュアルまで出ているという状況なんです。

そうして考えますと都市計画マスタープランもほぼ、昨年配布された国土利用計画、これとほぼ同じ内容で十分都市計画マスタープランはでき上がるということです。先程来同僚議員からも様々と質問が出ている中で、地域コミュニティの活性化、役場職員と地域住民との様々なコンタクトを取る機会が必要なのではないかというような質問を数々出されている中で、これからでも遅くないというように私は認識しているのですが、ぜひ都市計画マスタープランの作成に着手すべきではないか。おおよそ全国的な事例を見ますと2年間で都市計画マスタープランを作成して用途地域の指定までできる。そうすると、この4月以降8年間の規制の中で、何もせずに腕を組んでいるよりは都市計画マスタープランで先程紹介しました様々な一般商工業者が進出しやすいような環境の地域についてはぜひとも用途指定の制度を活用すべきではないか。併せて、その用途地域の指定をするにあたっては、当然地元の住民

の方々とコンセンサスを得ながら話し合いをしながら進めていくということからすれば非常に有効な方策になるのではないかと考えられますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町の今までの開発手法ということからいたしましても、鈴木議員の言われる都市計画法という部分は決して否定するものではありません。町も今までの国土利用計画に基づいた町内の将来像ということからすれば、3地区が均衡ある開発、あるいは発展ということを中心に捉えた場合においては、やはり都市計画法を選択するのか、あるいは農村工業導入法を選択するのか、様々なその当時の町としての、言うなれば政策的な方針がやはりあのような対応をしてきたという経緯があるわけであります。その最もスタートとなったのは西部地区のイオンをはじめとするあの開発地域だったわけであります。これに際しましても、やはり当時の国土利用計画においては、それぞれの3地区のゾーニングというものがされていて、それぞれの地域特性に合った開発を進めようということ、町は様々な国の制度のもとでどうやったら開発ができるかというようなことで検討してきた経緯があるわけであります。

そういった点について現状の中からいたしますと、今回の農業水利事業完了ということが農地転用の規制ということが新たにそういう対応になったということは、鈴木議員が先程申し上げられたような、その都市計画法あるいは各種法律についても、やはり基本的には農林水産省が、言うなれば優良農地をいかに確保するかということで、それぞれの制度を非常に法で規制をしてきたというような経緯があるわけであります。

そういったことからいたしましても本町としては、3地区が均衡ある開発というようなことができるようであれば都市計画法で全体的なまた構想を持って、しかもその段階で用途地域指定をどのようにするかということからすれば、町民あるいは議会からもやはり相当の同意を得ていかなければこの都市計画法のマスタープラン策定においては、やはりこの大きな作業というものが当然必要になってくるというようなことであります。そういった部分においても全国的にもこの都市計画マスタープランを策定して、それぞれの自治体の将来構想というものを考えている実態があるわけでありますので、そういった点については決して、繰り返すようではありますが、否定するのではなくて手法をどのようにするかということが今までの選択ということでありますので、ぜひそういった点について、やはり町の均衡あるという部分についての今後の例えば都市計画法にどう反映させるかということもやはり一緒に検討しながら進んでいくと。確かに8年という転用規制があるわけでありますが、今の現状からいたしますと本町の桜木地区の住環境開発、あるいは農村産業法による産業団地の開発等も含めて進めながらも鈴木議員が言われるような方法というのは当然選択肢としてはあろうというように認識をいたしているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 答弁ありがとうございます。決して否定するものではないという最後の言葉をそのまま、ぜひ実施していただきたいという強い要望に変わるものでありますけれども、今の答弁の冒頭でもありましたとおり3地区の均衡ある発展、当然三川町全体の

均衡ある発展を望むものは誰しも同じことでありまして、今回の桜木地区住環境整備については東郷・押口地区から見ると押口小学校の児童数の減少というようなことで少し落ち込んでいるということの対策ということについても十分理解するところであります。

まさにその3地区均衡ある発展を今後考えるという段階において、その最も効果的な方策というのが都市計画マスタープランであって用途地域の指定なんですよ、というように私は認識しているんですが、つまりはその地域を指定したからといって町が公共事業を実施するというものではなくて、間口を広げておく、住宅用地に指定する、工業用地に指定するというだけで、そこをこの黄色く塗られた部分から外すことができるというように様々な資料を見ましても解釈できますし、関係者から確認してもこれは可能ですよということで、まさに先程法体系で話をしましたとおり国土利用計画法があって都市計画法があって農振法がある。都市計画法は農振法の上なんですよ。

ですので、今ここに来て先程も紹介しました20年前の第2次総合計画、この段階で都市計画、それから用途地域の指定をするということを謳っていたにも関わらず、いわゆる今町長の答弁にもありましたのですが、農耕法、落合の産業団地等何も都市計画がなくても十分産業団地が増設できるではないかというような高を括って都市計画のマスタープランを作成しなかった。ここに来て、さすがに国の法体系で壁というものができんだなと、農振法での8年間の農地転用規制がここまで重くのしかかってくるというのは私も恥ずかしながら今さら気づかされたという状態で。その中でもまだ都市計画マスタープランを作成して用途地域を指定するだけでも、この8年間何もせずに腕を組んで待っているよりは、ずっと期待の持てる町全体の開発が見込めるのではなからうかと、しかも町民との対話も重ねながら当然その地域その地域の住民の皆さんは真剣に考えてくれると思います。

極端な話、今このままですと集落の際々まで全部黄色くなっていますから、家の軒下の後ろが、農用地に指定されている青地の地域がほとんどなわけですよ。ですから、子どもたちが帰ってきたときに、家の裏を宅地造成しようにもままならない、やることができないという話になるわけです。こういったことを解決する方法は都市計画しかないというように認識しているのですが、それでも黙って腕を組んで8年間待つのか、その辺についての見解をもう一度お願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員は町の国土利用計画における今回の農地転用の規制という中においては、そのそれぞれの町内会、集落の周辺部という部分に関しては、宅地続きであればその部分は除外されております。ですので、そういった部分からすると、それがすべて規制の範囲だというのは少し違うのではないかとこのように思うところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今の町長の答弁について私は少し違うのではないかと感じたのですが、所管課の課長の見解を求めたいと思います。いくら地続きであっても、この青地になっている農用地に指定されているところについては、すぐ家の裏の苗代農地であっても転用はできないというように認識しておりますけれども、いかがでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまのご質問につきましては、ただいま議員がおっしゃられたとおりで、青地地区につきましては、いわゆる8年間は白地への転換ができないということになるかと思えます。ただ、今の質問から外れますけれども、先程来議員がご質問なされている中で、いわゆる用途指定等につきまして、用途指定をしておけば何かあったときに対応できるのではないかというお話がありましたが、先程お話ししていますとおり農業振興法は前提として農地の保全を目的とする法律でございます。

その関係で、先程の用途指定の中で、ここのいわゆるゾーニングの中で将来的に、ある程度開発の見込み、あるいは造成達成の見込みがあるというものについて青地から白地への転換が行われるべきものであると考えますし、ただいまのお話で、町長が答弁いたしましたのは、いわゆるにじみ出しという部分なんですけど、今の議員のお話ですと、全集落近辺の部分について青字から白地に転換しておかないと対応できないと、つまり、いつどの集落に規制したのか分からないということになりますので、その意味で、手前味噌ではございますけれども、今回この8年縛り、つまり土地改良工事の完了が遅れた関係もございまして、8年間の縛りがありますよという周知、そしてその前段としてそういう計画がある場合には事前に申し出をしてくださいという周知の期間につきまして、通常は半年であるところを1年半の期間を設けて周知を行ったところでございます。

その中で何件かお問い合わせがありまして対応してまいりましたが、最終的には今回この8年間の縛りの中での計画の変更の申し出がなかったと、申し出はあったけれどもその話はまともでなかったと、取り下げがあったという状況でございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程の答弁の中において、私の認識不足で農地におけるその除外という部分はないということで改めて訂正させていただきたいと思えます。まさに宅地等の地続きということからすれば、その地目も宅地というようになっているということで、先程産業振興課長が申されましたように、にじみ出しというか、そういった部分という認識ということで、私が誤解をいたしましたので訂正させていただきたいと思えます。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 答弁ありがとうございました。そのように厳しい農振法の規制ということで、確かに産業振興課長が話をしましたように、ではどこまで都市計画の用途地域の指定をすべきなのか、できるのかという部分につきましては、これは本当に住民の皆さんとのコンセンサスを得ながら策定するというようなことで、そういった意味でも非常に今の三川町にとっては有効な方策であろうということ強く要望したいと思えます。

時間も限られてきましたので二つ目の質問に移りたいのですが、肝心の桜木地区住環境整備事業の開発の手法について、いわゆる二段階方式ということになりますと不要なコストもかかるであろうということからすると、何とかその排水対策がきちんとできた段階で実行に移す。なおかつ、土地開発公社で行うよりは昨今聞くところによりますと、三川町は先程も紹介しましたとおり交通の利便性が高まるということから旧国道沿いに関しては非常にニー

ズが高くて、空き家・空き地についての不動産業者の介入が非常に活発化していると、役場のすぐ向かい側の大きな空き家も立派なアパート住宅に変身しているような経緯もある中で、敢えて土地開発公社に業務を委託するというその選択肢についてのメリットを伺いたいと思います。

実は、土地税制からすると一般に土地開発公社1,500万円の控除が受けられますよということで、いかにも土地開発公社はメリットが大きいようでありませけれども、昨日税務署の担当官から確認しましたところ特定の民間宅地造成事業の場合もこの1,500万円控除は受けられますよと、どことは詳しくは説明しなかったのですが、およそ1町歩を超える住宅計画だというようなことからすると、ほぼ対象になると思われませというような話を伺ったところでありませ。そういった中でなぜ民間開発に任せないのかという部分について、まさに有益性についての考え方をご説明いただきます。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 町では現在は造成等の実施計画も含めまして町土地開発公社に委託をし、その取り組みを進めているところでありませ。これまでもその住宅開発にあたりましては町との連携によりませできるだけその分譲単価を抑える、民間開発の場合は、造成後は一括して民間から売ってもらうということも今後の検討課題にはなっておりますが、ただ造成と、また農用地の買収にあたりまして円滑にその地権者との交渉を進められるようということも含んで土地開発公社による住宅開発という手法を選んだところでありませ。

なお、民間が町や土地開発公社のように1,500万円控除を受けられる場合については、私も不勉強なところはありますが、ただその場合一定の条件として、民間の場合、分譲価格がまず1区画当たり170㎡以上である、通常のものよりも少し大きく取ること、また一団の土地としては5ha以上の規制がかかるというように聞いております。桜木地区につきましては1期2期を合わせませても3ha強、道路等を含めないで宅地としてはもう少し小さくなりませけれども、そういったことから民間で行う場合は通常の住宅開発というようなことにもなるかと思ひませので、そうませと地権者にとっての優位性が失われるということにもなるませので、そういった観点からも土地開発公社での開発ということを進めているところでありませ。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 50,000㎡以上の開発云々というようなお話がありませましたが、先程来触れております都市計画の中で三川町は非線引き区域に該当ませませから30,000㎡以上の開発で、この税の優遇策は受けられるというような話になっております。いろいろと分譲単価の上昇については、かつて分譲単価を抑制するという部分を含めて町がその購入経費、土地代金の一部を補助するというような対策で分譲単価を抑制するというような方策も行っていたわけませし、そういう方法も十分取れるはずだろうと。むしろ、これは個人的な見解になりませけれども、土地開発公社の事務の部分で都市計画マスタープランの編集作業に職員の労力を向けることの方が三川町全体にとってプラスになるのではないかとひことを一つの

意見として申し上げておきたいと思っております。ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

時間が限られてきた中で、最後に空き家の跡地利用の関係についてであります。これまでですとミニ公園を作る、駐車場の利用・活用するというようなことで国の補助制度が大きく受けられるというような制度内容になっていたわけですが、昨年12月27日付だったのですが、環境省からの大臣官房室からの資料ということで出てきた「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」という制度があるようでして、いわゆる自治体で太陽光発電等を設置する場合、非常に優遇な方策を取ってくれるというような制度があるようです。この対象になる規模からすると、三川町内に点在する空き家・空き地、それぞれを単発で考えますと、なかなか該当することは難しいのかなというようには感じますけれども、こういった国でもいろいろと地域市町村における脱炭素移行の発電施設等について後押しするというような考え方からしますと、空き家の敷地を含めた形で三川町としてもいろいろな事業展開ができるのではなかろうかというような観点で答弁をお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは私から地域脱炭素移行・再エネ推進交付金制度、こちらの方についてお答えさせていただきます。この制度につきまして、令和3年、昨年6月9日に国・地方脱炭素実現会議において地域脱炭素ロードマップ、10月22日に地球温暖化対策計画、こちらの方が閣議決定をされたところでございます。こちらの方を受けまして、昨年12月地域脱炭素移行・再エネ推進交付金制度が示されまして、その先行される自治体が応募という形で募集されたところでございます。

この事業におきましては、各地域におきまして脱炭素に向けた取り組みということで、その計画、カーボンゼロを目指したような計画を定めた上で初めて申請ができるものとなっております。その対象の事業といたしましては、議員おっしゃられるとおり太陽光発電、それからバイオマス発電、それに加えて蓄エネ設備、またゼロカーボンドライブということで自動車の導入等、様々なものが対象となっているところでございます。ただ先程も申しましたとおり、この交付金を受けるにあたりましてはその計画、町、地域全体をあげての計画というものを策定しないといけないということで、三川町の場合、まだこの内容等について煮詰まっているところがございますので、その中身を確認しながら今後どのようなことができるか、見ていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。最後に時間のないところで恐縮なんですけど、先程来触れております、少し前に戻りますけれども、農村振興地域整備計画書、全議員に配布されている計画書の中の2ページに関してですが、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律による実施計画の欄がありまして、これは斜線が引いてあるんです。これは令和4年3月、先月に配付になった計画でありまして、これと関係します農村産業法の市町村の実施計画、先程答弁にありましたが今年度から令和7年度までの5カ年間、つまり今年度からということとは、この3月に実施計画、農村産業法の実施計画が配付なるはずなんですけど、

なぜこちらが斜線を引かれていて、これから配付なるであろう農村産業法の実施計画、これを議員には配付ならないのでしょうか。であれば、この実施計画の中に関しては非常に要件が厳しい、どういう業種でどれだけの面積でどういった農家、農業従事者の雇用が確保されるのかというところまで掲載なる話ですが、その辺の今現在計画されている進出企業等のもし名称、それから業種等が分かれば答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 前段の削除の部分について少し聞き漏らしたところがありますので、現在県に申請しております、今年度中に同意をいただける予定の計画につきましては、名称が山形県三川町農村地域への産業の導入に関する実施計画書、計画変更ということで、この令和4年3月付での策定ということになります。その期間につきましては議員おっしゃられるように今年度ということで3月に入りますので、令和3、4、5、6、7、の令和7年度までを計画期間として誘致、立地等に取り組むというような内容になっております。業種につきましては、内容において県の計画に準ずるということで、県で定めております製造・物流等、それから新たに様々介護とか幅広い業種、55の業種が指定されてございます。町もそれにならうような形での業種の導入ということで考えております。併せまして、農村地域への導入ということで、農業就業者等の雇用の増大、機会の増大というのがありますので、今後の見通しの人数につきましても記載をしているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今話になったような計画内容が盛り込んである実施計画については後程配布なるのかどうか、それだけ答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 配布いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ぜひ都市計画マスタープランについても前向きな対応をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 3時20分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 3時40分)

次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

- | | |
|----------------|---------------------------------------------------------------|
| 1. 将来の農業展望について | 1. 昨今の世界情勢や感染症により、農業経営においても多大な影響を受けている。現状の捉え方と今後の支援について所見を伺う。 |
| | 2. 担い手の確保・育成策及び担い手とされる認定農業者の今後の人数目標や推移予測を伺う。 |

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>3. 地域農業の現状や将来を明確化する「人・農地プラン」の進捗状況と実質化について伺う。</p> <p>4. 有機・特別栽培米の割合が高い本町において、農水省が掲げる「みどりの食料システム戦略」のモデル的先進地区へ取り組むことにより、有機農業、スマート農業の発展が図れると考えるが、所見を伺う。</p> <p>5. 主食用米を主軸とした経営において、今後更なる収益性の悪化が危惧される。稲作を基幹産業とする本町農業の将来展望を伺う。</p> |
| 2. 新型コロナウイルス感染症による学校の対応について | <p>1. 新型感染症において、児童・生徒の自宅待機基準と差別や心のケアに係る対応を伺う。</p> <p>2. 感染症による学力や社会教育、生活習慣への影響と対策を伺う。</p> <p>3. 分散登校への取り組みや、すでに行われている対面授業とオンライン授業が受けられる「ハイブリッド型授業」について現状と課題を伺う。</p> |

令和4年第1回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目に、将来の農業展望についてであります。

昨今の世界情勢や感染症により、農業経営においても多大な影響を受けています。現状の捉え方と今後の支援について所見を伺います。

担い手の確保・育成策及び担い手とされる認定農業者の今後の人数目標や推移予測を伺います。

地域農業の現状や将来を明確化する「人・農地プラン」の進捗状況と実質化について伺います。

有機・特別栽培米の割合が高い本町において、農林水産省が掲げる「みどりの食料システム戦略」のモデル的先進地区へ取り組むことにより、有機農業、スマート農業の発展が図れると考えますが、所見を伺います。

主食用米を主軸とした経営において、今後更なる収益性の悪化が危惧されます。稲作を基幹産業とする本町農業の将来展望を伺います。

二つ目に、新型コロナウイルス感染症による学校の対応についてであります。

新型感染症において、児童・生徒の自宅待機基準と差別や心のケアに係る対応を伺います。感染症による学力や社会教育、生活習慣への影響と対策を伺います。

分散登校への取り組みや、すでに行われている対面授業とオンライン授業が受けられる「ハイブリッド型授業」について現状と課題を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の新型コロナウイルス感染症による学校の対応につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の将来の農業展望について、1点目と5点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は外食産業等の米の消費の落ち込みに大きく影響するとともに、令和3年産米の作柄が良かったことから、米の在庫量の増加を招くこととなったところでもあります。また、ロシアによるウクライナ侵攻により、現時点でも高騰が続いている生産資材や燃料の価格のさらなる高騰が想定され、米価下落と経費の高騰という厳しい状況が農家の生産意欲の減退に繋がるのではないかと危惧しているところでもあります。

こうした状況を踏まえ、本町におきましては、農業所得の向上に主眼を置いた振興策を再構築し、引き続きこだわりの米づくりと園芸作物等による所得の獲得を推進するため、「新農業所得構造改革推進事業」として一層の充実を図り、効率的で安定した強い経営体を目指す取り組みを支援してまいりたいと考えております。具体的には、有機・特裁のこだわりの米づくりの推進、直播システムや密苗等の新手法導入等による生産コストの縮減、スマート農業の支援、土づくり事業支援等に取り組むものであります。

次に、2点目の担い手の確保・育成に関するご質問であります。本町の認定農業者は、平成30年度が214名、令和2年度が200名、令和4年2月末時点では188名と減少傾向が続いております。これは、農業従事者の高齢化や後継者不在による離農などがその理由であり、農地の集積が進む中、今後さらに減少していくものと考えております。

現在、町といたしまして認定農業者の人数目標は設定をしておりますが、新規就農者の育成支援の過程や営農相談等の中で、認定農業者制度の丁寧な説明を通し、減少に歯止めをかけ、認定農業者の確保に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、3点目の人・農地プランの進捗状況と実質化に関するご質問であります。本町における人・農地プランの地区数は15地区となっており、全地区においてプランが作成され、毎年度見直しを実施しております。

これまでも人・農地プランの実質化として、アンケート調査や地図の作成による現況把握により、地域農業の担い手である中心経営体への農地の集積・集約に関する地区ごとの将来方針の作成を支援してまいりました。今後とも、より実現性のある将来方針の作成のため、地区での話し合いに対する支援を進めてまいります。

次に、4点目の「みどりの食料システム戦略」のモデル的先進地区に関するご質問であります。このモデル的先進地区の取り組みについては、国や県からの資料提供と説明を受けたところであり、現在、その内容について精査しているところであります。今後、有機米栽培団体等とも情報を共有し、また、関係機関等との連携により、本町により有益な形での事業実施となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

質問事項2の新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応について、1点目の自宅待機の基準と差別や心のケアに係る対応についてのご質問であります。自宅待機期間の設定は厚生労働省及び文部科学省の通知による基準に基づいているところであります。感染者においては庄内保健所から個別に指示が出されている状況にあります。

感染者及び濃厚接触者となった児童・生徒も含め、子どもたちのケアにつきましては、差別やいじめがないか、不安な状態にないかなど、学校において丁寧に様子を見て対応しているところであり、さらに、山形県公認心理師・臨床心理士協会が作成したチェックシートやいじめアンケートも活用しながら把握に努めているところであります。また、学校から保護者に対する通知においても、その都度、うわさや誹謗中傷が生じないよう慎重な対応をお願いしているところであります。

次に、2点目の学力や社会教育、生活習慣への影響に関するご質問であります。学校休業及び学年閉鎖の措置を取った期間におきましては、タブレット端末を活用しながらの学習が進められたこともあり、履修単位につきましては年度内に修了できる見込みとなっており、学力面については維持できているものと捉えております。しかしながら、コロナ禍において運動会や親子行事、わくわく体験塾などの社会教育的要素を含む事業については、開催されなかったものもあります。子どもたちの貴重な体験と学びの機会が制限されたことは非常に残念であります。学校現場においては、この困難を乗り越え、叶えられないことにも対処できる子どもに育つよう、適切な指導が行われているものと捉えております。

また、感染拡大防止対策としての新しい生活様式が励行される中、体育やスポーツ少年団活動、部活動など体を動かす機会が制限されたことにより、児童・生徒の体力面の低下が表れております。今後、行動制限が緩和された際は、無理せず徐々に体を慣らしながら、体力面の回復を図っていく必要があると考えております。

3点目の分散登校やハイブリッド型授業に関するご質問であります。コロナ禍の対応として、他県の学校においては、分散登校の事例も紹介されております。そうした事例の多くは、児童・生徒数の多い大規模校で取り組まれているようであり、小規模校においてはあまり実施されていない状況にあります。こうしたことから、町内の学校においては、登校しての対面型の授業を中心に取り組み、それが困難な場合においてはオンライン授業を行っているところであります。このオンライン型では、離れた場所においても他の児童生徒と同じように授業に臨むことができることや、タブレットのチャット機能により積極的に発言すること

ができるなどの利点も確認することができております。

しかしながら、オンラインで実施するにあたっては、長時間の授業が困難なこと、低学年での実施が難しいこと、教師側が児童・生徒の理解度を把握しづらいことなどの課題もあると認識しております。町教育委員会としては、オンライン型の利点も踏まえつつ、ICT 機器を活用した対面型の授業を基本として取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） まず初めに今現在ロシアの一方向的な武力によるウクライナへの侵攻に対して強く非難申しますし、即時停戦と話し合いによる解決を望むものであります。なによりも民間人のみならず軍人、人間すべてが戦争による犠牲をこれ以上強いられることがないよう心より願います。

昭和62年発行の三川町戦没者顕彰史の中にシベリア抑留という項目がありました。そこを少し見返してみますと、猪子の中野さんという方が投稿されておる内容ですけれども、最後の文面に「この大東亜戦争に散った我々同士、遺族に対し、日本国民こぞって深く哀悼の意を表し、二度と戦争のない平和な日本になってほしいと思えてならない」と、戦争の当事国としての教示が語られておりましたし、その座談会の中においては、紛争の武力解決はだめだという衷心からの願いが語られているということをお聞きを今一度、重く受けとめなければならないと思っております。

私ごとで大変恐縮でありますけれども、私の祖父辰五郎においても、昭和16年8月から大東亜戦争の方に従軍しまして、シベリア抑留を経験しております。昭和22年4月に帰還を果たしているわけですけれども、多くを語らない祖父の言葉の中にも、やはり捕虜となったときの辛さ、過酷な体験というのは私も聞いているところであります。そういった負の感情が世界に広がらないことをまず初めに切に願っております。

こういった世界情勢の混乱という昨今の世界情勢ということで質問の一つ目に記載させていただきましたけれども、世界情勢の混乱と感染症により今後さらに農業経営にとっても厳しい状況に陥ると推察されます。町長答弁等にもありましたけれども、去年は水稻のみならず園芸の方も影響を受けましてかなり大暴落しているということでもあります。資材費、こちら小売の方にお伺いしますと、去年の同時期対比で30%以上は増加しているということでありました。今後さらに5月以降増加する予測はほとんどの小売で立てているということでありました。また、JA全農、経済連で造成している肥料共同購入積立金というのをとり崩して対応している状況でありますけれども、系統の方は、今後さらなる値上がりが予測されるところであります。

ハード面の設備投資というのが農家サイドから見ますと消極的にならざるを得ないというように思います。生産性、意欲の向上だったり営農継続への支援をやはりここ数年は念頭において行うべきと考えております。

まず具体的にですけれども、かなり肥料高騰、資材高騰が現実起きておりますので、町長答弁の中にありました新農業所得構造改革推進事業を一層拡充するという意思が伝えられ

たわけでありませけれども、拡充するわりには予算額が少し減額になっているのかなと。であるならば、内容をやはり柔軟に対応していただければというように思いますけれども、例えば前年対比での肥料の高騰分、軒並み30%とは言いませんけれども、その分の一部を高騰分を支援するというような予算の配分の仕方であったり、施肥設計まで可能な精度の土壌分析を積極的に取り入れるなどの肥料を無駄なく効率的に施肥し、土壌バランスの整った土づくりに今は向かうべきではないのかなと思います。

設備投資に意欲のある農家というのを後押しして、リーディングファームという立ち位置、そういった明確な文言はありませんけれども、そういった農家を支援してきたということは間違いのない施策だと思っておりますけれども、そういった設備投資が可能な農家だけがやはり生き残れるような現状ではないのかなと、そういったところにスポットを今までは重視してきましたけれども、今はいかに多くの担い手を存続し、ケアし、地域農業が継続できるかを重視するべきではないかと思えます。

そういった予算の執行の柔軟さというのを求めてきましたけれども、肥料高騰に対する手当、また土壌分析に対する手当、土壌分析に関しましては今年度の作付けはなかなか間に合わないというように思いますけれども、中期的な視点での土壌分析でありますけれども、資材の高騰分に対する補てんと言いますか支援、こちらはやはり今年の7月ぐらいに大幅な支払い等が迫ってきておりますので、その前に手立てするような形では考えていけないものかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、私から農家の生産意欲の倦怠を招かないための様々な支援策についてのご質問でございました。先程町長答弁にもございましたとおりに農家経営における資材費、あるいは燃料費等、いわゆる経費の部分での増大というものが農家の経営にかなり大きくのしかかっているということは理解をしているところでございます。

その面において、来年度予算の話になるかと思っておりますけれども、現時点ではいわゆる肥料、薬剤に対する細かな助成、あるいは土壌分析のそれぞれに対する助成という項目での予算の設定はなっておらないというところでございますが、土壌分析も含めた土づくりの部分につきましては、新農業所得構造改革推進事業の中でも農協と連携を取りながら、まず簡易的ではありますが、まずは自分の農地の現状・実情を確認すると、その上で必要な施肥あるいは作物のローテーションの構築ということで、営農相談の中で県農業技術普及課も交えて進めていければということで考えておるところでございます。

現時点では予算上の部分で細かいところまではなっておりませんが、今後は国・県等にも働きかけをいたしまして、もし有利な助成金等が項目があればその辺を模索しながら今後は対応してまいりたいということで考えておるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私が訴えたのが今年度中、さらには7月8月ぐらいの支援が必要ではないかという部分を訴えさせていただきました。土壌分析に関しましては時間がかかるということで、来年度当初、このぐらいの時期までに支援できるような形をとるようには

考えておりますけれども、資材費の高騰というのが喫緊に迫る問題だというように思います。

一つの子算に絞った話ではありませんけれども、この新農業所得構造改革推進事業、やはり機械導入といった部分が大いのかと思いましたが、補正での減額状況も踏まえて、もう少し柔軟に経営継続の方に振り向けられるのかなと、そういった再構築というのは考えられないのかなというように思って提言したわけですが、その今年度中のそういった支援に関しまして、この事業以外でも緊急的な支援に関しまして当局としては資材高騰、燃料高騰に関しての支援をどのようにお考えか再度お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 今ご指摘ありましたとおりに再度となりますけれども、農家経営をかなり経費部分が圧迫しているということは認識しているところでございますが、現時点では今年度内での支援というところについては想定をしておらないというところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今後の世界情勢の変化に伴う激変緩和という考え方もあろうかと思えます。その都度柔軟な対応をまずは検討していただければと思います。

続いて担い手確保育成策の方に移りますけれども、団塊の世代が75歳以上になる令和7年度には65歳以上が34.4%見込まれるということで、現在認定農業者、先程の町長答弁の中では188名ということでありました。農業収入400万円以上ということを持続できず、やはり離農するという農家が出てくると考えられます。高齢化やナラシ等の制度を活用できず、そういった収入が少ない農家の方の中にはやはりコスト削減が難しいという限界があるのではないかとこのように思っております。

やはり平均年齢や年齢分布の推移値で客観的に一旦データを整理しておくべきではないかなというように思いますけれども、農業委員会の会長にお伺いしたいと思いますけれども、こういった平均年齢であったり米価下落の影響による収入減で認定農業者かなりかからなかったり減少するのではないかなというように思いますけれども、そういった認定農業者数への影響、また本町の農地集積率と遊休農地率は現在どのような数字があるのかということをお伺いできればと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 先程町長答弁の中にもありましたが、認定農業者については目標金額がありますが、健康でやる気のある農業者に対しては目標金額に向かって一人でも多くの農業者を認定していきたいと認定審査会では思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤農業委員会事務局長。

○説明員（須藤輝一農業委員会事務局長） ただいま農業委員会会長からの答弁ございましたとおりに、町農業委員会といたしましては、農業者を認定農業者として支援をすべく今後も取り組んでまいりたいというところでございます。

ご質問ありました担い手の農地の集積率でございます。こちらにつきましては、毎年、当該年度の末日での数値ということになりますので、現在把握している数値としては、令和2

年度末、令和3年3月末の数値ということになりますが、現在集積率は82%ということになっておるところでございます。

また、遊休農地についてのご質問でございました。遊休農地につきましては令和3年度に内容が若干変更になりまして、1号遊休農地ということで、こちらは現在は利用されておらないのですが、荒廃度があまり高くないと、トラクター等の農機で耕起すれば農地として利用が可能だという農地、あるいは一年生の雑草が繁茂しているけれども、多年生の雑草があまり繁茂していないという状況、あるいは1m未満の低木が数本程度存在するという部分について1号の遊休農地ということで認定をして、本町の農地パトロールの中で現況を確認したところでございますが、本町におきましては709㎡について1号遊休地の緑区分ということになるのですが、ということで確認をしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 農業委員会に対しましては担い手対策の一端も少し担えるのではないかという思いで提言させていただきますけれども、静岡県藤枝市の農業委員会では荒廃農地の雑草管理で草刈り支援マッチングを行っているということでありました。今遊休農地が709㎡あるということでありましたけれども、そういった遠方に住んでいて管理がなかなかできないという方が全国的に、そういった農地が出始めているというところを解消するために農業委員会としてはマッチングをしているということでありましたけれども、逆にこれは担い手対策に繋がるなというように見ておりました。例えば新規就農者であったり、若手の方たちをそういった草刈り部隊にマッチングするであったりそういった団体を作るであったり、そういうことが農業委員会としてもできるんだなというように思っておりましたけれども、今後は産業振興課内でも導入した機械、その機械を共有するであるとか、情報共有、機械自体そのものを共有するであるとか、そういったマッチングも今後考えられるのではないかと考えております。

そういったマッチングに関して農業委員会としてはどのようなお考えがあるかお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤農業委員会事務局長。

○説明員（須藤輝一農業委員会事務局長） ただいま議員から様々なご提案をいただいたところであります。通常マッチングといたしましては農地の出し手と借り手というところでのマッチングになるわけですが、今お話ありました、例えば草刈り現場におけるマッチング等について、現在当農業委員会としてはその辺の情報がないものですから、今後情報収集に努めて今ご提案ありました中で、もし実現可能なものがあれば本町の中でも取り入れてまいりたいと思っておりますけれども、現時点では情報がないということもございまして、まだ議論を進めておらないという状況でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） いかに認定農業者であったり認定農業者にならない方でも営農を継続できるかということを考えて場合、12月議会でも同僚議員が一般質問の中でおっしゃってございましたけれども、収入保険の導入というのが一つ策としてあるのではないかと。

青色申請をしていれば認定農業者でなくとも加入できるということで、非認定者の加入を促す下支えする意味でもさらなる周知であったり、そういった方々の保険金の補助というものも具体的に考えられるのではないかと思います。そういった方々はコスト削減というのが限界に来ている中でさらに保険金となるとなかなか難しい、しかしながら補償はできるというように考えれば少しでも営農継続に繋がっていくのではないかと思いますけれども、そういった保険金への支援等の考えに対して所見をいただきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 収入保険制度の加入についてのご質問でございました。ただいまご質問ありましたとおりに、収入保険につきましては、いわゆる条件と言いますか、加入をするために必要な部分といたしましては青色申告ということで、経営の確認と言いますでしょうか、一人ひとりが自覚をして農業経営にあたっていただきたいというところが前提となっておりますのでございます。この中で実は令和4年度につきましては県事業として先程来出ておりますが、様々な経費高騰、あるいは農家所得の減少の中でその収入を確保する手立ての一環としてこの収入保険に新たに加入した農業者に対しての支援というものが打ち出されているところでございます。

こちらにつきましては現在、来年度予算の中にも計上しておるところでございますが、県と連動して本町におきましても令和4年度以降に収入保険に加入された農業者に対しての支援は行ってまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひそういった収入保険の下支え等も弾力的に行っていただければと思いますし、その交付金といいますか支援から漏れてしまうような状況も時期的に少しあるのかなとは聞いて思ったわけですが、そういったところを広くカバーできるような検討をしていただければというように思います。

認定農業者というのが続いての人・農地プランに大きく関わることでありますのでお伺いしたわけでありまして、人・農地プランの実質化について各集落で毎年、集落と言いますか各地区での見直しが行われているということで、農業委員会の介入、参画もあったということでした。この件に関しましても農業委員会会長の意見をお伺いしたいと思いますけれども、やはり人・農地プランの策定に関わり、会長も参加されたという話も聞こえてきましたけれども、現状どのような形でその話し合いを受けて考えられたのか。どういった人・農地プランの策定に関わっての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 人・農地プランにつきましては議員おっしゃられるとおり昨年3集落に3、4人ずつ分かれて参加をさせていただきましたが、集積は進んではおりますが、集約に向けてはやはりなかなか難しいのかなとは思っています。これからできれば集約の方にも持っていけるように話し合いを進めていければとは思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ありがとうございます。人・農地プランは今後名称変更になるよ

うであります。地域計画という名称になり、中間管理機構と所有者の2/3以上の同意で、貸付先をバンクに限定すると、バンクと言うのは中間管理機構ですけれども、そういった仕組みを作るということでありました。その地域計画では農地ごとに受け手を特定する目標地図というもの、その策定が求められるということでありました。また時間的には余裕があり、2023年の4月から施行ということで、2年以内の策定、それに向けた体制整備というのが必要になってくると思います。しかしながら、まずはその策定において雰囲気づくりであったり話し合いの仕組みづくり、そういったところが大事になってくるのではないかなと思います。

また、やはり中心経営体自体に将来の集積面積の上限設定というのを今後考えていかなければならないのではないかなというように思いますけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問にありました人・農地プランの中での集積の関係でございます。先程農業委員会会長が答弁いたしましたとおりに、農業委員あるいは農地最適化推進員が昨年は各地区のモデル地区ということで選定いたしました。その地区の話し合いに参加をいたしましたところでございます。先程話がありましたとおりに、残念ながら地区ごとに集積・集約の考え方、あるいは実質化として将来目標の設定ということも本町の場合はもう済んでおりますので、その意味では毎年見直しをかけるということ自体が実質化の確認といえますか、内容を進めるということになるかと思っております。

ただ、ただいまお話ありました将来目標につきましては、現時点ではまだ設定はなっていないところでございます。今後その人・農地プランの中での話し合い自体がその地区ごとに将来的に年齢的な部分も含めて離農なり農業を離れる、あるいは農地をどなたかから耕作してもらいたいという意向をまず出していただく。それが自由に出し合えるような話し合いの雰囲気を作って、そのデータを地区ごとにまとめていただくと。その上で将来的には農業委員会、あるいは農政係を通してのマッチングのところまで進められればというように考えておるのですが、その前提としてのいわゆるデータの確保と言いますか、データを取りまとめていただくと、一番の最初の単位が人・農地プランの地区の単位であろうかなということで、そのスムーズな話し合い、あるいはスムーズな意見を出し合える雰囲気の場合ということで今後設定してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 様々な地区での様々なケースがあると思います。そういったケースをしっかりと集積し、より良い人・農地プラン実質化に向かうように経験を積んでいただければと思います。

次のみどりの食料システム戦略に移りますけれども、まず初めに本町有機・特別栽培米割合というのが我々にいただいている情報の中では、令和2年の段階では46.1%ということでありましたけれども、令和3年の現状は何パーセントだったのか説明いただければと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 有機・特別栽培米の作付けの面積ということでございます。実はこちらにつきましては、いわゆる野帳、共済台帳の面積、あるいは実質の農協関係というところでのデータの収集がございまして、現在速報値という形になりますけれども、令和3年度につきましては43.8%になっておるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり減少傾向と言いますか、実際行われている方の話を聞きますとかなりの重労働だということでもありますけれども、その分の行った達成感等はあるかと思えますし、こういった米価下落にも少し影響は受けるとは思いますが、慣行栽培で行うよりは少し緩和されているのではないかという話も聞いております。やはり三川町が有機農業であったり特別栽培米に取り組んでいくんだという意思をここで強く内外に発信するのが、このみどりの食料システム戦略の一部ではないかなと私は思います。

町長にお伺いしたいと思いますけれども、このみどりの食料システム戦略に取り組むにあたりサプライチェーンを踏まえた計画を策定しなければならず、かなりの労力を要すると思えます。しかしながら、将来性を見据えて内外に三川町はこういう町だということを発するには、やはりみどりの食料システム戦略の中にありますオーガニックビレッジ宣言ということを行う必要があると思えますけれども、その宣言について、町長答弁では前向きに検討するというように私は受けとめました。その宣言についてどのような検討をされるのか見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町では有機特別栽培米の作付け割合が非常に他の県内の市町に比べても高いということから、これからの農業においてしっかりとした経営基盤を構築するということからすると、先程ありましたように、作付面積の割合ということからすればかなりそのような国の交付金事業に取り組むということは可能かなと受けとめております。

その上で、このオーガニックビレッジの宣言を行うという前提の中においては、私は三川町は確かにこの作付面積の占める割合は高いわけですが、将来的にわたって国の交付金事業を受けるといった場合においては、この有機・特別栽培米に取り組む生産者が将来的にどのようなこれからの経営における作付けに対する意欲というか、そしてそれらの生産者すべてが共通認識のもとにこのみどりの食料システム戦略のモデル事業というような事業に取り組むかというやはり団体との共通理解をするのが最も重要ではないかと思っているところであります。

そういう面においては、現状からいたしましても、確かに栽培者の組織というものは様々な活動をされているということは理解をするところでありますが、これから国からの交付金事業を受けるにあたって有機農業の実施計画、この策定を行わなければならないということからいたしましても、その生産者がしっかりとした計画策定のための、ある面において共通の理解のもとに計画に取り組んでいただけるのかという、これがやはり基本になるかと思えます。それがあればこれから町としてオーガニックビレッジとしての宣言というものが、自ら町として発信をしながら、その協議会との計画策定に向けて取り組むことができようか

と、このように思っているところであります。

なお、そういった検討会の開催とか様々な計画策定におけるこれからのプロセスということについては担当課長の方から答弁をさせたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） オーガニックビレッジの宣言に関するご質問でございました。これにつきましては、みどりの食料システム戦略推進交付金を実施するために有機農業の産地づくり推進を実施するということとなります。このためには有機農業の実施計画というものを策定して、この実施計画を策定した後に周知するために、ただいまお話出ております「オーガニックビレッジです」という宣言をすると、公表をするという形を取るものでございます。

有機農業産地づくり推進の交付金の対象事業としては、ただいま申し上げました実施計画の策定に向けた取り組み、例えば検討会の開催でありますとか試行的な取り組みの実施、さらにはこの実施計画を実現する上での取り組みとして、計画を運営していくための検討会の開催、あるいは計画実現のために明確になってきた様々な課題を解決するための調査費用、こちらについて交付金が交付されるというところでございます。

町長答弁にもございましたが、本町はこだわりの米づくりということを目指して今後とも有機・特別栽培米の作付面積の拡大を目指してまいるというところでございます。その意味においては、この有機農業産地づくり推進については本町の方針と内容が合致するということも見受けられるところでございますけれども、有機農業実施計画の策定とその周知行為であるただいま申し上げましたオーガニックビレッジ宣言、これにつきましては交付内容、先程の交付内容の精査を行うとともに、ただいま町長答弁にもありましたとおりに関係団体との取り組み、そしてその関係団体の意欲の喚起、こちらを図って、本町により有益な形での事業実施になるように取り組んでまいりたいというように考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） まずは有益になるようにということでありましたけれども、有機農業が減少している中では、やはり若手の方たちが頑張り、有機農業を周りに伝播できるような活動をしているのではないかと私は思っております。有機農業を行われる方にスポットを当てて、その農業の足腰を基盤固めをやはり強くする、それを周りが見て、やはり有機農業に対する理解を深めた上で、農業所得向上に向かうという町のあり方もあるのではないかなというように思います。

足がかりにはみどりの食料システム戦略の中には給食によるものもあると、有機農業を給食に取り込むというようなことも支援の一つにあるみたいですが、やはり本町給食においても有機米の給食の数を増やし、子どもたちから理解を深めてもらうということも今後の食育または郷土への関心ということを深める意味では重要ではないかなというように思っております。

将来の農業展望について町長と少しお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、昨今のこういった状況において少し原点回帰する部分があるのではないかなと思っております。少し足

元を見つめ直すということが必要ではないかなと思います。水稻と畑作物であったり、園芸栽培の融合経営というものができて、輪作と徹底した土壌分析によるムダのない土づくりを行い、次世代に残せる土壌作りの推進、有機農業であったり特別栽培など環境負荷に配慮した地域全体の取り組みを三川町全体がやはり一丸となって誇りを持てる、胸の張れる農政というものを目指すべきだと思いますけれども、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間議員がこれからの将来の本町農業について、やはり若い世代の方々が本当にこの三川町の美田を守り、そして農業での生業というようなことに対する様々な施策の重要性ということと言われるのは私も同感です。その中でよく言われてきたことは、やはり基幹産業である農業の中でも水稻が主としている本町においては、やはりこの稲作における安定した収量あるいは収入ということを求めて、今まで農家の方々もそれぞれの年の気象条件に合わせた形での肥培管理を行ってきたわけでありまして。その中においても長年の農業の特に稲作の米の置かれた状況からいたしますと、敢えて振り返ることはいたしません、やはり厳しいというのが一言でこの現状だというような認識をいたしております。今までの様々な部分においては、国の農業政策とか、そういった部分についてはやはり現場の声というものをもっと受け入れてもらいたいとか、様々なこと言ってきました。そういう中においても、本町の稲作を主体とするこの農家のやはり努力というものに対しては厳しい中でも耐えてきたというのが今までだろうと思います。

そういった面においては先程も佐久間議員が質問の中で言われておりましたが、これからはまさしく人・農地プランで農地集積をいかに集約を図っていくかということで、町の農業を支えてくれるという農業者をいかに育成していくかということが、これからのまずは基本的なベースになろうかと思っております。そして今の国の施策の中においては、やはり農作物の需給バランス、それによって農産物の価格が非常に上下しているというようなことでの、産地としての継続性というものも、様々今までの編成を辿ってきました。東北の、とりわけ日本海側の、頑張っている農業者の実情ということからすれば、他の地域との比較からすればやはり厳しいものがあるというような状況です。そういった面においてはやはり何と言っても若い世代の方々がしっかりとこの地域の中で農業経営を目指すというような環境づくりというものは行っていかなければならない。

しかも近年は新規就農者というのは一定数確保できてきておまして、何とかこの米価の状況であれば農地の集積あるいは集約が進むのではないかというようにきたわけでありまして。また厳しい現実というものに向き合わなければならないということでもありますので、何と言ってもこの新型コロナウイルスの中の需給がどのようになるかということを見据えながら、やはりしっかりとした農業振興策を講じていきたいと思うところであります。

今回の来年度の予算審査の中においても昨年度よりも予算額が少ないのではないかなというようにご指摘もあるわけでありまして、令和3年度の執行という状況を鑑みながら、そういう対応をせざるを得なかったということでもあります。先程もありましたが、今の生産費である農業資材の高騰ということは国においても必ず令和4年度においては様々な転機策を

講じなければならないのではないかと考えておりますし、やはり全国の市町村会等でもしっかりとこの概算金の減少ということに対しては種子代の支援などありましたけれども、さらにこれからの厳しい状況をどう捉えていくかということは国等にもしっかりと働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひしっかり町長のリーダーシップでの将来の農政を前に進めていただけたらというように思います。釈迦に説法になろうかと思えますけれども、西洋のことわざで「人間は24時間食べなければ不平を訴え、48時間で盗みを働き、72時間で戦いを始める」ということわざがあるそうです。平和と乱世の境はたった3日の食料にあるというものであります。我が国の食料自給率向上の必要性がやはり今痛感されるとともに、世界ではそのようなことが起こり始めているのではないかとこのように心配されます。

また中国の古いことわざに「人、土を愛すれば、土、人を養う」ということわざがあります。やはり中国農業3,000年とも言われる経験から生まれた農業に対する古い教訓というのは今の日本農業にとっても重要な教訓だと思います。そもそも農業は資源再生産型産業であり資源は収奪するものではなく培養されるものであると思います。それが土壌であるからには人が土を愛し大切に培養することを怠らない限り、土は永久に作物を育て家畜を養いそして人を養ってくれる、その原点を今見直さなければならないのではないのでしょうか。

少し時間がない中で、二つ目の新型コロナウイルス感染症による学校の対応ということに移らせていただきたいと思えます。第6波の対応に関しまして周りでも「三川町はすぐにリモート対応してすごいね」というような話、他の市町から数多く聞こえました。議会としても緊急事態宣言を受けて、GIGAスクール構想に伴い早急な対策ということを訴えてきましたけれども、教育長、この今回の第6波の対応、教育長としてはどのように捉え、今後この経験をやはり対面授業とハイブリッド授業に生かしていくべきではないかなというふうに私は思います。教育長答弁の中で学力は維持できているというような答弁もありましたので、例えば週1回そういった体制を整える意味でもリモート授業の日を設けるであったり、デジタル教材に関しましては強化していく、教員がやはりそのスキルを上げていくということは、有事の前から普段訓練していかなければならないというように思います。この第6波の対応を踏まえ、今後のハイブリッド授業、週1回のリモート授業に関しまして教育長の所見をお伺いできればと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） GIGAスクール構想、本当ならば令和5年のはずだったんですね。ところが「新型コロナウイルスがあれだ、さあやりなさい、金は出す、さあ一人一台ずつやる」。だから先生方の対応といいますか、心構えというのはやはり大変だったと思う。でもそういう中でやはり先生方が協働しながら、そして休みのときにはどうしようかということで、本当に三川町の先生方、それに詳しい若い先生もおりまして、年配の先生と非常に協力しながら行ってくれた、非常に山形新聞の一面を見ても、私自身もありがたく思いました。

やはり学力は私はただ授業の時間さえ確保すればいいではなくて、やはり自ら行わなけれ

ばならない、やはり自らさせるためにはどうしなければいけないかということで、ハイブリッド、これはオンラインとそれから対面授業、それを両方組み合わせるわけですが、その組み合わせ方も様々な組み合わせ方があるわけです。例えば映像同時配信で家で学ぶこと、それから学校で学ぶこと、それから動画を見ながら勉強してまた対面で、私はどういう扱いをするかということは、私自身の案ですが、よく昔ですね、昔というか今から10年ぐらい前に反転学習というのがあったんです。授業そのものを復習にして、予習してきなさい、これからはICTを活用しながら、動画を活用しながら、家で予習して学校の授業が復習になって、そしてより定着できるような、そういう授業のあり方もそうでしょうけれども、そんな形の教育もできるかもしれない。

まだその扱い方というのは、オンラインとそれから対面ですね、やはり小学校の低学年とそれから年齢によってもまた違いますので、そういうあり方をもう一度私自身も反省しながら、それから様々な経過を踏まえながらより良い教育ができるように考えていきたいというように思っています。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で一般質問を終了いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって散会とします。

(午後 4時40分)

令和4年第1回三川町議会定例会会議録

1. 令和4年3月15日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	齋 藤 茂 農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理 者

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤 仁志 議会事務局長 飯鉢 凜書 記
須藤 達也 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 8 日 3月15日（火） 午前9時30分開会

- | | |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告
(予算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 2 | 議第21号 三川町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1
項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理す
る事務の委託に関する規約の制定について |
| 日程第 3 | 議第16号 三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例
の全部を改正する条例の設定について |
| 日程第 4 | 議第17号 三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定に
ついて |
| 日程第 5 | 議第18号 三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第19号 三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第20号 三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第 8 | 議第22号 三川町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議第23号 三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第10 | 議第24号 人権擁護委員候補者の推薦について |

○ 閉 会

○議長（佐藤栄市議員） おはようございます。本日、庄司農業委員会会長が所用のため1日欠席につき、齋藤農業委員会会長職務代理者が出席しております。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（佐藤栄市議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 予算審査特別委員会付託事件の審査報告をいたします。

予算審査特別委員会付託事件の審査報告書

1. 開会の日時及び場所

令和4年3月11日午前9時30分から午後2時54分まで、14日午前9時30分から午後3時12分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月11日 9名、3月14日 9名

3. 欠席委員 3月11日 0名、3月14日 0名

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

5. 審査事項

議第10号 令和4年度三川町一般会計予算

議第11号 令和4年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第12号 令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第13号 令和4年度三川町介護保険特別会計予算

議第14号 令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計予算

議第15号 令和4年度三川町下水道事業特別会計予算

6. 審査の経過

◎ 年長委員 小林茂吉 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に佐久間千佳 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に 鈴木淳士 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重に審査を行った。

◎ その後議第10号に対する修正案が鈴木淳士委員より提出され、各予算案に対して委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

◎ 議第10号に対する修正案を可決すべきものと決定した。

◎ 議第10号に対する修正部分を除く原案を可決すべきものと決定した。

◎ 各特別会計予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

本委員会においては、以上のとおり決定したので報告いたします。

令和4年3月15日

三川町議会予算審査特別委員会
委員長 佐久間千佳 ㊟

三川町議会議長 佐藤栄市 殿

○議長（佐藤栄市議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く、全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

初めに委員長報告の修正案に賛成の議員の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 次に委員長報告の修正案に反対者の発言を許します。

7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ただいま上程されております議第10号「令和4年度三川町一般会計予算」の原案に賛成の立場で討論いたします。

令和4年度三川町一般会計予算については、全員協議会で予算概要の説明があり、本定例会において施政方針、行政方針が示された後、予算審査特別委員会で十分に議論、審査されたものと考えます。内容につきましては健全な財政運営が伺える内容となっており、歳入においてはふるさと応援寄附金の減少見込みはあるものの、町税の減収や基金からの繰入金、有利な起債により補われており、後年度負担を配慮した財源の確保が図られています。

歳出においては第4次総合計画に沿った事業費が計上されており、デジタル化による業務の効率化や住民サービスの向上に期待されるものとなっております。コロナ禍とともにロシアによるウクライナへの侵攻の影響が多方面に及ぶことが危惧される中での令和4年度となりますが、鋭意努力で各事業が着実に実行されることを希望いたします。

修正案が出されました、し尿・浄化槽汚泥等投入施設基本計画策定業務負担金につきましては、委託先である鶴岡市での基本計画策定によるものであるということでありました。金額は未確定な部分もあるようですが、委託という関係性は今後も継続されるものと考えますので、足並みを揃えて当初予算に計上されるのは理解するところであります。計画の進捗について議会への説明を求めるとともに、負担割合については下水道の普及率、接続率等を加味した上で精査協議いただくことを強く望みます。

コロナ禍からの回復基調で税収の増加が見込まれる中、影響の長期化で家計急変により子育て世帯生活支援特別給付金や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金へ申請する方や、

米価の下落によって赤字経営になった農業者もおります。所得格差が懸念される中、幅広く目を向け、耳を傾け、手を差し伸べるような温かい行政運営を望み、賛成討論といたします。議員諸兄の賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に委員長報告の修正案に賛成者の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 次に委員長報告の修正案に反対者の発言を許します。

1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 議第10号「令和4年度三川町一般会計予算」の原案に賛成の立場で意見を申したいと思えます。ただいま鈴木重行議員の方から意見あったとおおり、私も全くの同感でありました。特に第10号議案に対する修正案に関しましても、私も随分考えに考え抜いたところがございます。確かに今回修正案を出された内容を見ますと、間違っていない、そして決して議員軽視ではないにしろ、やはり説明を求めるべきであったと私も感じておりました。

しかしながら、今回の案件に関しましては、相手方鶴岡市といった、ともにゴミに対して解決すべき問題が山積しているところがございます。今回の問題で特に相手方の考え次第では今後の三川町のゴミに対する問題が一段と大きくなると私は思っております。この際一番の被害者となりますのが、最悪の場合、町民が被害を被るものと私は感じております。こういった取り組みに関しましては事務方の取り決めが若干不足していた部分はあるかと私は思っております。その辺をしっかりと認識していただきながら、今後に生かしながら、そして特に町政運営を止めることが果たして町民にとっての得策であるのか私は考える次第であります。

私は一般会計予算原案に賛成の立場でものを言わせていただきますけれども、我々の一番考えなければいけない点は町民の安定、安心して生活することと私は考えております。議員の皆さまの考え方は十分理解できますけれども、いま一度町民の身になって考えていただければと私は思っております。議員諸兄の皆さまの賛同を得られるか分かりませんが、私は私として十分考え抜いての結論でございますし、また皆さまで一人ひとりからそういった部分で、議員である前に同じ町民として物事を考えていただければ私は幸いと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、賛成意見とさせていただきます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから採決を行います。

各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、議第10号「令和4年度三川町一般会計予算」に対する委員長報告は、修正案を可決すべきもの及び修正部分を除く原案を可決すべきものとして決定されております。また、各特別会計に対する委員長報告は、原案を可決すべきものとして決定されております。

初めに、議第10号「令和4年度三川町一般会計予算」に対する修正案の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 6 名 不起立 3 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立多数であります。したがって、議第10号「令和4年度三川町一般会計予算」に対する修正案の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第10号「令和4年度三川町一般会計予算」に対する修正部分を除く原案の件を採決します。

お諮りします。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第10号「令和4年度三川町一般会計予算」に対する修正部分を除く原案の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第11号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第11号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第12号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第12号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第13号「令和4年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第13号「令和4年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第14号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第14号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第15号「令和4年度三川町下水道事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第15号「令和4年度三川町下水道事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第2から日程第4、以上3件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって日程第2から日程第4、以上3件を一括議題とすることに決定しました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第2、議第21号「三川町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定」の件、日程第3、議第16号「三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の全部を改正する条例の設定」の件、日程第4、議第17号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定」の件、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第21号「三川町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定」について、議第16号「三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の全部を改正する条例の設定」について及び議第17号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定」について、以上、3件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、現在、各自治体で処理しております、行政不服審査法に基づく審査請求に係る処分を審査する過程で必要となる第三者機関である「行政不服審査会」の事務を、県に委託することによって、効率的な行政運営を図りたく、提案するものであります。

この議第21号につきましては、事務委託の法的な根拠と事務執行方法等を定める規約の制定を行うものであり、議第16号並びに議第17号につきましては、同規約制定後に不用となる町単独の行政不服審査会に係る事務につきまして、関係条例の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） それでは最初に議第21号の県との規約の制定の内容について、非常に提案者も言い間違えるほど複雑な表現が連続しているというようなことから、何とか理解したいということで質問させていただきます。この議題に載っています表題、法律に規定する機関というように何度か出てきますが、この機関というのは何を指しているのか。また属させられた事項というのは具体的にはどういうことなのか、まず説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まずこの行政不服審査法においては第81条第1項の規定する機関と申しますのは、行政不服審査会そのものを指すものでございます。

それから、属させられた事項を処理するといったものについては、審査請求に係る処分をしようとするとき及び採決をしようとするときのいずれかの段階で、処分または不作為についての判断が公正かつ慎重に行う手続を整備するために必要となる事務ということで理解しております。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） この表現につきましてはまさに行政不服審査法の第81条に規定されている文言がそのままというように理解しているところなんです、この第81条の規定の中で見ますと第4項に、まさに各市町村自治体で審査会を設定する場合は条例で定めることということが次の議題になっています第16号の議案というように理解するところですが、このようにこれから条例化して審査会を設置するということを決めるにあたって、なお「属させられた事項」というような表現が果たして適切なかというような疑念を抱くわけです。

参考までに他県の同様の委託に関する契約が結ばれている複数の県の規約の内容を見ますと、「行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務を規約により県に委託する」というような非常に分かりやすい表現になっているのですが、敢えて複雑な「属させられた事項を処理する」というような表現を使わなければならなかった理由というものはどういう理由なのかご説明をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 私も他県のすでに先行している自治体もこういった共同処理する他県の状況もあるところでございますが、今回県の方から示された中で、統一文案ということで、このような議案形式を今回各自治体、それから広域行政組合という機関も含めて提案することとなっております、その中で県の方から示された文案がこのような形でまいったものですから、県の方では3月18日までに、これは原則ですけれども、3月18日までに議決書、議決したものを県の方に送付して、県においてはその後国の方に報告を行うと、こういった事務処理手続が必要となってまいりますので、今回は統一した文面ということで県のそういった文面を使用しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 今説明があったとおり、令和4年2月17日付で県議会での定例会提案案件ということで、議第62号それから議第63号が今総務課長から説明ありました各自治体の市町村の事務の委託に関する規約の設定、それから第63号は一部事務組合との規約の制定というようになっていることは理解しているのですけれども、敢えて県当局からこういった言い回しにせざるを得なかったというような理由をもし確認しておれば教えてほしいなというところでの質問です。

これを実際に県に委託するとなった場合、なかなか行政不服審査法そのものが難しい関係性があるところですが、いわゆる住民から役場の業務に関して問題があるというようなことで訴えられた場合は、その所管課の担当職員を除いた職員で不服審査の内容を検討すると、そして最終的な判断を行うのは執行機関の長である町長が判断を行って、不服を申し立てた町民に対して回答を行うと。ただその際に第三者機関ということで審査会に付託する、諮問することができるというような関係性ですので、あくまでも首長が審査を諮問することからすると、すべからず行政不服審査が申し出たものを県に委託して審査をしてもらうというものなのか、事案によって県に委託するのかというようなところの考え方をこの規約内容それから、これから制定するという審査会条例については具体的な内容が読みとれませんでしたので、その考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まず1点目の文章の表現の部分については、やはり県から示された統一様式で事案を作成しておくことが、今後県がとりまとめる際に県の統一様式によるものの方が県としても取り扱いしやすいという考えに立って県の示された案を採用しているところでございます。

それから2点目の行政不服審査会事務の流れといった部分になろうかと思えますけれども、そもそも行政不服審査会、行政不服審査法の目的としては行政が行った処分について訴訟と比べて簡易的にそれから迅速に処理できることが一番の特徴となっておりますので、先程質問があったとおり、町が行った行政処分に対して異議申し立てがあった場合はまずは本町の方で受け付けして、その後証拠書類等そういったものの調査等を本町の方で行って、その後原則は行政不服審査会である第三者機関の意見を聞いた上で、最終的には行政評価を行った行政長が判断を下すといった流れとなりますので、その行政不服審査申し立てがあった場合は原則この第三者機関である行政不服審査会の方に町の方で書類等も含めて県の方に書類等を提出して、第三者機関の行政不服審査会の審査を行うのが今後の方法となるかと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 4回目です。6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） おそれいます。文言にどこまでもこだわるわけではないのですけれども、現実に規定する機関、いわゆる行政審査会の権限に属させられた事項というようにありますけれども、三川町でこれから条例で行政審査会についての権限を明確にすることからすれば、属させられたというような、いかにも被害者的な表現というのはいかがなものかと感じるところであります。その審査会に対して諮問を原則とするという答弁がありました

が、その原則とするということについても、規定については今回の条例等にはないというように認識しているのですけれども、どこかで明文化して明確に担保をとられるのか、その考えをお伺いしたいと思います。

それから、議第16号に移りますが、審査会の設置に関する条例でありまして、第1条の後段の部分に町からの諮問に応じて審査するため、この審査会を置くという表現になっているところが、第2条の所掌事務になりますと、諮問に応じて審議し、答申するというところで、審査と審議ということで表現が変わっております。この考え方についての説明をお願いしたいと思うのですが、同様に県内の市町村でもこの条例を制定しているところでもありますけれども、酒田市それから天童市等においては調査及び審議するために審査会を置くということが明文化されているところでして、敢えてこの審査と審議を分けたというようなことについての理由をご説明お願いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 1点目の属させられたという表現ですけれども、これは行政不服審査法第81条で使われている表現でありますので、法律の表現に従っているということでご理解いただきたいと思います。

それから2点目の審査と審議の使い分けですけれども、審査というのは全体的な結果を含めた審査のことを言っているわけございまして、その中で協議あるいは中で会議等を開くといったものは審議の部分にあたるのではないかということで、このような表現としているところと理解しております。

○議 長（佐藤栄市議員） 8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） ただいま上程されております案件について、反対ではないのですけれども、分からないので少し伺いますけれども、審査会の委員数なんですけれども、これは何人を予定されているのか。そして今後の町村で議決なった後のスケジュールと言いますか、はっきり固まるという言い方はおかしいですけれども、そのスケジュールがもし分かれば。あとそれから2市3町で審査会のメンバーには何人ぐらい入れるのか。この辺少し私分からないので教えていただければと思います。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 審査会の委員の部分でございますが、行政不服審査会は町としてはなくなるわけございまして、これからは4月以降からは情報公開・個人情報保護審査会委員ということで、これは令和元年12月において現在5名の方が選任されているところでございまして、その方については今回の全部改正の経過措置の中で引き続きお願いするというので、経過措置に謳っているところでございます。したがって、今選任されている5名の方が引き続き行政不服審査会の事務は外れますけれども、情報公開・個人情報保護審査会については任に当たっていただくこととなります。

それから、今後の手続の部分でございますが、この条例の公布等を行った後については、行政不服審査会事務は4月1日以降そういった申し立てがあったものについてはすべて県の方に、行政不服審査会事務を委ねることとなるところでございます。以上でございます。

- 議 長（佐藤栄市議員） 8番 成田光雄議員。
- 8 番（成田光雄議員） ある程度は分かりました。一番肝心なのはやはり行政不服に対して、様々出した方に対して上手く処理できればいいわけですが、それが泣き寝入りになると私は上手くはないと思うんです。その辺をきちんとしていただければと思うんですけれども、その心配はあまりないんですか。難しい条例だけれども。
- 議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。
- 説明員（黒田 浩総務課長） この行政不服審査法そのものがそういった訴訟手続を経る前にこういった審査を行うというのが目的となっていて、これには基本的に費用はかからないわけでございます。訴訟手続となれば当然そういった費用等の面が請求人に対して発生してくるわけでございますが、行政不服審査法については基本的にはそういった行政庁の方がまずは窓口となって、迅速な採決を行うことを目的としているものでございます。
- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。
- 議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。
- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（佐藤栄市議員） これから採決します。
ただいま上程案件3件を一括審議しましたが採決は区分して行います。
初めに、議第21号「三川町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定」の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
（起立 9 名 不起立 0 名）
- 議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第21号「三川町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定」の件は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（佐藤栄市議員） 次に議第16号「三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の全部を改正する条例の設定」の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
（起立 9 名 不起立 0 名）
- 議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第16号「三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の全部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（佐藤栄市議員） 次に議第17号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定について」の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第17号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第5、議第18号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第18号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、昨年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」等で課題とされた「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」の一つとして、人事院規則の一部が改正されたことを踏まえ、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図るため、不妊治療に係る特別休暇の規定を新たに設けるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 討論なしと認めます。

○議長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。

○議長(佐藤栄市議員) これから議第18号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第18号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第6、議第19号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第19号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、昨年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」等で課題とされた「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、非常勤職

員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る人事院規則の一部が改正されることを踏まえ、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、在職期間の見直しによる育児休業等取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図るものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 内容については特段問題ないというように認識しているんですが改正にあたっての表現の仕方について、第2条第3号の改正の部分でありますけれども、2行目に「改め、同号イ（イ）とし」というような表現になっておりますが、通常は文言の訂正を「改め」で一旦区切って、この「同号イ（ロ）」を「同号イ（イ）」に改める場合は再度「同号イ（ロ）」を「同号イ（イ）とし」というように表現するのが通常の手続かと思うのですが、これを省略した考え方等もしありましたらご説明いただければと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 同じ改正文の中で、1行にまとめる方式ということで今回このような形で、簡便な方法をとらせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 同じ改正に該当する項目であっても、原則切り離して改正するのが常例かと思うのですが、では三川町は今後このように一本で行うというような方式をとられるのか確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 全体のお話ということでありましたけれども、我々としては分かりやすい形で条例改正を行いたいと考えておりますので、原則に従って2行形式とするのが今までのそういった方法でありますし、できるだけ簡便にまとめることができれば簡便な方法で分かりやすい表現に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今回の条例改正というのが改正育児介護休業法の改正に伴うものだと思いますけれども、本町の育児休業の取得率等今現在どのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

この中に新規に職員に対する育児休業に係る研修の実施、どのような形を予定されているのか。また相談体制の整備というところで、措置を講じなければならないという部分に記載されておりますので、どのような体制の整備を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まず1点目の育児休業の取得率の関係でございますが、女性職員については100%育児休業を取得しているものと理解しております。

それから、2点目の今回追加になった勤務環境の整備に関わる部分でございますけれども、研修の実施、それから相談体制の整備とございますが、本町においてはそれぞれ該当する方については制度の周知は以前から行っているところであります。全体的な研修といったもの

については、今まで行ってこなかったところがございますけれども、個別にそういった制度の周知、それから育児休業を取得した場合、どういった給与だとか今後の休みの期間だとか、そういった部分については個別に総務課の方でご案内しているところがございます。引き続きそういった該当者に関してはどのような制度があるといったこと、それから個別に係を通じて相談を行ってまいりたいと考えているところがございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 講ずる策はこれから整備されるのかなというように答弁を聞いて思ったわけでありましてけれども、女性に関しては100%ということで、男性はおそらく取得されていないのかなと思いますけれども、男性の取得率はどうなっているのか、また男性で取得に向けた動きが今まであったのかどうか、そういった相談があったのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

今後男性にもスポットをあてた改正というのが段階的に行われるという、改正育児介護休業法では謳われておるわけでありまして。令和4年10月から出生時育児休業ということで、いわゆる産後パパ育休というような制度も改正としては行われるということで、やはりその辺も盛り込んだ上での今回条例改正になるのかなと思っていたところ、そこまでは踏み込んでいないということで、その辺はまた段階的に施行された際に本町の条例もそれに合わせていくという考え方なのかどうかお伺いしたいと思います。

育休の取得率に関する公表等を行っているか分かりませんが、今後公表していくのかお伺いしたいと思いますし、男性に対する取得を促すという意味ではこれからやはり必須になってくるのではないかなと思います。そういった意味では国の方もイクメンパスポートなるもので周知しましょうというような動きもあります。庁舎内にそういったイクメンパスポートなる冊子を置いて、課の方で情報共有するなどそういった男性の育休取得に対する積極的な促進ということが今後必要になってくると思いますけれども、その辺に対する考え方もお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 男性の育児休業等に関してのご質問でございましたけれども本町が策定しております特定事業主行動計画の中の目標項目の一つに男性の育児休業取得率についても向上を目指すとしておりまして、これについては昨年度の結果についても、課長会議で公表しているところがございます。課長会議で公表しているというのは職員にも周知することなんですけれども、そういったことで庁舎内にはそういった取得率の状況等も公表しているところがございます。

男性の取得は確かに少ないと言いますか、ほぼない状況でありますけれども、今後そういった男性の取得率についても目標項目として掲げておりますので、特定事業主行動計画に従って男女共にこの制度を広く周知しながらこういった職場環境の向上に努めてまいります。

それから、今後の法制度等変わった場合については、当然国の人事院規則等の改正にならって、本町としても対応してまいりたいという考えでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから議第19号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第19号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。 （午前10時30分）

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 （午前10時50分）

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第7、議第20号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第20号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、昨年、消防庁より報告された「消防団員の処遇等に関する検討会」の内容を踏まえ、発出された消防庁長官通知において、消防団員の出勤に係る支給については報酬とすることが示されたことから、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、現在、災害出勤時等に支給している費用弁償につきまして、報酬として支給区分を改めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 普段、団長の指示により災害及び警戒等の職務に従事した場合、今これから改正なるわけですがけれども、費用弁償を払うということで、これを今回出勤報酬に改めるわけですがけれども、この従来の費用弁償の別表第2にもあるとおり、4時間未満の場合の1回1,800円とあります。先程町長述べたとおり国からの通知で、これ団員不足もあって1回8,000円という通知はなかったのか、確認したいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今回の改正にあたって区分を改めるのみとしたところですが、長官通知においては出勤報酬の額についても基準が示されているところでありま

して、その基準額は1日当たり8,000円を標準とするという表現が長官通知においてはあるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 幸い三川町の場合は海も山もなくして出勤の機会が少なくてありがたいのですが、やはり全国的に団員不足ということもあって、今三川町は4時間以内で1,800円としていますけれども、やはり条例の出勤報酬を1日8,000円に直すべきだと思いますけれども、その議論はなかったのか。これからどういう対応をするのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 特に災害時における出勤報酬について、先般の建物火災等の出勤があったわけではありますが、実際に出勤した時間を見ますと、ほぼ短時間で招集して解散するといったものがほとんどとなっているところがございます。先程の長官通知は1日当たりという日単位となっていますが、現在の状況等を鑑みますと、今の費用弁償で支払っていた回数に応じた金額で時間単価に相当額としても本町としては支障がないものと判断したところでございます。

なお、先程の長官通知においては特に、一般団員の年額報酬についても示されているところがございますが、その辺についても今後消防団員の定数等も合わせて検討していくものと考えているところがございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 最初に申したとおり三川町は災害が少ない、あるいは、あった場合は火事等ということですが、今まで三川町でも水の関係で行方不明になった場合は長時間捜査もしている例もあったわけですので、今後報酬検討もあるようですので、その辺、発生した場合のことも考慮に入れた条例を定めるべきと思ひまして、質疑を終えます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 消防団条例の一部を改正する条例ということで、少しお伺いしたいのですが、今回費用弁償から報酬という文言に変更するというので、基本的な質問で申し訳ありませんが、団員に支給する手法であったり時期というのはこれから消防団と協議すると思ひますが、たたき台と言いますか、どういった方向で支給するよう考えているのか。例えば年2回するとか年1回にするとか、そういった時期等もどのように内部で検討されているのかお伺いしたいと思ひますし、年末調整のあり方、今までも支給されているということですので同じだと思ひますが、確認したいと思ひます。給与支払報告書等の必要性と言いますか、そういった年末調整が必要かどうかというところを1点確認させていただければと思ひます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まず報酬の支払時期については、現在行っております支払時期と変更なく行いたいと考えているところがございます。現在、年額報酬については9月、それから3月の年2回の支払いで行っているところがございますので、年額報酬についてはこのような考えで支払いを行いたいと考えております。ただし、班長以下については今までま

とめて支払ってきたところでございますが、令和4年度からは個人支給に切り替える予定でいるところでございます。

それから、今回改正しております災害時等の出勤報酬の部分に関しましては、実績があって支払いが生じるものですから、これについても基本的には年2回ですけれども、9月までの出勤に係る部分を10月に払って、それから3月までに出勤した分をまたその翌月の4月に払うといった形で、実績を取りまとめてからの出勤報酬については支払いになるという予定であります。

それから年末調整、いわゆる確定申告の部分でございますが、これについては従来どおりの取り扱いになるわけでございますが、基本的に5万円以上の場合については、他に収入がある場合は確定申告が必要になるものでございます。したがって、今回出勤手当が報酬に変わりますので、今まで5万円に達していなかった方がいる場合は若干注意が必要になるかと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今の出勤手当と年額報酬についての年末調整のあり方と言いますか、5万円未満の方は確定申告の義務がないですよというルールは分かりますけれども、大体会社員の方であるとか自営の方が消防団に入っておりますので、その年の収入をすべて申告するのは確定申告になるかと思っておりますので、この確定申告で使う給与支払報告書の発生有無についてももう一度見解をお伺いしたいと思います。

今まで班長以下の方は班に対して一括でというような考え方で支給していたということですので、今度は個人に支給になるということは、単純に個人で確定申告をしなければならぬのかなというように認識しましたので、その給与支払報告書のあり方、必要なのかなのか。必要とすれば全団員から所定の書式で、確か2、3枚報告をしていただかないと年末調整ができないと思っておりますので、そういった年末調整をするものなのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

また、今回の条例改正において個人支給になるということですので、やはり活動に対して積極的ではないというような団員に対する報酬のあり方も消防団と同時に検討されるべきだと思います。その辺、どのような形で確認するのかということも踏まえて、今後の協議とはなろうかと思っておりますけれども、先程同僚議員の中では、やはり消防団のなり手不足がかなり深刻になっているというところの発言がありましたけれども、逆を返せば、それだけ消防団の活動に対する危機感と言いますか、必要性というものが本町に対しては薄れてきているのかなという数字にも見てとれるわけでありまして。

災害の多いところであれば必要性をやはり強く感じて消防団の活動も活発になると思いますし、組織としても強くなっていくものだと思います。水害等の対応では消防団の活躍がやはり必要ですけれども、そういった意味では逆を返せば組織力というものを今見直していく時期にあるのではないかと思います。今後個人支給のあり方等を消防団と協議する中において、全体の事業であったり定員300名というところも含めて協議に向かっていくべきではないかと思いますけれども、その辺の見解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まず最初に、今回の条例改正は個人支給と関わるものではございませんので、今回の改正によって個人支給するといったものではございません。ただ、事務的な手続において令和4年度から個人支給に切り替えるものでございます。

それから年末調整の部分でございますけれども、先程言ったとおり5万円が一つの区分になりますので、本町の令和4年度予算において新たなシステムの導入経費も見込んだところでございまして、そういった給与支払報告書についてもそのシステムの中で対応していくものでございます。

それから、個人支給に伴って団員の確認作業、これについてはすでに本年4月1日の団員の確認をすでに行っているところでございまして、特に消防団活動に参加できない、もしくは参加していない団員については、個人支給に伴ってそういった団員については団員から外れてもらうといったことを各部長・班長の方をお願いしているところでございます。

それから、定数の協議、これは当然必要になってくるものと認識しております。特に先程の長官通知の中で、一般団員の年額報酬についての引き上げが求められておりますので、本町においては、庄内管内では一般団員の報酬は高い部類に位置しているところではございますが、今後やはり消防団員の報酬の引き上げと合わせて団員定数の部分についても消防団とともに検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 消防団条例の一部を改正する条例ということであります。消防団の活発化を願うことから質問させていただくものでありますが、消防庁からの通知ということで全国的に団員不足が行っている中で団員確保するための通知だったかと思えます。ただいまもありましたように報酬の引き上げ等、また個人への支払いといったものが示された内容だったと思えます。

全国的に見ると、活動している団員が活動しても報酬が班に吸い上げられてなかなか個人まで回ってこないといった声に反映した国の施策なのかなと理解するところでありませぬけれども、今回個人支給が行われるわけでありませぬけれども、団員確保に直結するのかなどうか、考え方をお伺いしたい。

それから、出勤報酬の定義であります。先程も同僚議員から質問がありましたけれども、条例には団長が指示した災害及び警戒等の職務に従事した場合、出勤報酬が支払われるというようなことでありましたが、団員にとっては負担の大きい演習、訓練、またその練習といった活動がございませぬ。また、出初式の式典等にはこの出勤手当は該当なるのかなどうかお伺いしたいと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 1点目の個人支払いしたことが団員不足の解消に繋がるのかなといった部分でございませぬ。これは全国的な課題の中で国の方で取りまとめた報告においてそのような課題がある自治体が多かったということでこのような報告書がまとめられたものと理解しております。全団員から意見聴取したわけではございませぬけれども、本町におい

ては特に団、それぞれの班の中でそういった個人報酬ではなくて、行ってきた班運営が主流だと認識しておりますので、今後個人報酬になった場合どのような班運営をするのかについては、やはりそれぞれの班の中で検討していただきたいと思っております。少なくとも、個人が自分の手元にそういった報酬が支払われないといったものについては解消されるものと認識しているところでございます。

それから、様々な演習についても本町についてはこの報酬の中で一定額を、従来から費用弁償の中で支払ってきたところでございますので、そういった演習等に係る部分であっても本町においては報酬として引き続き支払う考えでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 先程も確定申告に対する質問があったわけでありましたが、やはり一般団員であれば5万円を超えるということは早々ないものかなと、ただいまの答弁で思ったところであります。しかし、やはり班長以上になってくるとある程度の出動報酬を合わせると5万円以上の報酬になるのかなと。またその中で、私も団員の方々に個人支払いについて話を聞いたわけでありましたが、これまで一部を班に支払われることから班の運営費として個人報酬が多く使われてきたというような班が多かったのかなと思います。この度、個人報酬になるにあたっては、やはり一部を班に納めて班の活動費に充てる場合が多くなるかと思えます。そうすると、個人に渡る金額はやはりその班の活動費が引かれたものになることから町では個人に支払われた金額が支払報告書等に上がってくるわけでありまして、実際個人には引かれた分しか残らないといったこともあるようでございまして、班の活動の停滞といったものも危惧されるのかなと思っております。

分団活動費といったものも支払われているようでございまして、個人の報酬を重要視するのは分かりますが、そういった班、または分団の活動支援といったものをもう少し手厚くするべきではないかと思っておりますが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 個人報酬に伴って班の活動費の部分が不足されるのではないかという危惧については我々も考慮したところでございまして、令和4年度当初予算において一定額を班の方に支出することができる予算額を盛り込んだところでございます。ただ、飲食経費については、従来からそういった運営費等には経費を見ておりませんので、そういった部分を除いた形で、一番現実的なのが消防車両の維持管理のための経費、あるいは消防車庫の維持管理の経費、そういったものに充てる費用として一部を令和4年度当初予算の方に盛り込んだところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 1点だけお聞きしたいのですけれども、今回の条例の一部を改正に従いまして、消防団員の共済に関してお聞きしたいのですけれども、班から個人支給に変わることによってどのように変わるのか。私も消防団員を経験して長かったのですが、数年経ちましたので状況も変わっていると思うのですけれども、各町内会で持っている町内会もありますし、班から出しているといった部分もありますし、特にそのように捻出している班

のところに関しては、個人に支給なったものをまた集めなければならないようなことも想定できるのですが、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 福祉共済金については従来と同様、個人が1/2、それから町の方で1/2を負担する、その考えは同じでございます、個人支給に伴って、今後天引きといったことは行わないこととなります。したがって、一度支払ったものの中からまた共済金を町の方にまとめて持参していただくといった形で町がまとめてその支払いを行うといったことを考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 考え方の問題かと思うのですけれども、私はできれば1/2と言わず全額を当然町側として出してもらいたいところではございますが、ただし、その1/2を強制の部分はないと思うので、個人的に考え方次第では払わない団員がいる場合、大変怖い案件だと私は思っております。その辺は町内会等にも十分理解をしていただきながら、特に消防団に関しましては町内会活動も大きくシェアを占める部分でございますし、いずれそういう問題、安心安全の部分でも町の考え方を示すべきだと私は思っておりますので、今後の参考にさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第20号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第20号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第8、議第22号「三川町教育委員会委員の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配付）

○議長（佐藤栄市議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（佐藤栄市議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第22号「三川町教育委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、本町の教育委員会委員であります佐藤桂子氏が、令和4年3月31日をもって任期満了となることから、再度、佐藤氏を教育委員に任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて、佐藤氏の主な経歴を申し上げますと、同氏は、昭和36年5月のお生まれで、昭和59年3月に山形大学教育学部特設音楽科を卒業後、同年4月に教諭として戸沢村立角川中学校に赴任された後、昭和62年4月から平成4年3月まで三川町立三川中学校に勤務されました。その後も、鶴岡市立鶴岡第三中学校、立川町立立川中学校、酒田市立第四中学校で勤務され、平成26年3月に退職されるまでの間、学校教育の振興に大きく貢献されております。

また、これまで育成会や小・中学校PTA役員として地域活動に積極的に参加されてきたところであり、さらには、音楽を通じた活動として、地域の子どもたちや高校音楽部、町内における老人クラブ連合会の「歌声なの花」や町民音楽会でも音楽指導を行っているところであります。

平成30年10月に教育委員就任後は、学校教育や社会教育活動に対し、的確な指導や助言をいただくとともに、総合教育会議や教育委員会の会議の場においても建設的な提言等をいただき、教育委員の職務に精励されております。

このように佐藤氏は、これまでの教育現場での豊富な経験と多様な識見により、本町の教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信いたしており、教育委員として最適任者でありますので、再度任命いたしたく、ご提案申し上げる次第でありますので、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第22号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（佐藤栄市議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に7番 鈴木重行議員、8番 成田光雄議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（佐藤栄市議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配布漏れなしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(佐藤栄市議員) 異常ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異常なしと認めます。

○議長(佐藤栄市議員) ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

○議長(佐藤栄市議員) 投票漏れはありますか。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 投票漏れなしと認めます。

○議長(佐藤栄市議員) 投票を終了します。

○議長(佐藤栄市議員) 開票を行います。

7番 鈴木重行議員、8番 成田光雄議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(佐藤栄市議員) 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。したがって、議第22号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議長(佐藤栄市議員) 日程第9、議第23号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

(書記配付)

○議長(佐藤栄市議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(佐藤栄市議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第23号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、固定資産評価審査委員会委員であります、佐藤英之氏、阿部 昇氏の両氏が、令和4年3月24日をもって任期満了となることから、佐藤氏については再任、また阿部氏に

関しましては、その後任として佐藤由一氏を選任いたしたくご提案申し上げる次第であります。

まず佐藤英之氏は、昭和46年3月、東北振興研修所・含翠学院を修了後、専業農家の後継者として農業に従事され、昭和55年から庄内たがわ農協「住宅者協議会」の役員を経て、平成23年度から副会長に就任されました。また、昭和61年からは三川町農業青色申告会の役員に就任され、平成16年度には副会長、さらに平成21年度から平成24年度までの4年間、青色申告会の会長として、本町の農業振興並びに農業者の経営指導に尽力される一方、平成25年3月からは本町の固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております。

続きまして、佐藤由一氏は、昭和56年3月、山形県立庄内農業高等学校を卒業後、農家の後継者として農業に従事しながら、平成15年7月まで小松商事株式会社に、平成15年8月からは田川商運株式会社で勤務されるとともに、平成22年8月からは三川町農業委員に就任され、さらに平成28年8月から令和元年8月までの3年間は三川町農業委員会会長職務代理者として本町農業の振興に大きく貢献されるなど、人格・識見ともに優れた方であります。

このように佐藤英之氏、佐藤由一氏、両氏ともに土地の評価に関しても精通されている方々であり、固定資産評価審査委員会委員として最適任者であることから選任いたしたくご提案申し上げる次第でありますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

本案は、人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。

これから議第23号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件について、これを選任することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第23号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第10、議第24号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議長（佐藤栄市議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（佐藤栄市議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第24号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、本町の人権擁護委員であります佐藤功夫氏が、令和4年6月30日をもって任期満了となることから、再度、佐藤氏を人権擁護委員に推薦いたしたくご提案申し上げる次第であります。

佐藤功夫氏は、平成2年3月に、駒澤大学仏教学部を卒業後、北海道にあります善照寺に、平成16年からは曹洞宗山形県第3宗務所に勤務なされました。さらに、平成19年8月からは天神堂にあります宝積寺の住職を務められるとともに、平成25年7月からは本町の人権擁護委員として人権相談や人権に関する啓発活動にも積極的に取り組まれております。

このように佐藤氏は地域住民の人望も厚く、人格・識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者であることから再度推薦いたしたくご提案申し上げる次第でありますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

本案は、人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようご留意願います。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。

これから議第24号「人権擁護委員候補者の推薦」の件について、これを推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第24号「人権擁護委員候補者の推薦」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和4年第1回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午前 11時42分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和4年3月15日

三川町議会議長

三川町議会議員 5番

三川町議会議員 6番